

淀川水系河川整備計画（案）
『原案から（案）への変更理由』

平成20年6月20日
近畿地方整備局

第1章 はじめに

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>1. 河川整備計画策定にあたっての基本的考え方</p> <p>1) 本計画の対象区間は、淀川水系の指定区間外区間(大臣管理区間)とする。ただし、計画策定上必要となる指定区間・流域についても言及する。また、沿岸海域への影響も視野に入れる。</p> <p>2) 本計画の対象期間は概ね20～30年間とする。ただし、本計画に20～30年間の全ての整備内容を網羅的に盛り込んでいるものではなく、現時点で必要と考えるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等をふまえて、整備内容を追加していくものとする。</p> <p>併せて、計画の内容については、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く。</p> <p>なお、計画の具体的施策で、「実施する」と記述している施策は、本計画期間に速やかに実施していくものであり、「検討する」と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていくものであり、検討結果がでた時点で、整備計画の変更を行うものとする。</p> <p>3) 今後の河川整備に向けて、河川整備計画の基本的考え方については、以下のとおりである。</p> <p>○ これまでの河川整備においては、結果として川と田んぼの関係に見られるように水と水が途切れ、水生生物や緑も途切れ、川と人とのつながりも希薄になり、さらに川の上下流間などでは人と人のつきあいも途切れてきた場合もあることから、これからは徹底してそれらの関係をつないでいくべきである。そのため、水、生物、ひと、まちづくりなどとのつながりをもった川とするとともに、住民等の参画や情報共有を推進していく。</p> <p>○ 「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方をふまえて河川環境の保全・再生を図り、次世代に適切に引き継げるよう努める。また、河川環境の保全・再生は「川が川をつくる」ことを手伝うという考え方を念頭に実施していく。特に、水陸移行帯の保全・再生をはじめとして河川の縦断・横断方向の連続性が分断されている状況を修復し、さらには河川・湖と陸域の連続性を確保する。</p> | <p>1. はじめに</p> <p>淀川水系河川整備計画(以下、「本計画」という。)の対象区間は、淀川水系の指定区間外区間(以下、「国管理区間」という。)とする。ただし、計画策定上必要となる指定区間(以下、「府県管理区間」という。)、流域についても言及する。また、沿岸海域への影響も視野に入れる。</p> <p>本計画の対象期間は概ね30年間とする。ただし、本計画に30年間の全ての整備内容を網羅的に盛り込んでおらず、現時点で必要と考えられるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等をふまえて、整備内容を追加していくものとする。</p> <p>あわせて、計画の内容については、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く。</p> <p>本計画における「4. 河川整備の方針と具体的な整備内容」において、「実施する」と記述している施策は、本計画期間内に実施していく。「検討して実施する」と記述している施策は、詳細な事項について検討・調整を行った上で、本計画期間内に実施していく。また、「検討する」と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていくものであり、実施するとの検討結果がでた時点で、本計画の変更を行う。</p> <p>今後の河川整備に向けて、河川整備計画の基本的考え方については、以下のとおりである。</p> <p>○ これまでの河川整備においては、結果として川と田んぼの関係に見られるように水と水を途切れさせてきた面もあることから、水生生物や緑も途切れ、川と人とのつながりも希薄になり、さらに川の上下流間などでは人と人のつきあいも途切れてきた。これからは徹底してそれらの関係をつないでいくべきである。そのため、水、生物、ひと、まちづくりなどとのつながりをもった川とするとともに、住民等の参画や情報共有を推進する。</p> <p>○ 「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる」との考えのもと、生物の生息・生育・繁殖空間の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、清らかな水と多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める。また、「川が川をつくる」のを手伝う」との認識のもとで、水陸移行帯の保全・再生をはじめとして河川の縦断・横断方向の連続性が分断されている状況を修復し、さらには河川・湖と陸域との連続性を確保する。</p> | <p>④</p> <p>①「検討する」とは、期間はどのぐらいみているのか？との意見を踏まえて、本計画期間内で詳細な事項について検討・調整を終えて実施するものは「検討して実施する」として整理し、単に本計画では「検討する」とだけしか位置付けていないものと区分した。</p> <p>④</p> <p>①もう一度、あの澄んだ水の流れて夏に、川虫で瀬釣りをしたい。孫にもさせてやりたい。との意見 ③次世代に自然資源をどう残していくかという視点を深く記述すべきとの意見 等を踏まえ、清らかな水と多様な生態系を有する淀川水系を引き継いでいくという考え方を記載。</p> |

第1章 はじめに

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|--|--|
| <p>○ 洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進する。一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要であるとの認識に立って、流域の関係者が一体となつて的確な対策を講じることとする。河川整備にあたっては、本支川、上下流間のバランスを確保できるよう、手順を明確にした上で実施することとする。また、施設能力を上回る洪水が発生した場合でも被害を最小限にできるよう、流域全体でリスクを分担する。</p> <p>○ 節水型社会をめざし、今後も適宜水需要について確認し、既存水資源開発施設の運用等を適切に見直ししていくとともに、水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する。一方、水需給が逼迫している地域においては、水需要予測の見直しを踏まえ、新規水源を確保する。また、異常渇水時には、流域一体となってハード・ソフト両面にわたる対策を講じる。</p> <p>○ 河川の利用は、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとともに、沿川住民や自治体からの河川利用のニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。また、古くから琵琶湖・淀川流域に形成されてきた歴史・風土等を活かしつつ、環境教育を推進する場という観点も含めて利用を推進する。淀川が都市域を流れているという地域特性を踏まえ、身近な自然を楽しめ、川と街の一体感が体现できるようにする。</p> | <p>○ いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化する施策をハード、ソフト両面にわたって推進する。また河川整備基本方針では「一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要」との基本理念がまとめられている。河川整備計画に盛り込んだ施策、事業を進めるにあたっては、この理念のもと、広大な流域をもつ淀川水系の関係者の皆が分担して負担していくことが最も重要である。</p> <p>これまでの先人努力の結果である淀川水系の治水整備の現状は、まだ十分とは言えないが下流から整備が進んでおり、中上流部が大きく取り残されている。この現状からさらに河川整備基本方針へと段階的に整備を進めるにあたっては、整備の各段階において水系全体の安全度のバランスを堅持し、リスクを分担する観点をふまえつつ、本川及び支川の河道やダム等の整備の手順を明確にした上で適切に進めていくものとする。また、施設能力を上回る洪水が発生した場合でも被害を最小限にできるよう、流域全体でリスクを分担する。</p> <p>○ 節水型社会を目指し、関係機関と連携した水需要の抑制や既存水資源開発施設の有効活用など、利水者や自治体との連携を強化し、水需要と水供給の両面から効率的な水利用を進めることにより、水需要の変化や長期的な気候変動に対応し、琵琶湖・淀川の河川環境の保全・再生と調和した、安定した水利用の確保を促す。特に、水需給が逼迫している地域においては、水需給の予測をふまえた上で、新規水源を確保する。また異常渇水に対して、流域一体となってソフト、ハード両面にわたる対策で備える。</p> <p>○ 河川の利用は、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとともに、地域の住民や自治体からの河川利用のニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。また、古くから琵琶湖・淀川流域に形成されてきた歴史・風土等を活かしつつ、環境学習を推進する場という観点も含めて利用を推進する。都市を流れる河川であることを踏まえ、身近な自然を楽しめるなど、川とまちが一体となった河川整備を実施する。</p> | <p>③委員会では「いかなる洪水に対しても壊滅的被害を軽減する」ということを提言してきたとの意見を踏まえて、いかなる洪水に対しても被害を最小化させることを明記</p> <p>③整備目標というときにまず基本方針があつて、整備計画は当面20年、30年というところでやるわけであるとの意見を踏まえて、整備計画は基本方針に則するものであること明記</p> <p>③各地域で現在使われている利水が河川環境をどう変えているかという現状把握がまずあつて、その上でシステム全体が変わった場合にどうなるのかという形で検討するべきとの意見を踏まえて、琵琶湖・淀川の河川環境の保全・再生と調和した、安定した水利用を促すことを明記</p> <p>④</p> |

第2章 流域及び河川の概要

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|----------|
| <p>2. 流域及び河川の概要</p> <p>淀川は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川(旧淀川)を分派して大阪湾に注ぐ、幹川流路延長75km、流域面積8,240km²の一級河川である。(図 2-1)</p> <p>その流域は、大阪市、京都市をはじめ54市24町4村からなり、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良の2府4県にまたがり、流域の土地利用は、山林等が約49%、水田や畑地等の農地が約24%、宅地等の市街地が約19%、その他が約8%となっている。(表 2-1)</p> <p>流域内には、大阪市域を核として名神高速道路・中国自動車道といった国土基幹軸や近畿自動車道・北陸自動車道・名阪国道(国道25号バイパス)などの自動車専用道路が集中するとともに、淀川を横断する国道2号・43号や、河川沿いに広がる平野を縫って国道1号・171号などの広域幹線道路も走っている。また、大阪大都市圏を中心として、JR東海道新幹線・東海道本線・山陰本線・湖西線・北陸本線などの広域幹線網をはじめ、阪急電鉄京都・神戸・宝塚線、京阪電鉄本線・大津線、近鉄京都・大阪線などの主要都市間を結ぶ鉄道網も発達している。</p> <p>近畿圏の中心を貫いている本水系は、下流部に大阪市、中流部に京都市やその他数多くの衛星都市をかかえ、関西地方の社会、経済、文化の基盤をなしており、古くから我が国の政治経済の中心として栄え、人々の生活・文化を育んできた。また、琵琶湖国定公園をはじめとする6国定公園と10府県立自然公園があり、豊富で優れた自然環境を有している。</p> <p>このようなことから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。流域を大別すると、本川上流の琵琶湖とその流入支川、瀬田川を経て宇治川まで、左支川木津川、右支川桂川、三川合流後の淀川、神崎川及び猪名川に分けることができる。</p> <p>宇治川、桂川、木津川の三川合流部付近にはかつて巨椋池が存在していたが、繰り返される洪水の対策のために宇治川左岸沿いに堤防を築いて分離され、昭和16年には干拓地化されて戦後の食糧増産に寄与した。しかし、昭和28年台風13号出水時において、宇治川左岸向島堤は決壊し、巨椋池干拓地一帯が長期に及び浸水している。</p> <p>河床勾配は、淀川大堰下流において約1/17,000、淀川大堰上流では約1/4,700～1/2,000、宇治川では約1/2,900～1/640、桂川では約1/3,400～1/380、木津川では約1/1,000～1/200となっている。</p> <p>流域の地質は、琵琶湖流域と桂川流域の山地が古生代二疊紀～中生代ジュラ紀の丹波層群と中生代白亜紀の花崗岩等から成り、丘陵・台地が新三紀鮮新世～第四紀更新世前期の古琵琶湖層群や大阪層群等から成っている。また、木津川流域は領家花崗岩と変成岩等から成っている。淀川の下流域の平野は、花崗岩等の上に大阪層群が厚く被覆する地質を形成している。</p> <p>流域の平均年降水量は1,600mm程度であり、気候特性により分類すると、日本海型気候区に属する琵琶湖北部、太平洋型気候区に属する木津川上流部、前線の影響を受けやすい桂川上流部と猪名川上流部、瀬戸内海気候区に属する中・下流域の4区域に区分することができる。このように流域内の気象特性が異なる。</p> <p>琵琶湖は、湖面積674km²、容積275億m³という日本最大の淡水湖で、野洲川、草津川、姉川等直接流入している河川だけでも119本を数える。その流域面積は3,848km²(琵琶湖含む)で淀川流域の約47%を占める。琵琶湖は、約400万年前にできたといわれる世界でも有数の古代湖であり、ピワコオオナマズ、ピワマス、セタシジミ等の50種を超える固有種をはじめ、1,000種以上の生物が生息・生育している。特に沿岸帯は生物層が豊かであり、水際にはヨシなどの抽水植物の群落形成が見られ、コイ、フナ類をはじめ、多くの魚類の生息や産卵・成育の場となっている。また琵琶湖は平成5年6月に「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」の登録湿地に指定されている。一方、近年琵琶湖固有種の減少や外来種の増加、湖辺のヨシ群落等の生物の生息・生育空間の減少が見られている。(写真2-1)(写真2-2)</p> | <p>2. 流域及び河川の概要</p> <p>淀川は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川(旧淀川)を分派して大阪湾に注ぐ、幹川流路延長75km、流域面積8,240km²の一級河川である。(図 2-1)</p> <p>その流域は、大阪市、京都市をはじめ54市24町4村(平成20年3月末現在)からなり、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良の2府4県にまたがり、流域の土地利用は、山林等が約49%、水田や畑地等の農地が約24%、宅地等の市街地が約19%、その他が約8%となっている。(表 2-1)</p> <p>流域内には、大阪市域を核として名神高速道路・中国自動車道といった国土基幹軸や近畿自動車道・北陸自動車道・名阪国道(国道25号バイパス)などの自動車専用道路が集中するとともに、淀川を横断する国道2号・43号や、河川沿いに広がる平野を縫って国道1号・171号などの広域幹線道路も走っている。また、大阪大都市圏を中心として、JR東海道新幹線・東海道本線・山陰本線・湖西線・北陸本線などの広域幹線網をはじめ、阪急電鉄京都・神戸・宝塚線、京阪電鉄本線・大津線、近鉄京都・大阪線などの主要都市間を結ぶ鉄道網も発達している。</p> <p>近畿圏の中心を貫いている本水系は、下流部に大阪市、中流部に京都市やその他数多くの衛星都市をかかえ、関西地方の社会、経済、文化の基盤をなしており、古くから我が国の政治経済の中心として栄え、人々の生活・文化を育んできた。また、琵琶湖国定公園をはじめとする6国定公園と10府県立自然公園があり、豊富で優れた自然環境を有している。</p> <p>このようなことから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。流域を大別すると、本川上流の琵琶湖とその流入支川、瀬田川を経て宇治川まで、左支川木津川、右支川桂川、三川合流後の淀川、神崎川及び猪名川に分けることができる。</p> <p>宇治川、木津川、桂川の三川合流部付近にはかつて巨椋池が存在していたが、繰り返される洪水の対策のために宇治川左岸(久御山町側)沿いに堤防を築いて分離され、昭和16年には干拓地化されて戦後の食糧増産に寄与した。しかし、昭和28年台風13号洪水時において、宇治川左岸(久御山町側)向島堤は決壊し、巨椋池干拓地一帯が長期にわたり浸水している。</p> <p>河床勾配は、淀川大堰下流において約1/17,000、淀川大堰上流では約1/4,700～1/2,000、宇治川では約1/2,900～1/640、桂川では約1/3,400～1/380、木津川では約1/1,000～1/200となっている。</p> <p>流域の地質は、琵琶湖流域と桂川流域の山地が古生代二疊紀～中生代ジュラ紀の丹波層群と中生代白亜紀の花崗岩等から成り、丘陵・台地が新三紀鮮新世～第四紀更新世前期の古琵琶湖層群や大阪層群等から成っている。また、木津川流域は領家花崗岩と変成岩等から成っている。淀川の下流域の平野は、花崗岩等の上に大阪層群が厚く被覆する地質を形成している。</p> <p>流域の平均年降水量は、1,600mm程度であり、気候特性により分類すると、日本海型気候区に属する琵琶湖北部、太平洋型気候区に属する木津川上流部、前線の影響を受けやすい桂川上流部と猪名川上流部、瀬戸内海気候区に属する中・下流域の4区域に区分することができる。このように流域内の気象特性が異なる。</p> <p>琵琶湖は、湖面積674km²、容積275億m³という日本最大の淡水湖で、姉川、安曇川等直接流入している河川だけでも118本を数える。その流域面積は3,848km²(琵琶湖含む)で淀川流域の約47%を占める。琵琶湖は、約400万年前にできたといわれる世界でも有数の古代湖であり、ピワコオオナマズ、ピワマス、セタシジミ等の50種を超える固有種をはじめ、1,000種以上の生物が生息・生育・繁殖している。</p> <p>特に沿岸帯は生物層が豊かであり、水際にはヨシなどの抽水植物の群落形成が見られ、コイ、フナ類をはじめ、多くの魚類の生息や産卵・成育の場となっている。また琵琶湖は平成5年6月に「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」の登録湿地に指定されている。一方、近年琵琶湖固有種の減少や外来種の増加、湖辺のヨシ群落等の生物の生息・生育・繁殖空間の減少が見られている。(写真2-1,2)</p> | <p>④</p> |

第2章 流域及び河川の概要

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|----------|
| <p>瀬田川は、琵琶湖からの唯一の流出河川であり、琵琶湖の南端から瀬田川洗堰を経て流下し、京都府域からは宇治川と名を変え山城盆地を貫流する。洗堰より下流では、オイカワやシマトビケラ類等の流水域を好むものが数多く見られる。また、鹿跳渓谷、天ヶ瀬ダムが存在し、ヤマセミ等に代表される溪流環境を好む種も見られる。京都府域に入り、さらに下流の向島付近では広大なヨシ原が形成され、オオヨシキリの繁殖地、ツバメのねぐら等野鳥の生息地となっており、冬季にはカモ類が多く飛来し、採餌、休息、繁殖場となっている。また宇治橋付近では、河床材料が礫質であって流量の安定した流水域を好むとされる絶滅危惧種のナカセコカワニナが確認されている。(写真 2-3)</p> <p>大戸川は、三重県境の高旗山に源を發し、信楽盆地から大津市南部を流下して瀬田川に合流する河川で、奈良・平安時代の田上山の乱伐により山肌が荒れ大雨のたびに大量の土砂を伴う氾濫を繰り返してきた。(写真 2-4)</p> <p>木津川は、鈴鹿山脈、布引山地に源を發し、上野盆地を貫流し、岩倉峡に代表される山間渓谷を蛇行しながら流下し、大河原において名張川と合流し山城盆地で三川合流点に達している。流域には高山ダムをはじめとする複数のダムが建設されており、洪水の軽減や各種用水の補給を行っている。上流部では、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息が確認されている。また岩倉峡や赤目四十八滝等景観に優れた景勝地が点在している。下流部は勾配が緩やかとなり、川幅が広く交互砂州が発達し瀬と淵が見られる砂州河川である。河原は砂を中心とした広い自然裸地が形成され、本流と繋がっていないたまりが点在し、これらの水域にはタナゴ類が多数生息し、メダカや、国の天然記念物に指定されているイタセンバラが確認されている。(写真 2-5)(写真 2-6)</p> <p>桂川は、丹波山地の東端を源とし高原状地形において小河川を集め、保津峠を経て京都市西部を南流して三川合流点に達している。上流部では、オオサンショウウオ、中流部では国の天然記念物に指定されているアユモドキの生息が確認されている。嵐山より下流の河道内には8箇所の井堰が存在し、流水域と湛水域が連続する環境になっている。</p> <p>三川合流点から枚方大橋までの区間では、河岸に発達した寄り洲が見られ、オイカワ、モツゴ、カマツカなどが見られる。また、オオヨシキリをはじめとする多数の野鳥が生息し、トビ、チュウヒ等の猛禽類も見られる。また、鶺鴒を代表とするヨシ原が広がっている。(写真 2-7)</p> <p>淀川大堰湛水区間では、城北や庭窪のワンド群、豊里のたまり群等があり、イシガイ、ドブガイをはじめとして、琵琶湖・淀川水系の固有種で、かつての巨椋池に生息した絶滅危惧種のオグラヌマガイ、レンズヒラマキガイや、イタセンバラをはじめとするタナゴ類などの魚貝類が見られる。また、ワンド、たまり周辺のヨシ群落ではオオヨシキリが見られるほか、水鳥の休息場やツバメのねぐらになっている。</p> <p>淀川大堰から河口までの区間は、汽水域となっており、十三から西中島にかけてスナガニ等の底生動物が生息し、これらをシギ・チドリ類が採餌し、休息地として利用している干潟がある。また、水際部ではシオクグ、ウラギクといった塩性植物が見られる。(写真 2-8)</p> <p>神崎川及び猪名川は、銀橋下流の狭窄部に代表されるように猪名川の上流部や神崎川の支川安威川上流部において渓谷河川の様相を呈しているが、それ以外は概ね平野部を流れ、阪神工業地帯に密集した市街地が広がる都市河川の様相を呈している。なお、猪名川の中下流部は川幅が比較的広く、河道内の所々に瀬や淵がある。植生は、中流部ではオギ、ツルヨシ等、下流部ではヨシ、セイタカヨシ等が代表的であるが、近年はアレチウリ等の外来植物が繁茂している。(写真 2-9)</p> <p>流域の都市化と下水道の整備が行われたことで、水質の改善が図られる一方で河川流量の減少が見られる。</p> | <p>瀬田川は、琵琶湖からの唯一の流出河川であり、琵琶湖の南端から瀬田川洗堰を経て流下し、京都府域からは宇治川と名を変え山城盆地を貫流する。瀬田川洗堰より下流では、オイカワやシマトビケラ類等の流水域を好むものが数多く見られる。</p> <p>また、鹿跳渓谷、天ヶ瀬ダムが存在し、ヤマセミ等に代表される溪流環境を好む種も見られる。京都府域に入り、さらに下流の向島付近では広大なヨシ原が形成され、オオヨシキリの繁殖地、ツバメのねぐら等野鳥の生息地となっており、冬季にはカモ類が多く飛来し、採餌、休息、繁殖場となっている。また宇治橋付近では、河床材料が礫質であって流量の安定した流水域を好むとされる絶滅危惧種のナカセコカワニナが確認されている。(写真 2-3)</p> <p>大戸川は、三重県境の高旗山に源を發し、信楽盆地から大津市南部を流下して瀬田川に合流する河川で、奈良・平安時代の田上山の乱伐により山肌が荒れ大雨のたびに大量の土砂を伴う氾濫を繰り返してきた。(写真 2-4)</p> <p>木津川は、鈴鹿山脈、布引山地に源を發し、上野盆地を貫流し、岩倉峡に代表される山間渓谷を蛇行しながら流下し、大河原において名張川と合流し山城盆地で三川合流点に達している。流域には高山ダムをはじめとする複数のダムが建設されており、洪水の軽減や各種用水の補給を行っている。上流部では、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息が確認されている。また岩倉峡や赤目四十八滝等景観に優れた景勝地が点在している。(写真 2-5、6)下流部は勾配が緩やかとなり、川幅が広く交互砂州が発達し瀬と淵が見られる砂州河川である。河原は砂を中心とした広い自然裸地が形成され、本流と繋がっていないたまりが点在し、これらの水域にはタナゴ類が多数生息し、メダカや、国の天然記念物に指定されているイタセンバラが確認されている。</p> <p>桂川は、丹波山地の東端を源とし高原状地形において小河川を集め、保津峠を経て京都市西部を南流して三川合流点に達している。上流部では、オオサンショウウオ、中流部では国の天然記念物に指定されているアユモドキの生息が確認されている。嵐山より下流の河道内には8箇所の井堰が存在し、流水域と湛水域が連続する環境になっている。</p> <p>三川合流点から枚方大橋までの区間では、河岸に発達した寄り洲が見られ、オイカワ、モツゴ、カマツカなどが見られる。また、オオヨシキリをはじめとする多数の野鳥が生息し、トビ、チュウヒ等の猛禽類も見られる。(写真 2-7)また、鶺鴒を代表とするヨシ原が広がっている。</p> <p>淀川大堰湛水区間では、城北や庭窪のワンド群、豊里のたまり群等があり、イシガイ、ドブガイをはじめとして、琵琶湖・淀川水系の固有種で、かつての巨椋池に生息した絶滅危惧種のオグラヌマガイ、レンズヒラマキガイや、イタセンバラをはじめとするタナゴ類などの魚貝類が見られる。また、ワンド、たまり周辺のヨシ群落ではオオヨシキリが見られるほか、水鳥の休息場やツバメのねぐらになっている。(写真 2-8)</p> <p>淀川大堰から河口までの区間は、汽水域となっており、十三から西中島にかけてスナガニ等の底生動物が生息し、これらをシギ・チドリ類が採餌し、休息地として利用している干潟がある。また、水際部ではシオクグ、ウラギクといった塩性植物が見られる。</p> <p>神崎川及び猪名川は、銀橋下流の狭窄部に代表されるように猪名川の上流部や神崎川の支川安威川上流部において渓谷河川の様相を呈しているが、それ以外は概ね平野部を流れ、阪神工業地帯に密集した市街地が広がる都市河川の様相を呈している。なお、猪名川の中下流部は川幅が比較的広く、河道内の所々に瀬や淵がある。植生は、中流部ではオギ、ツルヨシ等、下流部ではヨシ、セイタカヨシ等が代表的であるが、近年はアレチウリ等の外来植物が繁茂している。(写真 2-9)</p> <p>流域の都市化と下水道の整備が行われたことで、水質の改善が図られる一方で河川流量の減少が見られる。</p> | <p>④</p> |

第2章 流域及び河川の概要

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|----------------------|
| <p>淀川の本格的な治水事業は、明治18年（1885年）6月の洪水を契機として明治29年に河川法が制定されたことに伴い、同年「淀川改良工事」に着手し、同43年に竣工した。（図 2-2）</p> <p>その内容は、計画高水流量を瀬田川について695 m³/s、宇治川について835m³/s、桂川について1,950 m³/s、木津川について3,610 m³/s及び本川について 5,560 m³/sと定め、瀬田川を浚渫するとともに瀬田川洗堰を設け、これにより琵琶湖の水位を下げ、沿岸地域の被害を軽減し、また三川合流点付近では宇治川付替、桂川合流点改良、宇治川左岸堤防の築造による巨椋池の分離を行い、さらに大阪市の洪水防御を目的として、新淀川を開削して本川の洪水をこれに流下させることとした。さらにその際、毛馬に洗堰及び閘門を設け、舟運のための水深維持、沿川一帯の耕地へのかんがい、河川の浄化および雑用水の取水のための維持用水として旧淀川に110 m³/sを分派し、また、神崎川へ樋門により27.8 m³/sを流入させることとした。（図 2-3）</p> <p>その後、大正6年10月洪水により被害が生じたので、大正7年に観月橋地点から河口までの区間の「淀川改修増補工事」に着手し、昭和7年に竣工した。また、木津川については、昭和5年に計画高水流量を4,650 m³/sとして、木津川市から八幡市までの区間について改修工事に着手した。</p> <p>次いで、昭和10年6月、昭和13年7月の桂川における洪水により桂川の計画高水流量を2,780 m³/sに、本川の計画高水流量を6,950 m³/sにそれぞれ改定して、同14年から「淀川修補工事」に着手した。さらに昭和28年の台風13号による洪水に鑑み、淀川水系全般にわたる治水対策について、昭和29年11月に「淀川水系改修基本計画」を決定した。</p> <p>その内容は、基準地点枚方における基本高水のピーク流量を8,650 m³/sとし、このうち1,700 m³/sを上流ダム群で調節し、計画高水流量を6,950 m³/sとするものであり、宇治川、木津川、桂川の計画高水流量をそれぞれ900 m³/s、4,650m³/s、2,780 m³/sとする計画であった。この計画に基づき、天ヶ瀬ダム及び高山ダムの建設による洪水調節、水源山地の砂防の強化、瀬田川の浚渫及び洗堰の改造による琵琶湖沿岸地域及び下流河川の被害の軽減、宇治川、桂川、木津川及び淀川本川の河道改修の促進並びに管理設備の増強等を主体として工事を実施した。その後、昭和34年の伊勢湾台風により、木津川において昭和28年台風13号洪水を上回る6,200 m³/sの出水をみたので、木津川のダム計画に追加修正を行った。</p> <p>その計画は、新河川法の施行に伴い、昭和40年から淀川水系工事実施基本計画となった。しかしながら、昭和36年、昭和40年と出水が相次いだこと、及び淀川地域の人口・資産が増大したことに鑑み、淀川の治水計画を全面的に改定することとし、昭和46年に基準地点枚方における基本高水のピーク流量を17,000 m³/sとして、これを上流ダム群等により5,000 m³/s調節し、計画高水流量を12,000 m³/sとする計画を決定した。さらに、淀川において堤防が決壊した場合、壊滅的な被害が予想され経済社会活動に甚大な影響を与えることが懸念されるため、超過洪水対策として昭和62年から高規格堤防の整備に着手した。</p> <p>平成19年8月には、淀川水系における治水、利水、環境の重要性をふまえて河川整備基本方針が策定された。</p> <p>本川及び支川の整備にあたっては、河川整備の進捗を十分踏まえて、本支川及び上下流間バランス、自然条件や社会条件を考慮し、狭窄部などの整備手順を明確にした上で、水系一貫した河川整備を行う。</p> <p>流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。</p> | <p>淀川の本格的な治水事業は、明治18年（1885年）6月の洪水を契機として明治29年に河川法が制定されたことに伴い、同年「淀川改良工事」に着手し、同43年に竣工した。（図 2-2）</p> <p>その内容は、計画高水流量を瀬田川 695 m³/s、宇治川 835m³/s、桂川 1,950 m³/s、木津川 3,610 m³/s及び本川 5,560 m³/sと定め、瀬田川を浚渫するとともに瀬田川洗堰を設け、これにより琵琶湖の水位を下げ、沿岸地域の被害を軽減し、また三川合流点付近では宇治川付替、桂川合流点改良、宇治川左岸（久御山側）堤防の築造による巨椋池の分離を行い、さらに大阪市の洪水防御を目的として、新淀川を開削して本川の洪水をこれに流下させることとした。さらにその際、毛馬に洗堰及び閘門を設け、舟運のための水深維持、川沿い一帯の耕地へのかんがい、河川の浄化および雑用水の取水のための維持用水として旧淀川に110 m³/sを分派し、また、神崎川へ水門により27.8 m³/sを流入させることとした。（図 2-3）</p> <p>その後、大正6年10月洪水により被害が生じたので、大正7年に観月橋地点から河口までの区間の「淀川改修増補工事」に着手し、昭和7年に竣工した。また、木津川については、昭和5年に計画高水流量を4,650 m³/sとして、木津川市から八幡市までの区間について改修工事に着手した。</p> <p>次いで、昭和10年6月、昭和13年7月の桂川における洪水により桂川の計画高水流量を2,780 m³/sに、本川の計画高水流量を6,950 m³/sにそれぞれ改定して、同14年から「淀川修補工事」に着手した。さらに昭和28年の台風13号による洪水に鑑み、淀川水系全般にわたる治水対策について、昭和29年11月に「淀川水系改修基本計画」を決定した。</p> <p>その内容は、基準地点枚方における基本高水のピーク流量を8,650 m³/sとし、このうち1,700 m³/sを上流ダム群で調節し、計画高水流量を6,950 m³/sとするものであり、宇治川、木津川、桂川の計画高水流量をそれぞれ900 m³/s、4,650m³/s、2,780 m³/sとする計画であった。この計画に基づき、天ヶ瀬ダム及び高山ダムの建設による洪水調節、水源山地の砂防の強化、瀬田川の浚渫及び瀬田川洗堰の改造による琵琶湖周辺地域及び下流河川の被害の軽減、宇治川、桂川、木津川及び淀川本川の河道改修の促進並びに管理設備の増強等を主体として工事を実施した。その後、昭和34年の伊勢湾台風により、木津川において昭和28年台風13号洪水を上回る6,200 m³/sの洪水をみたので、木津川のダム計画に追加修正を行った。</p> <p>その計画は、新河川法の施行に伴い、昭和40年から淀川水系工事実施基本計画となった。しかしながら、昭和36年、昭和40年と洪水が相次いだこと、及び淀川地域の人口・資産が増大したことに鑑み、淀川の治水計画を全面的に改定することとし、昭和46年に基準地点枚方における基本高水のピーク流量を17,000 m³/sとして、これを上流ダム群等により5,000 m³/s調節し、計画高水流量を12,000 m³/sとする計画を決定した。さらに、淀川において堤防が決壊した場合、社会経済活動への甚大な影響が懸念されるため、壊滅的な被害を回避する超過洪水対策として昭和62年から高規格堤防の整備に着手した。</p> <p>平成19年8月には、淀川水系における治水、利水、環境の重要性をふまえて河川整備基本方針が策定された。主な内容は以下のとおりである。</p> <p>本川及び支川の整備にあたっては、河川整備の進捗を十分踏まえて、本支川及び上下流間バランス、自然条件や社会条件を考慮し、狭窄部などの整備手順を明確にした上で、水系一貫した河川整備を行う。</p> <p>流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても瀬田川洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。</p> | <p>変更理由</p> <p>④</p> |

第2章 流域及び河川の概要

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|----------|
| <p>計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、下流のより堤防の高い区間における過度な流量の集中を回避し、被害をできるだけ軽減させるため、河道や川沿いの状態、氾濫形態等を踏まえ必要な対策を実施する。その上で、基本高水のピーク流量は、琵琶湖からの流出量を加味して淀川の基準点枚方で17,500m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により5,500 m³/s調節して、河道への配分流量は工事実施基本計画と同じく、12,000 m³/sとした。</p> <p>猪名川については工事実施基本計画と同じく基準点小戸で3,500 m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により1,200 m³/s調節して河道への配分流量を2,300 m³/sとした。</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、琵琶湖や淀川等に生息・生育する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な生物を保全するため、ヨシ帯、ワンド・たまり、砂州河原や湖の砂浜、干潟等特徴ある生物の生息・生育空間の保全・再生に努めることとする。また、これまでの流域の人々と琵琶湖、淀川、木津川、桂川や猪名川との関わりを考慮しつつ、良好な河川環境を保全し、多様な生物の生息、生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、地域住民や学識者、関係機関と連携しながら、地域づくりに資する川づくりを推進する等が明記された。</p> <p>なお、砂防事業については、明治11年よりオランダ人技師デレーケの指導などにより国の直轄事業として瀬田川及び木津川流域で土砂流出の防止工事が実施された。明治31年には滋賀県、32年には三重県、大阪府、40年には京都府、奈良県において補助事業が実施されている。</p> <p>河川水の利用については、古来、沿岸地域の民生に寄与するところが大きであったが、明治に入り、琵琶湖及び淀川の流域の開発が進むにつれ、数々の利水事業が実施され、その効用を高めてきた。その主なものは、明治7年から同29年にわたって実施された舟運のための低水路工事、同27年に竣工した琵琶湖第一疏水及び同45年に竣工した琵琶湖第2疏水等である。また明治38年には、前述のように南郷洗堰(瀬田川洗堰)を設置して、琵琶湖の水位を人工的に調節し、また、宇治川筋の水力発電開発も行われてきた。(写真2-10)(写真2-11)</p> <p>大阪市を中心とする地域産業経済の発展に伴い、これらの地域の水需要が増大したため、昭和18年から同27年にかけて淀川第一期河水統制事業を実施し、琵琶湖沿岸地域の洪水対策とともに下流地域の水需要に対して、総合的な対策を講じた。その際、舟運の衰退や都市用水の需要増などの水利用の変化をふまえ、旧淀川、神崎川の維持用水も見直しが行われ、それぞれ78.5m³/s(うち8.5m³/sは長柄運河)、10m³/sに減じられた。</p> <p>さらにその後も水需要は飛躍的に増大したため、旧淀川の維持流量70m³/sを日平均60m³/s(満潮時40m³/sを8時間、退潮時100m³/sを4時間)で運用し緊急かつ暫定的に10m³/sを都市用水とする事業等の他、治水計画との調整を図りつつ高山ダム、青蓮寺ダム等の多目的ダム等の建設により対処してきた。さらに、昭和46年に改定した淀川水系工事実施基本計画や昭和47年に改定した淀川水系水資源開発基本計画に基づき、正蓮寺川利水事業、琵琶湖開発事業及び室生ダム、一庫ダム、布目ダム、比奈知ダム等の建設により対処すると共に、必要な水資源確保のため大戸川ダム、余野川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、丹生ダム、川上ダムなどの新規開発が進められてきた。(図 2-4)</p> | <p>計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、下流のより堤防の高い区間における過度な流量の集中を回避し、被害をできるだけ軽減させるため、河道や川沿いの状態、氾濫形態等を踏まえ必要な対策を実施する。その上で、基本高水のピーク流量は、琵琶湖からの流出量を加味して淀川の基準点枚方で17,500m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により5,500 m³/s調節して、河道への配分流量は工事実施基本計画と同じく、12,000 m³/sとした。</p> <p>猪名川については工事実施基本計画と同じく基準点小戸で3,500 m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により1,200 m³/s調節して河道への配分流量を2,300 m³/sとした。</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、琵琶湖や淀川等に生息・生育・繁殖する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な生物を保全するため、ヨシ帯、ワンド・たまり、砂州河原や湖の砂浜、干潟等特徴ある生物の生息・生育・繁殖空間の保全・再生に努めることとする。また、これまでの流域の人々と琵琶湖、淀川、木津川、桂川や猪名川との関わりを考慮しつつ、良好な河川環境を保全し、多様な生物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、地域住民や学識者、関係機関と連携しながら、地域づくりに資する川づくりを推進する等が明記された。</p> <p>砂防事業については、明治11年よりオランダ人技師デレーケの指導などにより国の直轄事業として瀬田川及び木津川流域で土砂流出の防止工事が実施された。明治31年からは滋賀県、32年からは三重県及び大阪府、40年からは京都府及び奈良県において補助事業が実施されている。</p> <p>河川水の利用については、古くから川沿いの住民の生活に役立ってきたが、明治に入り、琵琶湖及び淀川の流域の開発が進むにつれ、数々の利水事業が実施され、その効用を高めてきた。その主なものは、明治7年から同29年にわたって実施された舟運のための低水路工事、同27年に竣工した琵琶湖第一疏水及び同45年に竣工した琵琶湖第2疏水等である。また明治38年には、前述のように旧瀬田川洗堰(南郷洗堰)を設置して、琵琶湖の水位を人工的に調節し、また、宇治川筋の水力発電開発も行われてきた。(写真 2-10, 11)</p> <p>大阪市を中心とする地域産業経済の発展に伴い、これらの地域の水需要が増大したため、昭和18年から同27年にかけて淀川第一期河水統制事業を実施し、琵琶湖周辺地域の洪水対策とともに下流地域の水需要に対して、総合的な対策を講じた。その際、舟運の衰退や都市用水の需要増などの水利用の変化をふまえ、旧淀川、神崎川の維持用水も見直しが行われ、それぞれ78.5m³/s(うち8.5m³/sは長柄運河)、10m³/sに減じられた。</p> <p>さらにその後も水需要は飛躍的に増大したため、旧淀川の維持流量70m³/sを日平均60m³/s(満潮時40m³/sを8時間、退潮時100m³/sを4時間)で運用し緊急かつ暫定的に10m³/sを都市用水とする事業等の他、治水計画との調整を図りつつ高山ダム、青蓮寺ダム等の多目的ダム等を建設した。さらに、昭和46年に改定した淀川水系工事実施基本計画及び昭和47年に改定した淀川水系水資源開発基本計画に基づき、必要な水源確保のため、正蓮寺川利水事業、琵琶湖開発事業及び室生ダム、一庫ダム、布目ダム、比奈知ダム等を建設するとともに大戸川ダム、余野川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、丹生ダム、川上ダムなどの新規開発を進めてきた。(図 2-4)</p> | <p>④</p> |

第2章 流域及び河川の概要

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|----------|
| <p>現在、農業用水としては、そのかんがい面積は約93,000haに及び、水力発電としては、わが国最古の蹴上発電所をはじめとして発電所数40箇所、総最大出力約650,000kWに達し、さらに、都市用水としては、大阪をはじめとする各都市の諸用水の最大の供給源となっている。</p> <p>水質については、琵琶湖では湖沼AA及び湖沼Ⅱ類型、瀬田川は全域でA類型、宇治川は天ヶ瀬ダムから山科川合流点までがA類型、山科川合流点から三川合流点までがB類型、木津川はA類型、桂川は渡月橋より上流がA類型、渡月橋から三川合流点までがB類型、淀川は三川合流点から淀川大堰までがB類型、淀川大堰から河口までがC類型、猪名川(藻川を含む)は藻川分岐点から藻川合流点までがD類型、その他がB類型となっている。</p> <p>琵琶湖の水質は、流域内の人口の増加、市街化の進展等により、湖沼の水質汚濁の代表指標であるCODで評価すると漸増傾向にあり、毎年のようにカビ臭・アオコが発生しているほか、淡水赤潮の発生も見られる。また、北湖の水質が良く、南湖の水質が悪い傾向にあり、COD、全窒素、全リンについては北湖の全リンを除いて環境基準を達成していない状況である。</p> <p>河川の利用については、琵琶湖は豊かな水産資源を育む場であるとともに、魚釣りや水遊びなど多様なレクリエーションを楽しめる場となっている。瀬田川洗堰より上流では水量が豊富で流れが緩やかなためボート競技等が、また、瀬田川洗堰より下流ではカヌー等が行われている。(写真 2-12)</p> <p>木津川の上野盆地から岩倉峡下流の笠置大橋にかけての中流部は、散策やキャンプ等の場として利用されており、カヌーやボート遊びが行われている。宇治川の塔の島周辺は、歴史・文化的遺産に恵まれ、鵜飼や舟遊びなどに利用されている。桂川では、約10kmに及ぶ溪流である保津峡において「保津川下り」が行われている。保津峡の下流にある嵐山は京都を代表する観光地となっており、四季を通じて多くの観光客で賑わっている。三川合流後の淀川流域は大阪平野が広がり、大規模な市街地となっており、河川敷には淀川河川公園が整備され、住民の憩いの場や球技、魚釣り、散策等に利用されている。(写真2-13)</p> <p>なお、淀川水系における特徴的な事業である琵琶湖総合開発事業が、昭和47年から「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とを合わせ増進し、近畿圏の健全な発展に寄与する」ことを目的として実施された。当該事業では、「琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための保全対策」、「淀川及び琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策」、「水資源の有効利用を図る利水」を3つの柱として、40m³/sの水資源開発と併せて、湖岸堤、瀬田川浚渫、内水排除施設等の整備を行ったほか、国・県・市町村等が実施する「地域開発事業」として、道路、下水道、自然保護地域公有化、ゴミ処理施設、水質観測施設、農業集落排水処理施設整備等が実施された。琵琶湖総合開発事業は25年の歳月をかけ、平成9年3月に終了した。</p> | <p>農業用水としては、現在、そのかんがい面積は約93,000haに及び、水力発電では、わが国最古の蹴上発電所をはじめとして発電所数40箇所、総最大出力約650,000kWに達し、さらに、都市用水としては、大阪をはじめとする各都市の諸用水の最大の供給源となっている。</p> <p>水質については、琵琶湖では湖沼AA及び湖沼Ⅱ類型、瀬田川は全域でA類型、宇治川は天ヶ瀬ダムから山科川合流点までがA類型、山科川合流点から三川合流点までがB類型、木津川はA類型、桂川は渡月橋より上流がA類型、渡月橋から三川合流点までがB類型、淀川は三川合流点から淀川大堰までがB類型、淀川大堰から河口までがC類型、猪名川(藻川を含む)は藻川分岐点から藻川合流点までがD類型、その他がB類型となっている。</p> <p>琵琶湖の水質は、流域内の人口の増加、市街化の進展等により、湖沼の水質汚濁の代表指標であるCODで評価すると漸増傾向にあり、毎年のようにカビ臭・アオコが発生しているほか、淡水赤潮の発生も見られる。また、北湖の水質が良く、南湖の水質が悪い傾向にあり、COD、全窒素、全リンについては北湖の全リンを除いて環境基準を達成していない状況である。</p> <p>河川の利用については、琵琶湖は豊かな水産資源を育む場であるとともに、魚釣りや水遊びなど多様なレクリエーションを楽しめる場となっている。瀬田川洗堰より上流では水量が豊富で流れが緩やかなためボート競技等が、また、瀬田川洗堰より下流ではカヌー等が行われている。(写真 2-12)</p> <p>木津川の上野盆地から岩倉峡下流の笠置大橋にかけての中流部は、散策やキャンプ等の場として利用されており、カヌーやボート遊びが行われている。宇治川の塔の島周辺は、歴史・文化的遺産に恵まれ、鵜飼や舟遊びなどに利用されている。桂川では、約10kmに及ぶ溪流である保津峡において「保津川下り」が行われている。保津峡の下流にある嵐山は京都を代表する観光地となっており、四季を通じて多くの観光客で賑わっている。三川合流後の淀川流域は、我が国有数の大規模な市街地を擁する大阪平野が広がり、河川敷には淀川河川公園が整備され、住民の憩いの場や球技、魚釣り、散策等に利用されている。(写真2-13)</p> <p>なお、淀川水系における特徴的な事業である琵琶湖総合開発事業が、昭和47年から「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とを合わせ増進し、近畿圏の健全な発展に寄与する」ことを目的として実施された。当該事業では、「琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための保全対策」、「淀川及び琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策」、「水資源の有効利用を図る利水」を3つの柱として、40m³/sの水資源開発と湖岸堤、瀬田川浚渫、内水排除施設等の整備を行う「琵琶湖開発事業」とあわせて、国・県・市町村等が実施する「地域開発事業」として、道路、下水道、自然保護地域公有化、ゴミ処理施設、水質観測施設、農業集落排水処理施設整備等が実施された。琵琶湖総合開発事業は25年の歳月をかけ、平成9年3月に終了した。</p> | <p>④</p> |

第3章 現状の課題

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p>3. 現状の課題</p> <p>3.1 人と川との繋がり</p> <p>かつて人々は、日々の生活の中で川からの恩恵を受けるとともに頻繁に発生する洪水の脅威にさらされる等、川と密接に関わってきた。しかし、水道完備に伴うライフスタイルの変化や「川で遊んではいけません」という看板に代表されるような水難事故に対する過度の予防、また、治水対策が進むことによって洪水被害が減少した反面、川に対する脅威が薄らいだこと、併せて都市化の進展に伴う水質の悪化なども相まって、川が人々の生活から遠ざかり、人と川とのつながりが薄らいで、川の存在は人々の意識から遠ざかっている。</p> <p>しかし、本来、川は地域の共有財産であり、人々に多くの恵みを与えることから、住民・住民団体、自治体等と河川管理者が連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、共に守り、育てていくためのしくみづくりが求められている。</p> <p>3.2 河川環境</p> <p>淀川水系におけるこれまでの河川整備は、洪水氾濫頻度を減少させ、増大する水需要をまかない、都市公園として河川敷の利用を促進させ、沿川の人々に安全で快適な生活環境を提供する等、地域社会に貢献してきた。</p> <p>一方で、淀川には、かつて、舟運のために作られた水制工によって数多くのワンドが存在し、現在は国の天然記念物となっているイタセンバラをはじめとするタナゴ類やコイ、フナといった在来種による多様な生態系のための空間が確保され、また、広大なヨシ原に代表される湿地性植物が河岸沿いに広がり、淀川の風景を形づくっていたが、それら生物にとっての良好な河川環境は減退しており、魚類の自由な行き来を阻害するダムや堰等の河川横断工作物も目立っている。その他、流域における急激な開発と社会活動の増大により河川水質・底質が悪化するなど、淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。</p> <p>これらの変化とともに、外来種の増加もあって、固有種を含む在来種の減少、湿地性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。</p> <p>また、ゴミ等の問題については、多くの住民・住民団体による河川清掃活動等が行われるなど意識の向上が見られるものの一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや河川敷への不法投棄は増加しており、河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。</p> <p>3.2.1 河川形状</p> <p>低水護岸や高水敷整備に伴う低水路と高水敷の段差によって、洪水時に冠水する冠水帯が減少している。また、かつて数多く存在したワンドやたまりは、ごく限られたものだけが残されており、河口域全域に広がっていた干潟もほとんど、その姿を消している。さらには、特に琵琶湖では、水田等の陸域との自由な魚の遡上・降下を阻害されるなど、河川の横断方向（水域～河川敷・堤防～河川区域外）の連続性が分断されている。（図3.2.1-1）また、魚類の自由な往来を阻害するダムや堰等の河川横断工作物により縦断方向（山～湖・川～海）にも不連続になっているところがある。さらに、土砂の採取に伴い河床低下が進んだところもある。（図3.2.1-1、写真3.2.1-1）</p> | <p>3. 現状の課題</p> <p>3.1. 人と川とのつながり</p> <p>かつて人々は、日々の生活の中で川からの恩恵を受けるとともに頻繁に発生する洪水の脅威にさらされる等、川と密接に関わってきた。しかし、治水対策が進むことによって洪水被害が減少した反面、川に対する畏敬や恐怖心が薄らいだこと、水道完備に伴うライフスタイルの変化、都市化の進展に伴う水質の悪化などが相まって、川は人々の生活から遠ざかり、「川で遊んではいけません」という看板に見られるように、単に危険なだけの場所とみなされるなど、人と川とのつながりが薄らいで、川の存在は人々の日常の意識から遠ざかっていった。その結果、人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多くの地域で消えつつある。</p> <p>日常において川は、生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、そのような地域の財産を多くの人々が享受し、利用する場であり、さらには地域固有の風土・文化を形成してきた重要な要素でもある。そのような環境を将来にわたって保全・再生していくためには、住民・住民団体（NPO等）が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者等と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。</p> <p>3.2. 河川環境</p> <p>淀川水系におけるこれまでの河川整備は、洪水氾濫頻度を減少させ、増大する水需要をまかない、都市公園として河川敷の利用を促進させ、川沿いの人々に安全で快適な生活環境を提供する等、地域社会に貢献してきた。</p> <p>一方で、かつての淀川には、舟運のために作られた水制工によって数多くのワンドが存在し、現在は国の天然記念物となっているイタセンバラをはじめとするタナゴ類やコイ、フナといった在来種による多様な生息・生育・繁殖環境が確保されていた。また、広大なヨシ原に代表される抽水性植物が河岸沿いに広がり、淀川の風景を形づくっていたが、それら生物にとっての良好な河川環境は減退している。また、流域における急激な開発と社会活動の増大により河川水質・底質が悪化するなど、淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。</p> <p>これらの変化とともに、外来種の増加もあって、固有種を含む在来種の減少、抽水性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。</p> <p>また、ゴミ等の問題については、多くの住民・住民団体（NPO等）による河川清掃活動等が行われるなど意識の向上が見られるものの一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや河川敷への不法投棄は増加しており、河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。</p> <p>3.2.1. 河川形状</p> <p>低水護岸や河川敷整備に伴う低水路と河川敷の段差によって、洪水時に冠水する冠水帯が減少している。また、かつて数多く存在したワンドやたまりは、ごく限られたものだけが残されており、河口域全域に広がっていた干潟もほとんどその姿を消している。さらには、特に琵琶湖では、水田等の陸域との自由な魚の遡上・降下を阻害されるなど、河川の横断方向（水域～河川敷・堤防～河川区域外）の連続性が分断されている。（図3.2.1-1）また、魚類の自由な往来を阻害するダムや堰等の河川横断工作物により縦断方向（山～湖・川～海）にも不連続になっているところがある。さらに、土砂の採取に伴い河床低下が進んだところもある。（写真3.2.1-1）</p> | <p>④</p> <p>①川は地域の共有財産であるとの意見 幼年期や児童期には「川は危ない。川に近づかない。」と教えられている状況であるとの意見 等を踏まえて、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが消えつつある課題について明記</p> <p>①まだ自然が多く残っているとの意見 淀川流域は日本文化の発祥の地であるとの意見 学校や地域が一体となって「川にふれ、遊ぶ。また関心を持つ」ことを実践できる体制を作っていく必要があるとの意見 等を踏まえて、貴重な自然環境を有し、地域の風土・文化を形成してきた河川環境の保全・再生するためには、地域における人と川とのつながりを再構築することが求められている旨を明記</p> <p>④</p> |

第3章 現状の課題

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|----------|
| <p>3. 2. 2 水位 ダム・堰等の水資源開発施設による中小洪水の貯留等が流況の平滑化を招き、川本来の水位変動や攪乱を減少させている。特に、淀川大堰の湛水上流部では、河川改修に伴う低水路整備によって、淀川大堰建設前と比較して出水時の水位変動が小さくなったことや、OP+2.8m以下に下げると取水施設への影響が出るため平常時水位を高めに維持していることが、ワンドや水辺の浅瀬の面積を減少させ、またワンドと本流との水の交換の減少を招き、ワンド内の水質悪化や底質悪化の原因の一つにもなっている。(図 3.2.2-1) また、琵琶湖では、瀬田川洗堰の水位操作により、生物の生息・生育環境を形成してきた季節的な水位変動パターンが変化した。これは琵琶湖開発事業の目的である淀川水系の治水・利水面の必要性から行われているものであり、それが琵琶湖の環境変化の一つの要因ともなっている。例えば、5月中旬頃から約1ヶ月の間に洪水に備えて琵琶湖水位を約50cm急激に低下させてしまうと、夏以降の水利利用により気象条件によっては必然的に水位が低下する場所がある。これらが魚類等の産卵・生息に影響を与えているおそれがあるほか、琵琶湖の水位が高い冬から春の期間には波浪による浜欠けを助長し、またヨシ刈りに影響を与えているところがある。(図 3.2.2-2、写真 3.2.2-1~2)</p> | <p>3. 2. 2. 水位 ダム・堰等の水資源開発施設による中小洪水の貯留等が流況の平滑化を招き、川本来の水位変動や攪乱を減少させている。特に、淀川大堰の湛水域では、河川改修に伴う低水路整備によって、淀川大堰建設前と比較して増水時の水位変動が小さくなったことや、OP+2.8m以下に下げると取水施設への影響が出るため平常時水位を高めに維持していることが、ワンドや水辺の浅瀬の面積を減少させ、またワンドと本流との水の交換の減少を招き、ワンド内の水質悪化や底質悪化の原因の一つにもなっている。 また、琵琶湖では、瀬田川洗堰の水位操作により、生物の生息・生育・繁殖環境を形成してきた季節的な水位変動パターンが変化した。これは琵琶湖開発事業の目的である淀川水系の治水・利水面の必要性から行われているものであり、それが琵琶湖の環境変化の一つの要因ともなっている。例えば、5月中旬頃から約1ヶ月の間に、洪水期に備えて琵琶湖水位を約50cm急激に低下させてしまうと、気象条件によっては、夏以降の水利利用により必然的に水位が低下する場所がある。これらが魚類等の産卵・生息に影響を与えているおそれがあるほか、琵琶湖の水位が高い冬から春の期間には波浪による浜欠けを助長し、またヨシ刈りに影響を与えているところがある。(図 3.2.2-1、写真 3.2.2-1,2)</p> | |
| <p>3. 2. 3 水量 人々の生活や社会活動は、流域の中で水循環系に様々な変化を与えている。すなわち、川の流れを改変し、これをせき止め、取水・浄化して利用し、その水は下水道を通して川に戻している。さらに、都市の流域においては地表が舗装等で覆われ、雨水の流出形態が変化し、平常時の河川流量が少なくなる傾向がある。 淀川下流域の大川(旧淀川)や神崎川では、水質改善目的も併せて、維持流量として平常時は淀川から大川(旧淀川)へ70m³/s、神崎川へ10m³/sを確保するよう放流しているが、渇水の傾向が見られた場合には、大川への放流量を少なくしつつ塩水遡上を抑制するため、干潮時と満潮時で放流量を変化させるような操作(フラッシュ操作)を行っており、これによって大堰上流で人工的な水位変化が起こっている。 また、淀川大堰から本川下流へは魚道を通して放流を実施しているが、流況が良好な時以外は、放流を制限または停止している。(写真 3.2.3-1) 琵琶湖に流入する河川においては、平常時でも瀬切れの問題が発生している。これまでのダム・堰の操作は、利水者に対して安定的な水供給を行うために一定の効果をあげてきたが、そのために中小洪水も貯留したこと下流河川の水位変動や攪乱が減少した。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。 また、瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの放流操作後の急激な減水により、淀川本川では水位が低下するため、一時的に冠水した陸域において魚類のへい死を招いているところがある。野洲川や草津川では、河道の付け替えによって周辺の伏流水や地下水が減少しているところがある。</p> | <p>3. 2. 3. 水量 人々の生活や社会活動は、流域の中で水循環系に様々な変化を与えている。すなわち、川の流れを改変し、これをせき止め、取水・浄化して利用し、下水道を通して川に戻している。さらに、都市の流域においては地表が舗装等で覆われ、雨水の流出形態が変化し、平常時の河川流量が少なくなる傾向がある。 淀川下流域の大川(旧淀川)や神崎川では、水質改善目的もあわせて、維持流量として平常時は淀川から大川(旧淀川)へ70m³/s、神崎川へ10m³/sを確保するよう放流しているが、渇水の傾向が見られた場合には、大川への放流量を少なくしつつ効率的に水質改善を行うため、干潮時と満潮時で放流量を変化させるような操作(フラッシュ操作)を行っており、これによって大堰上流で人工的な水位変化が起こっている。 また、淀川大堰から本川下流へは年間を通じて魚道から放流を実施しているが、渇水時には、放流を制限または停止している。(写真 3.2.3-1) 琵琶湖に流入する河川においては、平常時でも瀬切れの問題が発生している。これまでのダム・堰の操作は、利水者に対して安定的な水供給を行うために一定の効果をあげてきたが、そのために中小洪水も貯留したこと下流河川の水位変動や攪乱が減少した。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。 また、瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの放流操作後の急激な減水により、淀川本川でも急激に水位が低下するため、一時的に冠水した陸域において魚類のへい死を招いているところがある。野洲川や草津川では、河道の付け替えによって周辺の伏流水や地下水が減少しているところがある。</p> | <p>④</p> |

第3章 現状の課題

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|----------|
| <p>3.2.4 水質 淀川水系の各河川の水質は、昭和30年代に始まる高度経済成長期から急激に悪化した が、水質汚濁防止法の制定や下水道整備の進捗等により改善されてきている。近年、 国が管理する区間では大腸菌群数を除いて概ね生活環境に関わる環境基準を達成して いる。(図 3.2.4-1) しかし、これはあくまでも高度経済成長期からの急激な悪化からの改善であり、それ 以前の淀川水系各河川の水質は、現在に比べて格段にきれいであった。また近年では 上水道水の浄水場では、安全でおいしい水を供給するため、活性炭処理やオゾン処 理等の高度処理が実施されていることに鑑みれば、生活環境に関わる環境基準を達成 していることで満足するのではなく、さらなる水質の改善に向けた流域全体の意識改 革が必要である。 また、昭和50年代前半頃から水道水の塩素処理によって生成されるトリハロメタンを はじめ、農業やゴルフ場等で使用されている農業及び健康に影響する合成有機物質が 問題となってきた。 さらに、最近では底質も含めダイオキシン類や内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン) 等有害化学物質による環境汚染も顕在化している。また、油やその他の化学物質の流 出事故が特定の地域で頻発している。</p> <p>琵琶湖では、富栄養化防止条例や水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例の制定をはじ めとして、湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策 等、様々な汚濁負荷削減対策を実施してきているが、湖沼水質保全計画に定めた目標 値を満足するに至っていない。また、アオコや淡水赤潮が発生している。この背景と しては、市街地や農地からの汚濁負荷物質(面源負荷)削減対策の遅れや内湖や湿地帯 の消失によるこれらが本来持っていた水質浄化機能の低下が考えられる。(写真 3.2.4-1~2、図 3.2.4-2) また、近年、琵琶湖では下水道整備等の効果によりBODは少しずつ改善されている が、CODは昭和59年を境として徐々に増加傾向にあり、このようにBODとCODの変動傾 向が乖離し、CODが上昇する現象は、水中有機物のうち生物に分解されにくい有機物 の増加が原因の一つであると考えられている。(図 3.2.4-3)琵琶湖北湖における底 層水の溶存酸素量(年最低値)が減少傾向にある。 琵琶湖の底質が変化し、生物の生息・生育環境に影響を与えているところがあるとの 指摘がある。 ダム湖では、滞留時間の長期化や流入負荷に伴う富栄養化現象、深層部での貧酸素化 現象が見られるほか、ダムからの放流水の下流環境への影響等が問題となっている。</p> <p>淀川大堰下流の汽水域でも貧酸素化現象が見られたことがある。 また、寝屋川の水質改善のため淀川本川からの導水が行われているが、淀川本川の流 況が良好なとき以外は導水を停止している。その他、近年ではマリンスポーツの普及 から水面利用の多様化が進み、水上オートバイやプレジャーボート等の利用が増えた ことにより、それらから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質によ る新たな水質問題が発生している。(写真 3.2.4-3) 現在、生物の生息・生育環境から見て望ましい水質、安心して河川とふれあえる水 質、水道水源としてより望ましい水質を評価する視点から、わかりやすい指標による 水質管理が求められている。なお、水質汚濁防止連絡協議会が行政、学識経験者等で 組織されており、油やその他の有害化学物質の流出事故への対応、水質調査及び解析 に関する情報交換、水質に関する啓発活動等を行っているが、流域全体で一層の取 り組みが求められている。</p> | <p>3.2.4. 水質 淀川水系の各河川の水質は、昭和30年代に始まる高度経済成長期から急激に悪化し たが、水質汚濁防止法の制定や下水道整備の進捗等により改善されてきている。近年、 国が管理する区間では大腸菌群数を除いて概ね生活環境に関わる環境基準を達成 している。(図 3.2.4-1) しかし、これはあくまでも高度経済成長期からの急激な悪化からの改善であり、そ れ以前の淀川水系各河川の水質は、現在に比べて格段にきれいであった。また近年、 水道用水では、安全でおいしい水を供給するため、活性炭処理やオゾン処理等の高度 処理が実施されていることに鑑みれば、生活環境に関わる環境基準を達成しているこ とで満足するのではなく、さらなる水質の改善に向けた流域全体の意識改革が必要で ある。 また、昭和50年代前半頃から水道水の塩素処理によって生成されるトリハロメタン をはじめ、農業やゴルフ場等で使用されている農業及び健康に影響する合成有機物質 が問題となっている。 さらに、最近では底質も含めダイオキシン類や内分泌攪乱化学物質(環境ホルモ ン)等の有害化学物質による環境汚染も顕在化している。また、油やその他の化学物 質の流出事故が特定の地域で頻発している。</p> <p>琵琶湖では、富栄養化防止条例や水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例の制定をはじ めとして、湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策 等、様々な汚濁負荷削減対策を実施してきているが、湖沼水質保全計画に定めた目標 値を満足するに至っていない。また、アオコや淡水赤潮が発生している。これは、市 街地や農地からの汚濁負荷物質(面源負荷)削減対策の遅れや内湖や湿地帯の消失に による水質浄化機能の低下が原因と考えられる。(写真 3.2.4-1、図 3.2.4-2) また、近年、琵琶湖では下水道整備等の効果によりBODは少しずつ改善されてい るが、CODは昭和59年を境として徐々に増加傾向にあり、このようにBODとCODの変動傾 向が乖離し、CODが上昇する現象は、水中有機物のうち生物に分解されにくい有機物 の増加が原因の一つであると考えられている。(図 3.2.4-3) 琵琶湖北湖における底層水の溶存酸素量(年最低値)が減少傾向にある。 琵琶湖の底質が変化し、生物の生息・生育・繁殖環境に影響を与えているところ があるとの指摘がある。 ダム湖では、滞留時間の長期化や流入負荷に伴う富栄養化現象、深層部での貧酸素 化現象が見られるほか、ダムからの放流水の下流環境への影響等が問題となってい る。</p> <p>淀川大堰下流の汽水域でも貧酸素化現象が見られたことがある。 また、寝屋川の水質改善のため淀川本川からの導水が行われているが、淀川本川の流 況が良好なとき以外は導水を停止している。その他、近年ではマリンスポーツの普及 から水面利用の多様化が進み、水上オートバイやプレジャーボート等の利用が増えた ことにより、それらから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質によ る新たな水質問題が懸念されている。(写真 3.2.4-3) 現在、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましい水質、安心して河川とふれあ える水質、水道水源としてより望ましい水質を評価する視点から、わかりやすい指標 による水質管理が求められている。なお、水質汚濁防止連絡協議会が行政、学識経験 者等で組織されており、油やその他の有害化学物質の流出事故への対応、水質調査及 び解析に関する情報交換、水質に関する啓発活動等を行っているが、流域全体で一 層の取り組みが求められている。</p> | <p>④</p> |

第3章 現状の課題

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：載いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|----------|
| <p>3. 2. 5 土砂 ダム等の河川横断工作物により土砂移動の連続性の阻害や、洪水調節に伴う洪水流量の減少、さらに護岸整備などと相まって下流河川の一部区間で河床材料の粗粒化や流路の固定化を招いている。</p> <p>3. 2. 6 生物の生息・生育環境 琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵が減少している。(図3.2.6-1) また、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置により水陸移行帯を分断しているところがあるなど、河川形状の変化が顕著に見られる。そのほかにも水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の生息数の減少を招いている。 河川環境の変化とともに、オオクチバス、ブルーギル、ボタンウキクサ等の外来種の脅威が懸念されているなか、城北地区において、平成18年、平成19年の仔稚魚調査ではイタセンバラの生息が確認されず、生息が危機的状況にある。(図3.2.6-2、写真3.2.6-1) 琵琶湖では、4月～7月頃の魚類の産卵期における急速な水位低下が、ニゴロブナ等の産卵・成育に支障を与えているおそれがある。 淀川、猪名川等の都市域を流れる河川においては冠水頻度の減少により河川敷の干陸化が進み、ヨシ等の湿地性植物が衰退するとともに、ツル性植物や樹木の繁茂が見られる。これにより、河川特有の植生が減少し、付随して生物の生息・生育環境が悪化している。特に猪名川では、外来種であるアレチウリの繁茂が顕著になっている。また、木津川においても、出水頻度の減少で低水路部が固定化されたことにより、河床の低下と相まって、砂州に植生の繁茂が見られ、木津川独特の砂州環境が減少している。(写真3.2.6-2) 河川工事の施工、土砂の仮置き、工事用道路の設置やそれらの工事に伴う濁水の発生等が生物の生息・生育環境に少なからず影響を与えている。</p> <p>3. 2. 7 景観 河川は多様な自然景観を持ち、また都市における貴重な親水空間でもあるが、場所によって、コンクリート護岸・橋梁・河川敷利用施設等の人工構造物が、周辺の景観と調和していないところがある。(写真3.2.7-1) 特に、河岸部のコンクリート護岸が連続していることは、生物の生息・生育環境のみならず、眺望という点からも大きな課題である。また、近年では河道内の干陸化により陸性植物が繁茂し、レキ河原等河川本来の景観が損なわれている。瀬田川では、瀬田川水辺協議会の「提言『瀬田川のあるべき姿』」において、「河川構造物等が周辺環境に調和していない、法面に自生した木々が繁茂し対岸からの眺望に課題がある、所々水辺に植栽がみられないところがある水面利用のための係留施設や、不法係留船、使われなくなった船舶が存在することにより景観を妨げている。」といった指摘を受けている。(写真3.2.7-2) 河川区域内への不法工作物の設置や不法投棄されたゴミ等が河川景観を損ねている。また、ダム貯水位の変化によりダム貯水池の斜面において裸地が存在する場所が見られ景観を損ねているところもある。(写真3.2.7-3)</p> | <p>3. 2. 5 土砂 ダム等の河川横断工作物により土砂移動の連続性の阻害や、洪水調節に伴う洪水流量の減少、さらに護岸整備などと相まって下流河川の一部区間で河床低下や河床材料の粗粒化、流路の固定化を招いている。</p> <p>3. 2. 6 生物の生育・生育・繁殖環境 琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵が減少している。(図3.2.6-1) また、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置により水陸移行帯を分断しているところがあるなど、河川形状の変化が顕著に見られる。そのほかにも水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育・繁殖環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の生息数の減少を招いている。 河川環境の変化とともに、オオクチバス、ブルーギル、ボタンウキクサ等の外来種の脅威が懸念されているなか、城北地区において、平成18年、平成19年のイタセンバラ仔稚魚調査では生息が確認されず、生息が危機的状況にある。(図3.2.6-2、写真3.2.6-1) 琵琶湖では、4月～7月頃の魚類の産卵期における急速な水位低下が、ニゴロブナ等の産卵・成育に支障を与えているおそれがある。 淀川、猪名川等の都市域を流れる河川においては冠水頻度の減少により河川敷の干陸化が進み、ヨシ等の抽水性植物が衰退するとともに、ツル性植物や樹木の繁茂が見られる。これにより、河川特有の植生が減少し、付随して生物の生息・生育・繁殖環境が悪化している。特に猪名川では、外来種であるアレチウリの繁茂が顕著になっている。また、木津川においても、増水頻度の減少で低水路部が固定化されたことにより、河床の低下と相まって、砂州に植生の繁茂が見られ、シナダレスズメガヤの繁茂が顕著になっている。(写真3.2.6-2) 河川工事の施工、土砂の仮置き、工事用道路の設置やそれらの工事に伴う濁水の発生等が生物の生息・生育・繁殖環境に少なからず影響を与えている。</p> <p>3. 2. 7 景観 河川は多様な自然景観を持ち、また都市における貴重な親水空間でもあるが、場所によって、コンクリート護岸・橋梁・河川敷利用施設等の人工構造物が、周辺の景観と調和していないところがある。(写真3.2.7-1) 特に、河岸部のコンクリート護岸が連続していることは、生物の生息・生育・繁殖環境のみならず、眺望という点からも大きな課題である。また、近年では河道内の干陸化により陸性植物が繁茂し、レキ河原等河川本来の景観が損なわれている。瀬田川では、瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」において、「河川構造物等が周辺環境に調和していない、堤防斜面に自生した木々が繁茂し対岸からの眺望に課題がある、所々水辺に植栽がみられないところがある、水面利用のための係留施設や、不法係留船、使われなくなった船舶が存在することにより景観を妨げている。」といった指摘を受けている。(写真3.2.7-2) 河川区域内の不法工作物や不法投棄されたゴミ等が河川景観を損ねている。また、ダム貯水位の変化によりダム貯水池の斜面において裸地が漏出し景観を損ねているところもある。(写真3.2.7-3)</p> | <p>④</p> |

第3章 現状の課題

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p>3.3 治水・防災 3.3.1 洪水 淀川は、上流から桂川、宇治川、木津川の三川が合流している。また、それぞれの河川において、保津峡、鹿跳渓谷、岩倉峡と呼ばれる狭窄部を有している。猪名川においても銀橋周辺が狭窄部となっている。治水の面から考えれば、狭窄部は、上流から流れてくる洪水を一旦受け止め、狭窄部に入るところで流量が絞られるということになり、下流域にとっては安全弁のような役割を果たしていると考えられる。しかし、一方で、狭窄部上流の地域にとっては、狭窄部があることによって、たびたび洪水氾濫が発生することになる。 特に琵琶湖においては、江戸時代より、瀬田川を掘り下げることが下流の洪水を誘発するとして、下流域からの反対運動が行われる一方で、地域住民が、シジミ取りと称して瀬田川の川浚いを行ったという話が伝わっているなど、狭窄部を開削することは、上下流にとって、大きく利害が対立する事柄である。 琵琶湖においては、明治時代の改修によって、瀬田川を掘り下げ流出量を大きくするとともに、瀬田川洗堰を建設し、下流の洪水時には琵琶湖からの流出量を調節することにより、下流域との調整が整い、琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減することができた。しかし、現在でも洗堰の操作をめぐる課題が残されている。 すなわち、淀川水系における治水計画においては、淀川の洪水特性として、木津川、桂川等の流量が先に増大することによって、淀川本川の水位がピークを迎え、その後ある時間差をもって琵琶湖水位がピークを迎えるという特性を活かし、下流部が危険な時は、下流の洪水防御のために、瀬田川洗堰は放流制限もしくは全閉操作を行うこととしている。その後、下流部の洪水がピークを過ぎた後、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させるために瀬田川洗堰を全開して琵琶湖からの後期放流を行うこととしているが、これまで全閉操作を行った時には、滋賀県から強い抗議が行われており、全閉には至らなかったものの平成7年5月には、琵琶湖の水位がB. S. L. +93cmまで上昇し、琵琶湖沿岸において浸水被害が発生するとともに、平成18年7月洪水時にも、全閉操作を極力回避するよう緊急要請が行われている。</p> | <p>3.3. 治水・防災 3.3.1. 洪水 淀川は、宇治川・瀬田川、木津川、桂川の三川が合流しており、それぞれの河川においては、琵琶湖からの流出部をはじめ、岩倉峡、保津峡と呼ばれる狭窄部が存在する。また、猪名川においても銀橋周辺が狭窄部となっている。治水の面から考えれば、狭窄部は、上流から流れてくる洪水を一旦受け止め、狭窄部に入るところで流量が絞られるということになり、下流域にとっては安全弁のような役割を果たしていると考えられる。しかし、その一方で、狭窄部上流の地域にとっては、狭窄部があることによって洪水が流れにくく、たびたび洪水氾濫が発生している。 特に、琵琶湖においては、江戸時代より、瀬田川を掘り下げることが下流の洪水を助長するとして、下流域からの反対運動が行われる一方で、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減するため、地域住民がシジミ取りと称して瀬田川の川浚いを行ったという話が伝わっているなど、狭窄部を開削することは、上下流にとって、大きく利害が対立する事柄である。明治時代以降の改修によって、瀬田川を掘り下げ、琵琶湖からの流出量を大きくするとともに、瀬田川洗堰を建設し、下流の洪水時には琵琶湖からの流出量を調節することにより、下流域の洪水リスクを低減するとともに、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減してきた。しかし、平成4年に操作規則が策定された現在でも、この瀬田川洗堰の操作をめぐる上下流の相反する利害による根源的な課題が今なお内在している。 そもそも、淀川水系の治水計画では、木津川、桂川等の流量が先に増大し、続いて淀川本川のピークを迎え、その後ある時間差をもって琵琶湖水位がピークを迎えるという淀川水系の特性を活かし、下流部が危険な時は、下流の洪水防御のために、瀬田川洗堰は放流制限もしくは全閉操作を行うこととしている。その後、下流部の洪水がピークを過ぎた後、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させるために瀬田川洗堰を全開して琵琶湖からの後期放流を行うこととしている。(図 3.3.1-1) しかし、下流の洪水防御のために瀬田川洗堰の放流制限もしくは全閉操作を行うことは、少なからず琵琶湖水位に影響することから、これまで全閉操作を行おうとした時には、滋賀県から強い抗議が行われており、操作規則が策定されて以降の平成18年7月洪水時にも、滋賀県からは全閉操作を極力回避するよう緊急要請が行われている。 このような中、平成19年8月に策定された淀川水系河川整備基本方針においては、「流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。」ということが明記されている。</p> | <p>④</p> <p>①洗堰の全閉の問題に絡んで、平成7年には琵琶湖周辺で床下浸水したとの意見 少し前に洪水で床上浸水まではいかなかったが危ない状況があったとの琵琶湖周辺住民からの意見 等を踏まえ、洗堰操作に関する琵琶湖周辺への影響について明記</p> <p>①上流に位置する我々としては、洪水期には全閉を解除していただかなくてはならないときもあると考えているとの意見 洗堰の全閉解除の件は、下流の方には、十分理解して頂きたいとの意見 等を踏まえて、洗堰の全閉に係る基本方針の記載内容について明記</p> |

第3章 現状の課題

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|----------|
| <p>平成4年に瀬田川洗堰の操作規則が策定される際において、操作規則に全閉操作を記載することについては、放流制限又は全閉操作によって上昇した琵琶湖水位を下げるために必要な後期放流時の流量を増大させるための施設整備を速やかに実施するよう求められているが、現時点においても、その整備は途上であり、早急な対応が必要である。(図 3.3.1-1)。</p> <p>他の狭窄部である木津川の岩倉峡上流の上野地区、桂川の保津峡上流の亀岡地区、猪名川の銀橋上流の多田地区についても、洪水による浸水常襲地帯となっている。しかし、狭窄部は下流への洪水の急激な流出を抑制しており、開削の方法によっては、下流の治水安全度が大きく低下する可能性があるという問題が発生する。これらの問題をいかに解決し、上下流の治水安全度を向上させるかが、宇治川、桂川、木津川、猪名川に共通する課題である。(写真 3.3.1-1~4)</p> <p>淀川水系では、狭窄部上流域以外でも、十分な洪水の流下能力を有していない区間がある。</p> <p>特に、桂川下流部においては、平成16年10月台風23号出水では流下能力の不足によって嵐山地区の一部区間において越水が生じ、また久我井堰下流約6kmにわたって計画高水位を超過した。</p> <p>現在、下流の大江津地区の引堤事業を行っているが、上流の水位を下げるためには、さらに、相当量の河道掘削が必要となる。</p> <p>また、嵐山地区は、小規模ではあるが、これまでもしばしば洪水の氾濫が発生しており、水系全体を見てみるときわめて流下能力が小さい地域であるが、多くの観光客に親しまれ、きわめてすぐれた景観を有しているため、これまで具体的な河川整備の計画が検討されていない。</p> <p>その他にも、戦後における最大の洪水が発生した場合においても、流下能力の不足により、危険な状態となる箇所が水系全体に散在している。</p> <p>それらの地域の治水安全度を上げることが喫緊の課題であるが、狭窄部上流域や中流域での河川改修は下流への流量増につながるから、これにより下流への流量増が下流の治水安全度の低下につながるよう全ての整備段階における上下流や本支川間のバランスを確保することが必要である。</p> <p>一方で、下流部の淀川本川においては、大都市域の中心を流下しているという特性から、沿川に多数の人家が連坦しており、流下能力の向上を図るために引堤事業を行うことは、相当の困難を伴うことが予想される。また、阪神電鉄西大阪線橋梁をはじめとして、洪水に対して流下阻害となる橋梁が複数存在することから速やかな対策が迫られている。</p> <p>さらには、琵琶湖流入河川には天井川が多く、堤防が決壊した場合の被害は甚大なものとなる。そのうち、野洲川や草津川においては、これを解消することを目的に放水路事業として整備を進め、通水している。しかし、姉川・高時川などは現在もなお天井川のままである。</p> <p>琵琶湖流域の中でも、湖南地域は、交通網が整備され利便性が良いこと等から人口増加が著しく都市化が進み資産が集積しており、浸水による被害ポテンシャルが高まっている。さらに、相模川や堂の川などの大津市南部を流下する8河川の流域は、都市化が進み資産が集積しており、河川の流下能力が小さく、近年も浸水被害が発生している。(写真 3.3.1-5~8、図 3.3.1-2)</p> <p>木津川下流部では、高い堤防によって地域が守られているが、その一方で堤防が高いゆえに洪水時に堤内からの自然排水が困難となり、内水による浸水被害が生じやすい地区がある。</p> | <p>なお、平成4年に策定された瀬田川洗堰の操作規則に全閉操作を記載することとした際、放流制限又は全閉操作によって上昇した琵琶湖水位を下げるために必要な後期放流時の流量を増大させるための施設整備を速やかに実施するよう求められている。しかしながら、現時点においても、その整備は途上であり、早急な対応が必要である。</p> <p>他の狭窄部である木津川の岩倉峡上流の上野地区、桂川の保津峡上流の亀岡地区、猪名川の銀橋周辺上流の多田地区についても、洪水による浸水常襲地帯となっている。しかし、狭窄部は下流への洪水の急激な流出を抑制しており、開削の方法によっては、下流の治水安全度が大きく低下することとなる。これらの問題をいかに解決し、上下流の治水安全度を向上させるかが、宇治川・瀬田川、木津川、桂川、猪名川に共通する課題である。(写真 3.3.1-1~4)</p> <p>一方、淀川水系では、狭窄部以外にも、洪水が流れにくい区間がある。</p> <p>特に、桂川下流部においては、平成16年10月台風23号洪水により嵐山地区の一部区間において氾濫が生じ、また、久我井堰下流約6kmにわたって計画高水位を超過した。</p> <p>現在、下流の大江津地区の引堤事業を行っているが、上流の水位を下げるためには、さらに、相当量の河道掘削が必要となる。</p> <p>また、嵐山地区は、小規模ではあるが、これまでもしばしば洪水の氾濫が発生しており河道改修の必要があるものの、多くの観光客に親しまれ、きわめてすぐれた景観を有していることから、具体的な計画の立案には至っていない。</p> <p>その他にも、戦後における最大の洪水が発生した場合でさえ、危険な状態となる箇所が水系全体に存在している。</p> <p>それらの地域の治水安全度を上げることが喫緊の課題であるが、狭窄部上流域や中流域での河川改修は下流への流量を増加させることから、これにより下流への流量増が下流の治水安全度の低下を招かないよう全ての整備段階において、上下流や本支川間のバランスを確保することが必要である。</p> <p>このため、下流部の淀川本川においては、流下能力を段階的に向上させていくことが必要となるが、大都市域の中心を流下しているという特性から、川沿いに多数の人家が連坦しており、流下能力の向上を図るために引堤事業を行うことは、現実的には不可能である。また、河道掘削や流下阻害となる複数の橋梁の架替については、多額の費用を要するとともに多大な時間を要する。</p> <p>一方、琵琶湖流入河川には天井川が多く、堤防が決壊した場合の被害は甚大なものとなる。そのうち、野洲川や草津川においては、これを解消することを目的に放水路の整備を進め、通水している。しかし、姉川・高時川などは現在もなお天井川のままである。琵琶湖流域の中でも、湖南地域は、交通網が整備され利便性が良いこと等から人口増加が著しく都市化が進み資産が集積しており、浸水による被害ポテンシャルが高まっている。また、相模川や堂の川などの大津市南部を流下する8河川の流域は、都市化が進み資産が集積している一方で、河川の流下能力が小さく、近年も浸水被害が発生している。(写真 3.3.1-5~8、図 3.3.1-2)</p> <p>木津川下流部では、高い堤防によって地域が守られているが、その一方で堤防が高いゆえに洪水時に堤防より居住地側からの自然排水が困難となり、内水による浸水被害が生じやすい地区がある。</p> | <p>④</p> |

第3章 現状の課題

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|--|
| <p>さらに、これまでに整備されてきた堤防は、材料として吟味されているとは限らない土砂を用いて逐次強化を重ねてきた歴史の産物であり、その構造は被災経験などに基づいて定められてきたもので、現在行われているように工学的見地に基づき設計されているものとは異なる。また、時代によって築堤材料や施工方法が異なり、過去の被災原因を解明することも困難であり、現在の堤防は必ずしも防災構造物としての安全性について十分な信頼性を有しているとはいえない。(写真 3.3.1-9、図 3.3.1-3)</p> <p>このように築かれてきた堤防は、淀川本川の下流部などでは10mの高さにも達しており、その直近にまで多くの建物が建てられ、資産が集中している。堤防の決壊による被害ポテンシャルは現在においても増大し続けており、ひとたび堤防が決壊すれば、人命が失われ、建物等が破壊され、ライフラインが途絶する等、大きなダメージを受けることとなる。</p> <p>現状の堤防は、現在の流域の状態及び治水施設でシミュレーションを行うと、昭和28年台風13号と同規模の降雨である流域平均2日雨量約250mmの洪水に対してさえ、堤防の決壊の危険性がある。</p> <p>さらに、流域平均2日雨量約500mmの降雨が発生した場合には、京都、大阪府域で国が管理する区間の堤防が決壊することによって被害が及ぶ可能性がある区域の面積は、約32,000ha、人口は約1,821,000人にのぼる。(図 3.3.1-4)</p> <p>また、琵琶湖周辺に甚大な被害をもたらした明治29年9月洪水と同規模の降雨があった場合には、琵琶湖の水位が基準水位 (B. S. L. +0m) に対して+2.5mまで上昇し、計画高水位 (B. S. L. +1.4m) を大きく上回るとともに、常時満水位 (B. S. L. +0.3m) を超過する期間は約1ヶ月にも及び、最大約18,000haが浸水すると想定される。(写真 3.3.1-10、図 3.3.1-5)</p> <p>昨今の気象状況においては、毎年各地で水害が発生し、いわゆる「異常気象」という言葉を耳にすることが多くなっている。</p> <p>この30年間の推移を見るだけでも、例えば、1時間に50mmや100mm以上の降雨を観測した回数が、大きく増加している。(図 3.3.1-6)</p> | <p>淀川水系に築かれてきた堤防は、淀川本川の下流部などでは10mの高さにも達しており、その間近にまで多くの建物が建てられている。また、氾濫域には人口・資産が集中している。堤防の決壊による被害ポテンシャルは現在においても増大し続けており、ひとたび堤防が決壊すれば、人命が失われ、建物等が破壊され、ライフラインが途絶する等、大きなダメージを受けることとなる。</p> <p>また、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分になされていないとは限らない土砂を用いて逐次築造されてきた歴史の産物である。また、時代によって築堤材料や施工方法が異なり、過去の被災原因を解明することも難しいことから、盛土構造である堤防の安全度は被災経験などにもとづいて確認されているにすぎない。このため、現在の堤防の安全性にかかる信頼度をさらに高めていくことが求められている。(写真 3.3.1-9、図 3.3.1-3)</p> <p>このため、工学的手法を活用した照査により堤防の安全性について評価を行った結果、強化を必要とする区間が多く存在することが判明しており、その対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>ダム建設に際しては家屋や田畑等の水没を伴わざるを得ず、移転を余儀なくされた住民をはじめとして、ダムが建設された地域へ大きな社会的影響を与えた。</p> <p>流域平均2日雨量約500mmの降雨が発生した場合には、京都、大阪府域で国が管理する区間の堤防が決壊することによって被害が及ぶ可能性がある区域の面積は、約32,000ha、人口は約1,821,000人にのぼる。(図 3.3.1-4)</p> <p>琵琶湖周辺に甚大な被害をもたらした明治29年9月洪水と同規模の降雨があった場合には、琵琶湖の水位が+2.5mまで上昇し、計画高水位 (琵琶湖水位+1.4m) を大きく上回るとともに、平常時最高貯水位 (琵琶湖水位+0.3m) を超過する期間は約1ヶ月にも及び、最大約18,000haが浸水すると想定される。(写真 3.3.1-10、図 3.3.1-5)</p> <p>昨今の気象状況においては、毎年各地で大雨が発生し、いわゆる「異常気象」という言葉を耳にすることが多くなっている。この30年間の推移を見るだけでも、例えば、1時間に50mmや100mm以上の降雨を観測した回数が、大きく増加している。(図 3.3.1-6)</p> <p>このような状況の中、堤防等の河川管理施設の整備による対応だけでなく、情報基盤の整備、伝達体制の強化等ソフト対策の充実に努め、情報伝達システムの整備向上を図っているものの、住民、自治体、地下街やライフラインの管理者に対する映像情報等の的確な情報提供が十分でない。(写真 3.3.1-11)</p> | <p>④</p> <p>①②堤防強化に対する早期の対応を望む多くの意見を踏まえて新たに追記</p> <p>④</p> |

第3章 現状の課題

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|----------|
| <p>なお、淀川水系では、30河川（指定区間を含む。）で浸水想定区域図を公表しており、関係市町村数は63にのぼるものの、これを基に洪水ハザードマップを作成しているのは、平成19年6月現在では23市5町1村にとどまっている。（図 3.3.1-7）</p> <p>このような状況の中、堤防等の河川管理施設の整備による対応だけでなく、情報基盤の整備、伝達体制の強化等ソフト対策の充実に努め、情報伝達システムの整備向上を図っているものの、住民、自治体、地下街やライフラインの管理者に対する映像情報等の的確な情報提供が十分でない。（写真 3.3.1-11）</p> <p>浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから住民の防災に対する認識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例が見られる。また、ダム放流警報が発令された際に待避をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が薄れている。さらに、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。</p> <p>また、淀川水系の上流域では、過去に著しく森林の荒廃がすすみ、大規模な山腹崩壊が多く発生した。そのため、洪水時にそこから生産される土砂が下流へ大量に流れ込み、多くの人命財産に被害をもたらした。山腹工による裸地緑化が進んだ近年においても、台風などの豪雨により山腹崩壊や土石流が発生している。（写真 3.3.1-12）</p> <p>なお、ダムの建設に際しては家屋や田畑等の水没を伴わざるを得ず、移転を余儀なくされた住民をはじめとして、ダムが建設された地域へ大きな社会的影響を与えた。</p> <p>3.3.2 高潮</p> <p>大阪湾に注ぐ淀川の下流部の堤防は、昭和36年の第二室戸台風の高潮で大きな被害を受けたのを契機に実施された高潮対策等によって、嵩上げが繰り返されてきており、伊勢湾台風規模の台風が満潮時に室戸台風コースで接近した場合の想定高潮高さで整備されてきた。</p> <p>しかし未だ一部の橋梁横断部では、高潮時に陸閘によって浸水を防ぐことを余儀なくされている箇所もあり、陸閘操作時には、鉄道及び幹線道路が長時間遮断されることから、社会経済上の影響も懸念されている。（写真 3.3.2-1~2、図 3.3.2-1）</p> <p>なお、ニューオーリンズの市域のほとんどが水没したハリケーン・カトリーナを教訓として、約124km²にわたるゼロメートル地帯が広がり、約138万人の方々が居住している大阪湾地域においても、不測の事態に備えておく必要がある。</p> | <p>また、淀川水系では、65河川（府県管理区間を含む。）において浸水想定区域図を公表しており（関係市町村数は63）、これを基に洪水ハザードマップを作成しているのは、平成20年3月末現在では38市9町1村となっている。（図 3.3.1-7）</p> <p>近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に退避をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。</p> <p>一方、淀川水系の上流域では、過去に著しく森林の荒廃がすすみ、大規模な山腹崩壊が発生し、洪水時に土砂が下流へ大量に流れ込むことにより、多くの人命財産に被害をもたらしてきた。山腹工による裸地緑化が進んだ近年においても、台風などの豪雨により山腹崩壊や土石流が発生している。（写真 3.3.1-12）</p> <p>3.3.2 高潮</p> <p>大阪湾に注ぐ淀川の下流部の堤防は、昭和36年の第二室戸台風の高潮で大きな被害を受けたのを契機に、高潮対策として伊勢湾台風規模の台風が満潮時に室戸台風コースで接近した場合の想定高潮高さで整備されてきた。</p> <p>しかし未だ一部の橋梁横断部では、高潮時に陸閘によって浸水を防ぐことを余儀なくされている箇所もあり、陸閘操作時には、鉄道及び幹線道路が長時間遮断されることから、社会経済上の影響を与えている。（写真 3.3.2-1, 2、図 3.3.2-1）</p> <p>また、2005年8月にアメリカ合衆国南東部を襲ったハリケーン・カトリーナによるニューオーリンズ市域の被害を教訓に大阪湾地域においても約124km²にわたるゼロメートル地帯が広がり、約138万人の方々が居住していることから、不測の事態に備えておく必要がある。</p> | <p>④</p> |

第3章 現状の課題

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|--|
| <p>3.3.3 地震・津波 平成7年兵庫県南部地震によって淀川下流部の堤防が破壊されたことを受けて堤防の耐震対策が実施されてきた。 淀川大堰、毛馬排水機場の重要構造物については、耐震点検を実施の上、対策を行っているが、その他の河川管理施設の多くについては耐震点検が実施されておらず安全性がまだ確認されていない。 平成7年兵庫県南部地震時には、建物の崩壊等により陸上交通が混乱し、負傷者の輸送や復旧作業のための資材輸送等に支障を生じたことから、震災時の緊急輸送等を目的として河川管理用の船着場の整備とあわせて、河川敷内に緊急用河川敷道路を整備してきたが、伝法大橋（国道43号）から木津川大橋（国道1号）までの区間で連続的に通行できない区間（約11km）がある。（写真 3.3.3-1） 近い将来発生が予想される南海地震発生時には、淀川河口まで約2時間で津波が到達すると推定されており、推定津波高は下流部の堤防高さには及ばないが、水面や河川敷の利用者の迅速かつ確実な避難が必要である。しかし、沿川住民や利用者への情報伝達システムが整備途上なこともあり、情報の提供が十分でない。</p> <p>3.4 利水 淀川水系では約1700万人の人々の暮らしを支えるため、これまでに高度に水資源開発がなされてきたが、近年においては、少子高齢化社会の到来や人口増の鈍化傾向等がみられるとともに、工場の海外移転や資源循環型への転換などの社会経済の急激な変化により使用水量が減少している。このような状況の変化に応じて、開発水量と実績最大取水量に乖離が生じている。（図3.4-1～4） また、安定的な水資源の確保は各利水者の責務であるが、各利水者の利水安全度にアンバランスが生じている。農業用水については、かんがい面積の減少、機械化等の高度化による営農形態の変化、用排水の分離等により水利用の実態が変化している。一方、伊賀地域では宅地開発や工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫している。また、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町において人口の増加に伴って水道用水の需要が増加している。（写真3.4-1）</p> <p>さらには近年の少雨化傾向により淀川水系でも渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムの給水区域では頻繁に渇水調整を実施せざるを得ない状況となっている。（図3.4-5）このため、水資源開発施設で開発された水量を最近20年間のデータに基づいて評価すると、安定供給可能量としては、約8割程度と試算されている。（図3.4-5）また、琵琶湖においても沿岸の浸水被害を軽減するために、洪水期に制限水位まで水位を下げることをあわせて、平成4年以降の15年間で、B.S.L.-0.9m以下となる水位低下が5回発生している。（図3.4-6）</p> <p>琵琶湖・淀川における水資源は高度に利用されており、琵琶湖沿岸から最下流の取水地点（淀川大堰）までの反復利用回数は5回にも及ぶ。また、最下流地点までには支川・水路に加えて、下水道や工場排水等多くの排水があり、その取排水形態は非常に複雑になっている。このため、水道用水としての反復利用回数は他の水系に比べて多く、一度本川に有害物質が混入した場合には、多くの取水施設に影響を及ぼすおそれがある。（図3.4-7～9）</p> | <p>3.3.3 地震・津波 平成7年兵庫県南部地震によって淀川下流部の堤防が破壊されたことを受けて堤防の耐震対策を実施してきた。（写真 3.3.3-1） 淀川大堰、毛馬排水ポンプ場の重要構造物については、耐震点検を実施の上、対策を行っているが、その他の河川管理施設の多くについては耐震点検が実施されておらず安全性がまだ確認されていない。 平成7年兵庫県南部地震時には、建物の崩壊等により陸上交通が混乱し、負傷者の搬送や復旧作業のための資材輸送等に支障を生じたことから、震災時の緊急輸送等を目的として河川管理用の船着場の整備とあわせて、河川敷内に緊急用河川敷道路を整備してきたが、伝法大橋（国道43号）から木津川大橋（国道1号）までの区間で連続的に通行できない区間が部分的に残っている。 近い将来発生が予想される南海地震発生時には、淀川河口まで約2時間で津波が到達すると推定されており、推定津波高は下流部の堤防高さには及ばないが、水面や河川敷の利用者の迅速かつ確実な避難が必要である。また、川沿い住民や河川利用者への情報伝達システムが整備途上なこともあり、情報の提供体制を早急に構築する必要がある。</p> <p>3.4 利水 淀川水系では約1700万人の人々の暮らしを支えるため、これまでに高度に水資源開発がなされてきた。一方、近年においては、少子高齢化社会の到来や人口増の鈍化傾向等がみられるとともに、工場の海外移転や資源循環型への転換などの社会経済の急激な変化により使用水量が減少しており、開発水量と実績最大取水量に乖離が生じている。（図 3.4-1～3） 農業用水については、かんがい面積の減少、機械化等の高度化による営農形態の変化、用排水の分離の進行等水利用の形態が変化している一方で、地域の水循環の一部としての認識が高まっている。 また、安定的な水資源の確保は利水者の責務であるが、利水者ごとの利水安全度が不揃いとなっている。 一方、伊賀地域では宅地開発や工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫している。また、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町においては、これまでの人口の増加に伴って水道用水の需要が増加している。（写真 3.4-1）</p> <p>さらには近年の少雨化傾向により淀川水系でも渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムの給水区域では頻繁に渇水調整を実施せざるを得ない状況となっている。（図 3.4-4）水資源開発施設で開発された水量を最近20年間のデータに基づいて評価すると、安定供給可能量としては、約8割程度と試算されている。（図 3.4-5）また、琵琶湖においても沿岸の浸水被害を軽減するために、洪水期に制限水位まで水位を下げることをあわせて、平成4年以降の15年間で、琵琶湖水位マイナス0.9m以下となる水位低下が5回発生している。（図 3.4-6） さらに、地球規模の気候変動により近年の年間降水量の変動幅は増大しており、今後渇水の危険性が高まる可能性がある。</p> <p>琵琶湖・淀川における水資源は高度に利用されており、琵琶湖沿岸から最下流の取水地点（淀川大堰）までの反復利用回数は5回にも及ぶ。また、最下流地点までには支川・水路に加えて、下水道や工場排水等多くの排水があり、その取排水形態は非常に複雑になっている。このため、水道用水としての反復利用回数は他の水系に比べて多く、一度本川に有害物質が混入した場合には、多くの取水施設に影響を及ぼすおそれがある。（図 3.4-7～9）</p> | <p>④</p> <p>③「農業用水が持っている地域用水機能の役割を明記すべき」 ②「農業用水には地域の維持用としての役割もある」との意見を踏まえ、農業用水の地域における位置づけについて追記</p> <p>④</p> <p>③「地球規模の気候変動が水資源に与える深刻な影響について記載しておくべき」の意見を踏まえ、気象変動による渇水への危険性について明記。</p> |

第3章 現状の課題

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>3.5 利用</p> <p>3.5.3 舟運</p> <p>淀川は古来より舟運が盛んで、大阪と京都を結ぶ文化の路として利用されてきた。明治初期に舟運のための航路の整備と維持を目的として設置された水制群の名残がワンドであり、淀川独特の河川環境と景観を形成している。(写真3.5.3-1)</p> <p>京都と大阪を結ぶ交通の大動脈であった淀川の舟運が幕を閉じて以来約50年間、舟運は伏見・観月橋周辺での観光や淀川下流部における砂利採取船等の航行に止まっている。</p> <p>しかし、近年市民の河川に対する関心の増加、自治体における川に向けたまちづくりや川と街の連続性修復、水辺の賑わい創出等の観点から舟運の復活を要望する声が出ており、また、平成7年兵庫県南部地震をふまえ緊急時の物資輸送として舟運が見直され、広域的な利用が期待されている。</p> <p>このような中、枚方と大阪を結ぶ観光を目的とした舟運イベントの取り組みが、平成13年から自治体と民間との連携により試行されており、また、三川合流地域では舟運等を活かした集客・交流の可能性を調査するため、淀川三川交流イベントとして社会実験を行うなどの動きがみられるものの、舟運の復活への本格的な取り組みには繋がっていない。</p> <p>3.5.1 水面</p> <p>水面利用については、ボートを浮かべたり、カヌーによる川下り、河口域でのウィンドサーフィンなど、川本来の楽しみ方であり、水への親しみを増進し、河川への関心を高め、風景としても自然なイメージがある。</p> <p>淀川本川では、従来より砂利採取船や漁船が航行しているが、近年では、上記のような利用があまり見られず、マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、水上オートバイやブレイジャーボート等の利用が増えたことにより、騒音・水質汚濁だけでなく利用者間の接触事故も起きている。水上オートバイの利用に関しては、関係自治体及び関係利用者団体によって淀川水上オートバイ関係問題連絡会が設立され、水面利用の適正化を検討してきた結果、摂津市一津屋地区を当面の暫定的利用箇所としている。現在では、水上オートバイの利用期間、利用時間及び利用範囲を限定し、利用者に秩序ある利用を要請することにより、水面の無秩序な利用や騒音等の苦情は減ってきているが、水質調査の結果、水上オートバイから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質が検出され新たな水質問題となっている。</p> <p>猪名川では、魚釣りや水遊びなどの水面利用が多数みられており、環境学習の利用に適した水辺の創出が望まれている他、一部地域においてかんがい用取水堰の上流で水面を利用したボート遊びを行いたいとの要望がある。</p> <p>宇治川及び桂川では、遊覧船や手漕ぎボートでの水面利用が見られる。</p> <p>木津川上流(笠置橋より上流)では、高山ダム及び青蓮寺ダム等で、釣り船等による水面利用が見られ、木津川下流(笠置橋付近より下流)では、カヌーによる水面利用が見られる。</p> <p>瀬田川では、遊覧船や漁船の他、カヌーや手漕ぎボート等による水面利用が数多く見られ、特に瀬田川洗堰上流では、学生等によるボート競技が盛んである。その一方で、これら水面利用のための多数の棧橋や係留施設が、水辺の利用・景観を妨げているところがある。</p> | <p>3.5 利用</p> <p>3.5.1 舟運</p> <p>淀川は古来より舟運が盛んで、大阪と京都を結ぶ文化の路として川が利用されてきた。(写真 3.5.3-1) 明治初期には舟運のための航路の整備と維持を目的として水制群が整備されていた。それらの名残がワンドとして、現在の淀川独特の河川環境と景観を形成している。</p> <p>京都と大阪を結ぶ交通の大動脈であった淀川の舟運が幕を閉じて以来約50年間経った現在では、舟運は大川(旧淀川)や伏見・観月橋周辺での観光や淀川下流部における砂利採取船等の航行に止まっている。また、淀川大堰には開門施設が無いことから大阪湾から直接淀川に入船することができない。</p> <p>しかし、近年市民の河川に対する関心の増加、自治体による川を活かしたまちづくりや水辺の賑わい創出、広域的な観光の振興等の観点から、舟運の復活への期待が高まっている。一方、平成7年兵庫県南部地震をふまえ緊急時の物資輸送としての舟運が見直され、広域的な利用も期待されている。</p> <p>このような中、枚方と大阪を結ぶ舟運による観光のイベントが平成13年から自治体と民間との連携により試行されている。また、三川合流地域では舟運等を活かした集客・交流の可能性を調査するため、社会実験として淀川三川ふれあい交流イベントとして社会実験を行うなどの動きがみられる。しかしながら、舟運の復活への本格的な取り組みには今のところつながっていない。</p> <p>3.5.2 水面</p> <p>川面にボートを浮かべ、カヌーで川下りをし、河口域ではウィンドサーフィンを滑らせるなどの水面利用は、川本来の楽しみの一つである。淀川本川では、砂利採取船や漁船が今でも航行しているが、上記のような利用は近年あまり見られていない。</p> <p>一方、マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、水上オートバイやブレイジャーボート等の利用が多い。その結果、騒音や水質汚濁、利用者間の接触事故等の問題を生じるようになってきている。水上オートバイの利用に関しては、関係自治体及び関係利用者団体から成る淀川水上オートバイ関係問題連絡会が設立され、水面利用の適正化を検討してきた。その結果、摂津市一津屋地区(淀川17km付近)を当面の暫定的利用箇所としている。現在では、水上オートバイの利用期間、利用時間及び利用範囲を限定し、利用者に秩序ある利用を要請することにより、水面の無秩序な利用や騒音等の苦情は減ってきている。しかし、水質調査の結果、水上オートバイから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質が基準値以下ながら検出され、新たな水質が発生している。</p> <p>宇治川及び桂川では、遊覧船や手漕ぎボートでの水面利用が見られる。</p> <p>木津川上流(笠置橋より上流)では、高山ダム及び青蓮寺ダム等で、釣り船等による水面利用が見られ、木津川下流(笠置橋付近より下流)では、カヌーによる水面利用が見られる。</p> <p>瀬田川では、遊覧船や漁船の他、カヌーや手漕ぎボート等による水面利用が数多く見られ、特に瀬田川洗堰上流では、学生等によるボート競技が盛んである。その一方で、これら水面利用のための多数の棧橋や係留施設が、水辺の利用を妨げ、景観を損ねているところがある。</p> | <p>④</p> <p>②いざという時のために淀川大堰に開門を設置するなど、船による物資や人の輸送が可能となるような、総合的なネットワークづくりを進めていただきたい。</p> <p>④</p> |

第3章 現状の課題

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|----------------------|
| <p>琵琶湖では、淀川本川と同様に水上オートバイやプレジャーボート等の利用に伴う騒音や排出ガスによる水質汚濁が問題となっている。滋賀県では、琵琶湖の自然環境の保全や住民の生活環境保全を目的とした「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）を制定し、その規定の中で従来型の2サイクルエンジンの動力船を平成18年4月から使用禁止としている。また、航行規制については、前掲条例により、騒音防止の観点から航行規制水域が指定され、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等による航行規制と併せて、湖面の適正な利用に努めている。さらに平成18年7月から「滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」が施行され、琵琶湖の河川管理者である滋賀県、プレジャーボートの所有者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、係留保管場所確保の義務付けや、係留保管場所以外の公共水域等における係留保管を禁止することなどを定め、係留保管に関する秩序の確立を図ることとしているが遵守されていない。</p> <p>カヌーや手漕ぎボート等による水面利用では、水辺へのアプローチが困難なことや堰等の横断構造物が航行の支障となっている等、円滑な利用に支障が出ている。</p> <p>3. 5. 2 河川敷 (1) 利用</p> <p>河川空間は、堤防、水面、河川敷及びその間に挟まれた水陸移行帯等により構成されている。淀川では、広範囲にわたって造成された河川敷において社会的要請に応え、公園、グラウンド等の施設整備が進められてきた。</p> <p>この結果、淀川本川、宇治川、桂川及び木津川下流では、約480ha（河川敷の約24%）が公園、グラウンド、ゴルフ場等として整備され、このうち淀川河川公園では、年間約500万人が利用するなど、市民に憩いの場を提供しており、近年では身近な自然空間としても河川敷を利用したいとの強い要望がある。</p> <p>また、猪名川においては約33ha（河川敷の約66%）が公園やグラウンド等として整備され、同様に多くの住民に利用されており、新たな占用要望もある。</p> <p>野洲川においては、約45ha（河川敷の約25%）が地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されているが、自治体や住民からは、さらに身近な自然空間である河川敷を公園として利用したいとの強い要望が多く出されている。</p> <p>その他にも河川敷は、地域防災計画の広域避難場所として位置づけられている箇所もある。</p> <p>一方、これら公園、グラウンド、堤防（占用）道路等の人工的に整備された施設は、河川における生物の生息・生育環境や人と川とのつながり、街と川とのつながりを分断し、また、本来の川の姿である瀬や淵、水陸移行帯及び変化に富んだ河原等の空間そのものを失わせることとなっている地区もあり、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。</p> <p>また、近年、水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加している中で、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。また、歩行者等の移動が円滑に行えない地区があり、その改善が望まれている。</p> <p>そもそも、河川敷は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な生息・生育環境となっており、多様な生物と共存しながら、誰もが自由に楽しみ、憩える場として、健全で秩序ある利用の促進が望まれる。</p> | <p>琵琶湖では、淀川本川と同様に水上オートバイやプレジャーボート等の利用に伴う騒音や排出ガスによる水質汚濁が問題となっている。滋賀県では、琵琶湖の自然環境の保全や住民の生活環境保全を目的とした「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）を制定し、その規定の中で従来型の2サイクルエンジンの動力船を平成18年4月から使用禁止としている。同条例では、騒音防止の観点から航行規制水域を指定し、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等による航行規制とあわせて、湖面の適正な利用が進められている。また、係留保管に関する秩序の確立を図るため、平成18年7月から「滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」（平成17年滋賀県条例第109号）が施行され、琵琶湖の河川管理者である滋賀県、プレジャーボートの所有者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、係留保管場所確保の義務付けや、係留保管場所以外の公共水域等における係留保管の禁止などを定めている。しかし、遵守されていない現状にある。</p> <p>猪名川では、魚釣りや水遊びなどの水面利用が多数みられている。近年ではさらに、環境学習の利用に適した水辺の創出が望まれており、また一部地域ではかんがい用取水堰の上流で水面を利用したいとの要望がある。</p> <p>3. 5. 3 河川敷 (1) 利用</p> <p>河川空間は、面的に見ると堤防、水面、河川敷及びその間に挟まれた水陸移行帯等により構成されている。淀川では、広範囲にわたって造成された河川敷において社会的要請に応え、公園、グラウンド等の施設整備が進められてきた。</p> <p>この結果、淀川本川、宇治川、桂川及び木津川下流では、約480ha（河川敷の約24%）が公園、グラウンド、ゴルフ場等として整備され、このうち淀川河川公園では、年間約500万人が利用するなど、市民に憩いの場を提供しており、近年では身近な自然空間としても河川敷を利用したいとの強い要望がある。</p> <p>また、猪名川においては約33ha（河川敷の約66%）が公園やグラウンド等として整備され、同様に多くの住民に利用されており、新たな占用要望もある。</p> <p>野洲川においては、約45ha（河川敷の約25%）が地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている。自治体や住民からは、身近な自然空間である河川敷をさらに公園として利用したいとの強い要望がある。</p> <p>これらの河川敷は、地域防災計画の広域避難場所として位置づけられている箇所もある。</p> <p>一方、これら公園、グラウンド、堤防（占用）道路等の人工的に整備された施設は、河川における生物の生息・生育・繁殖環境や人と川とのつながり、川とまちとのつながりを分断し、また、瀬や淵、河原や水陸移行帯、あるいは変化に富んだ河岸等、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている地区もある。そのため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。</p> <p>また、近年、水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加している中で、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。また、歩行者等の移動が円滑に行えない地区があり、その改善が望まれている。</p> <p>そもそも、河川空間は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な生息・生育・繁殖環境となっており、多様な生物と共存しながら、誰もが自由に楽しみ、憩える場として、健全で秩序ある河川敷の利用の促進が望まれる。</p> | <p>変更理由</p> <p>④</p> |

第3章 現状の課題

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|----------|
| <p>(2) 違法行為の存在 堤防の川側の民有地での耕作や占用許可を受けた耕作など様々な耕作地が錯綜する中、違法な耕作も行われている。また、従来からの継続的な違法工作物が存在している。さらに、自由使用で使われている河川敷の一部には野球等に使用する物置等が設置されており、大部分は是正されたものの、ネットフェンス等の一部が残されたままの状況になっている。また、一部の利用者によりグラウンドとして排他的利用が行われている。</p> <p>(3) 迷惑行為の増大 一般利用者及び住民にとって迷惑（騒音、危険行為等）となる場所において、ゴルフ、モトクロス及びバイク等の行為が増加し苦情も多く発生している。このため、所轄の関係機関等と連携し、啓発活動を行っている。また、淀川本川においては、野犬に関する苦情が多く寄せられている。</p> <p>(4) ホームレス 淀川においては、ホームレス実態調査を継続し、関係機関と連携して自立を促しているが、近年ホームレスの人数に、大きな変動がみられない。</p> <p>3.5.4 漁業 琵琶湖における内湖の減少、淀川の干潟やワンド等の湿地帯の減少、瀬と淵の減少等の河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少、外来種の増加、水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。(図3.5.4-1~2) 琵琶湖では、4月~7月頃の魚類の産卵期における急速な水位低下が、ニゴロブナ等の産卵・育成に支障を与えているおそれがある。 また、瀬と淵、湿地帯、ワンドやたまりの減少により、生物の生息・生育環境が悪化しているとともに、河道内の樹林の繁茂により砂州特有の、生物の生息・生育環境が失われている。 淀川大堰下流の汽水域では、底層水の溶存酸素量が低下しており、魚類等の生息環境の悪化を招いている。 琵琶湖において漁獲高は減少し、平成17年には1,991トンにとどまっている。</p> <p>3.5.5 上下流連携 上流山間部の水源地域は、治水、利水、環境面において、流域全体の健全な水循環を支えてきた。しかし、山間地域の過疎化が急激に進行することで、森林の荒廃等により土砂の流出増や、ひいては、水源機能の低下が懸念される。 下流域においては、これからの水源地域を持続的に健全な状態に保つておくためにも、水源地域を意識し、流域圏という視点が不可欠である。 このような中で、淀川水系のダム群や瀬田川洗堰が果たしている治水面、利水面の役割が、下流受益地域に的確に伝わっているとは言えず、ダム等が上下流をつなぐ橋渡し役としての活動が求められている。</p> | <p>(2) 違法行為の存在 河川敷には、占用許可を受けていない違法な耕作が多く、不法工作物も存在している。また、誰もが自由に使用できるところでも、グラウンドとして排他独占的に使用されている箇所がある。このような箇所には野球に使用する物置等が設置されており、大部分は是正されてきたものの、ネットフェンス等の一部は残されたままになっている。 淀川本川では、バイク等の走行を法的に禁止しているが、依然としてバイク走行が見られる。</p> <p>(3) 迷惑・危険行為の増加 ゴルフ、モトクロス及びバイク等、利用者や住民に対する迷惑・危険行為が増加しており、関係機関等と連携し啓発活動等を行っているものの、多くの苦情が寄せられている。</p> <p>(4) ホームレス 淀川本川、宇治川、桂川、木津川下流及び猪名川においては、ホームレス実態調査を継続し、関係機関と連携して自立を促しているが、近年ホームレスの人数に、大きな変動はみられていない。</p> <p>3.5.4 漁業 琵琶湖における内湖の減少、淀川の干潟やワンド等の湿地帯の減少、瀬と淵等の河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少、外来種の増加、水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等、様々な要因により生物の生息・生育・繁殖環境が変化し、固有種をはじめとする在来魚の減少を招いている。(図 3.5.4-1) 琵琶湖では、4月~7月頃の魚類の産卵期における急速な水位低下が、ニゴロブナ等の産卵・育成に支障を与えているおそれがある。琵琶湖において漁獲高は近年減少し、平成17年には1,991トンに止まっている(図 3.5.4-2)。 また近年、河道内の樹林の繁茂により砂州特有の生物の生息・生育・繁殖環境が減少している。淀川大堰下流の汽水域では、底層水の溶存酸素量が低下しており、魚類等の生息・生育・繁殖環境の悪化を招いている。</p> <p>3.5.5 上下流連携 上流山間部の水源地域は、治水、利水、環境面にわたり流域全体の健全な水循環を支えてきた。しかし、山間地域の過疎化が急激に進行すると、森林の荒廃等により土砂流出の増加や、森林の水源涵養機能の低下が懸念される。 そのため、下流の都市域に暮らす人々は、上流山間部の水源地域の恩恵を継続的に受けていることを鑑み、上流山間部を持続的に健全な状態に保っていく必要性を十分に認識し、水源地域を意識した流域圏の視点を持つことが重要である。 淀川水系においては、上流部のダム群や琵琶湖が果たしている治水面、利水面の役割が、下流受益地域に的確に伝わっているとは言えないことから、上下流が連携しダム等の役割を適切に伝える活動が求められている。</p> | <p>④</p> |

第3章 現状の課題

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|----------|
| <p>3. 6 維持管理 洪水、高潮等による災害防止のための堰、排水機場、水門、堤防、護岸等をはじめ雨量・水位水質測定のための観測施設や、水質改善のための河川浄化施設等の河川管理施設の機能を維持するため、日常から、河川管理施設の操作・巡視点検を実施し、非常時においても速やかな復旧や維持補修を実施している。 しかし、多くの施設は、1960年代から1980年代に建設され、老朽化が進んでおり、その維持費が年々増加している。 堤防・護岸等においては、施工された時代、使用材料等により、堤防天端の亀裂、法面崩壊、護岸のひび割れ、堤防内部の空洞化による陥没等が発生している。(写真 3.6-1)</p> <p>洪水時には、水門等河川管理施設の操作を操作員により実施しているが、操作員の高齢化に伴う後継者不足や施設の増加に伴う新規操作員の確保が困難となっている。一方、河道内においては、高木樹木の繁茂及び堆積土砂によって、治水に対する影響が生じているところがあり、堆積土砂は、船舶の航行にも影響を及ぼしている。(写真 3.6-2)</p> <p>多くの住民・住民団体の協力で清掃活動が年々増し、モラルが高まってはいるものの、一部の河川利用者によるゴミ投棄や流域からの流入ゴミに加え、家電製品や自動車などの廃棄物の不法投棄が増加している。 また、河川区域内には河川管理施設以外に、取排水施設や橋梁等の許可工作物が存在するが、その中には、既に利用されていない施設や老朽化による強度不足のため河川管理上支障となっているものがある。 ダム貯水池においては、堆砂の進行速度が計画を上回っているダムもあり、このままでは将来ダム本来の機能(洪水調節、流水の正常な機能の維持等)が損なわれるおそれがある。 その他、昨今の社会情勢を受けて、テロに対する危機管理体制の強化も必要となっている。</p> <p>3. 7 関連施策 3. 7. 1 淀川河川公園 広範囲にわたって造成された河川敷では社会的要請に応じて、グラウンド等の施設整備が進められてきた。この結果、年間約500万人もの市民に憩いの場として活用されている。 また、身近な自然空間として河川敷を利用したいとの強い要望がある。 一方、これらの人工的な施設整備は、低水護岸等とも相まって、河川の生態系を分断しているところもあり、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。</p> | <p>3. 6. 維持管理 洪水、高潮等による災害防止のための堰、排水ポンプ場、水門、堤防、護岸、あるいは雨量・水位・水質測定のための観測施設、水質改善のための河川浄化施設等、数多くの河川管理施設の機能を維持するため、日常より河川管理施設の巡視点検・維持修繕を実施し、非常時における施設の操作に備え、被災した場合には速やかな復旧を実施してきている。それらの多くの河川管理施設は、1960年代から1980年代に建設されており、老朽化とともに維持管理費は年々増加している。 堤防・護岸等には、堤防上面の亀裂、堤防斜面の崩壊、護岸のひび割れ、堤防内部の空洞化による陥没等も発生している。(写真 3.6-1) 水門等河川管理施設の操作は、地域住民等に操作員として委託実施しているが、操作員の高齢化に伴う後継者不足や施設の増加に伴う新規操作員の確保が困難となっている。 河道内における樹木の繁茂や土砂の堆積が生じ、治水上の影響が生じている区間がある。また、土砂の堆積は、船舶の航行にも影響を及ぼしている。(写真 3.6-2) 多くの住民・住民団体(NPO等)の協力による河川の清掃活動が年々普及している一方で、一部の河川利用者によるゴミ投棄や流域からの流入ゴミ、さらには家電製品や自動車などの廃棄物の不法投棄は増加している。また、淀川本川においては、野犬に関する苦情も多く寄せられている。河川区域内には河川管理施設以外に、取排水施設や橋梁等の許可工作物が存在するが、その中には、既に利用されていない施設や老朽化による強度不足が懸念される施設がある。 ダム貯水池においては、堆砂の進行が計画時の想定を上回っているダムもあり、このままではダムに求められる洪水調節や流水の正常な機能の維持等のための容量を確保されなくなるおそれがある。 昨今の社会情勢を受けて、テロに対する危機管理体制の強化も必要となっている。</p> <p>3. 7. 関連施策 3. 7. 1. 淀川河川公園 広範囲にわたって造成された河川敷では社会的要請に応じて、国営の淀川河川公園の整備が進められてきた。その結果、年間約500万人もの人々に憩いの場として活用されている。 一方、河川公園内の人工的な施設は、低水護岸等とも相まって、河川の生態系を分断し、自然環境を圧迫している面もあり、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。</p> | <p>④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 これからの河川整備においては、環境、治水、利水、利用のそれぞれの課題が、相互に関連していることを十分認識して対応しなければならない。また、これらの課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。従って、流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携協力して、より良い河川整備に向けた努力を積み重ねていかなければならない。</p> | <p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 これからの河川整備は、環境、治水、利水、利用のそれぞれの課題が、相互に関連していることを十分認識し、流域的な視点に立って、総合的な検討を行い、全体として調和のとれたものとして実施する必要がある。そのためには、流域のあらゆる関係者が、河川管理者のみによる河川内での対応には限界があることを認識し、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築くとともに連携協働して、より良い河川整備に向けた努力を積み重ねていく必要がある。</p> | <p>③治水、利水、環境について、集水域全体で関連機関との連携・調整が必要との意見を踏まえ、流域のあらゆる関係者が情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築くとともに連携協働していく旨を明記</p> |
| <p>4.1 人と川との繋がり</p> | <p>4.1. 人と川とのつながり 4.1.1. 人と川のとがりの基本的な考え方 貴重な自然環境や地域固有の風土・文化などを育む地域の財産である川を、あらゆる関係者がともに守り育てていくよう、人と川のとがりを再構築していく。そのためには、多くの人々、川にふれ、川のことをともに考えるようにしていく施策を講じ、日常のとがりから、洪水、災害時のつながり、そして、上下流へのつながりへと流域における人と川のとがりを再構築していく。</p> | |
| <p>河川は、固有の歴史・文化を有し、地域共有の財産であることに鑑み、河川整備にあたっては今後とも地域と連携しながら進めていく。そのためには、地域のできるだけ多くの人々に河川に関心を持っていただき、川に直接接していただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、参加型の河川整備を目指すものとする。</p> | <p>4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 (1) 人と川をつなぐ</p> <p>1) 住民参加推進プログラムの作成、実践 河川は、地域と共に歩み育んできた特有の歴史・文化を有し、地域にとって貴重な共有の財産であることに鑑み、流域のあらゆる関係者が、流域的視点に立って情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携しながら河川整備を進めていく必要がある。その際、川が生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境であることを地域の共通認識として、できるだけ多くの人々に河川に関心を持っていただき、川に直接ふれていただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、住民参加型の取り組みを推進する。</p> | <p>①川への関心・かかわりを深める施策への指摘 ③河川管理者の住民参加に対する取り組み姿勢というものが大事との意見 等を踏まえ、新たに項目として追加。</p> <p>②身近な河川の歴史や文化、流域住民と河川の繋がりが環境教育資源として重要との意見を踏まえ、地域に果たす河川の位置づけを強調するよう、表現を修正</p> |
| <p>また、今後の河川整備を進めていく過程において、もっと川を身近に感じてもらい、再び人と川のとがりを取り戻すことを目的に、これまでの情報発信、住民参加の取り組みに加え、「川に関心を持ってもらう」、「川に触れてもらう」、「川をともに考える」をキーワードに、「住民参加推進プログラム」を作成し、実践していく。</p> | <p>そのために、これまでの情報発信、住民参加の取り組みに加え、「川に関心を持ってもらう」、「川にふれてもらう」、「川をともに考える」をキーワードに、「住民参加推進プログラム」を作成し、実践していく。(写真 4.1.2-1、図 4.1.2-1)</p> | |
| <p>河川管理者としては流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携協力できるよう、これからの河川整備に向けた努力を積み重ねることが必要である。</p> | <p>また、科学的知見に基づいた客観的な判断を行うため、学識経験者と連携してデータの収集や共同研究を行う。</p> | ④ |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|--|--|
| <p>また、個別箇所の整備の計画にあたっては、関係自治体との連携を図るとともに、計画の検討段階から住民・住民団体、学識経験者との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認する。また、合意形成を目指して、それぞれの組織を活かした公正な仕組みを検討するとともに、異なった主体間の意思形成を有効に図るためには、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要である。</p> <p>その際、住民と行政双方の意見や考え方を充分理解した上で、行政と住民の間に介在してコーディネートする主体(河川レンジャー)の役割も期待される。</p> <p>また、河川整備の実施にあたっては、より多くの住民が意見を言えるよう従来から実施しているインターネットによる情報公開を充実させるとともに情報検索機能の向上を図る。</p> <p>さらに、河川に係わる組織を支援するとともに、伝統工法などの技術の保存・伝承についても積極的に支援する。</p> <p>地域固有の情報や知識に精通した個人を河川レンジャーとして任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、計画の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。まずは、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマを設けて活動の試行的活動を通して河川レンジャーのコーディネートの能力を育成していくとともに活動内容や役割等について検討し、活動の充実を図る。</p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既存施設である淀川資料館、河川公園サービスセンター、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶、遊水スイスイ館、中央流域センター、上流域流域センター、木津川出張所管内流域センター等を試行的に活用する。</p> | <p>2) 淀川水系に関わる住民・住民団体(NPO等)との連携 河川整備にあたっては、検討段階から住民・住民団体(NPO等)、関連する様々な分野の学識経験者との情報共有を積極的に行う。また、地域固有の情報や河川に関する知識を有している住民・住民団体(NPO等)や学識経験者と連携し、河川に係わる人材育成の支援や環境教育を推進する。</p> <p>その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認するとともに、合意形成を目指して、日常的な信頼関係を築くよう努める。</p> <p>情報共有にあたっては、従来から実施しているインターネットによる情報公開を充実させ、情報検索機能の向上を図るとともに、情報交換ができるような方法について検討して実施する。また、河川整備に関して学識経験者及び住民間における意見交換が行えるような機会を必要に応じて設ける。</p> <p>河川に係わる人材育成の支援や環境教育の推進にあたっては、伝統工法などの技術の保存・伝承についても積極的に取り組む。</p> <p>3) 河川レンジャーの充実 河川管理者は、地域固有の情報に精通し、河川に関する基礎的な知識を習得した個人を「河川レンジャー」として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。当面は、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて、活動の充実を図る。(写真4.1.2-1～3)</p> <p>将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。</p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既存施設である淀川資料館、河川公園サービスセンター、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶、遊水スイスイ館、中央流域センター、上流域流域センター、木津川出張所管内流域センター等を試行的に活用する。また、自治体とも連携して河川レンジャー活動への支援や広報を行う。</p> <p>4) 子ども達の関わりの促進 子ども達と川との関わりを促していくことは、持続的な川と人との関わりを構築していく上で重要である。また、子どもの参加により親や地域の関わりが促される。そこで学校等と調整し、学校教育において川に対する関心を高める工夫を行う。 ・学校教育の中で活用できるような環境教育用のプログラムの作成、「危険を知って川に親しむ」ための教育ツールの作成 ・子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施 ・琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会での「お魚ふやし隊」への支援 ・川で子ども達が安全に楽しく遊ぶための指導者育成支援 ・淀川検定の実施、淀川博士号の認定、川遊びマニュアルの作成</p> | <p>①情報交換の促進についての要望を受け、その仕組みづくりについての取り組みを明確化 ①NPOとの連携についての意見を踏まえ、住民団体との連携についてより明確化する表現となるよう、表現の追加 ③NPOとの連携が必要との意見を踏まえ、住民団体との連携についてより明確化する表現となるよう、表現の追加</p> <p>③川に関心を持った市民が川のためになる活動参加の場作りが必要との意見を踏まえて、河川レンジャーを通じてそのような場作りをする等、河川レンジャーが住民と河川管理者との橋渡し役となることが分かるように修正 ①河川レンジャーのPR不足との意見を踏まえ、自治体と協働して河川レンジャーを周知していくことを明確化</p> <p>①子供達にも川のことを伝えていくべきとの意見 子供が川の自然に触れ遊べるような川づくりをしてほしいとの意見 “淀川に触れてもらう”関心を持ってもらう様に(子供達にも)学校教育の一つとして触れる機会も必要との意見 ②学校や地域が一体となって「川にふれ、遊ぶ、また関心を持つ」ことを実践できる体制を作っていく必要があるとの意見 等の意見を踏まえて、子供達と川との関わりについて追記</p> |
| (1)情報の共有と公開及び意見交換 | | |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p>さらに、関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図ることとし、その中で明らかになった問題点や課題については、広く一般に公開して、住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。(写真4.1-1、図4.1-1)</p> | | |
| <p>さらに、マスメディアを通して河川に係わる情報(工事情報や河川のライブ映像等)をタイムリーに発信するよう努める。情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすいものとする。(図4.1-2)</p> | <p>5) 淀川に関する日頃の情報発信 多くの人々が河川に関心を持ち、川に訪れるよう、河川に関する情報を様々な手段で発信する取り組みを進めていく。具体的には、河川と関連する流域の歴史や文化に係る素材を掘り起こし、データの蓄積を図り、それらのデータを用いて、地域の情報を携帯電話等で得られるシステムの開発を行う。また、訪れた人々に淀川やその周辺のことを知ってもらうため、距離標などにQRコードを設けて観光名所や生息する生物等に関する情報を行うユビキタス型のガイドシステムを整備する。(図 4.1.2-2)</p> <p>さらに、マスメディアを通して河川に係わる身近な情報(工事情報や河川のライブ映像等)をタイムリーに、また定期的に発信できるようにする。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする。(図 4.1.2-3)</p> <p>あわせて、地域住民に対して河川への関心を高めるため啓発活動等を行い、その際は既存の資料館等の活用や住民・住民団体(NPO等)との連携を行う。</p> | <p>①河川に関する情報発信の要望を踏まえ、発信すべき情報やその手段について、具体的に追加 資料館を活用したPR、学校と連携した取り組みに関する意見を踏まえ、具体策を追加 ②身近な河川の歴史や文化、流域の住民との繋がりが環境教育資源として重要という意見を踏まえ、素材の掘り起こし、データの蓄積、情報提供の具体的な手段について追加 これまでの住民と川との関わりを踏まえ、河川の維持管理への地域の協力依頼強化と支援制度拡大を図るべきとの意見を踏まえ、河川への関心を高めることが重要との観点で具体的な施策を追記 ③人と川との繋がりを取り戻すため、川の魅力、川の現状をさらにPRする必要があるとの意見を踏まえ、訪れた人々に淀川やその周辺のことを知ってもらうためのガイドのシステム整備について追加</p> |
| | <p>(2) 川とまち・地域をつなぐ 川と人との関係を改善し、地域の共有の財産としてその魅力を高めていくためには、多くの人々が川に関心を持ち、川に訪れることを促す環境の整備が必要である。そこで、次のような施策をハード・ソフトの両面から関係機関と連携して進めていく。</p> | <p>②学校や地域が一体となって「川にふれ、遊ぶ、また関心を持つ」ことを実践できる体制を作っていく必要があるとの意見を踏まえ、住民の方に河川に訪れていただけるような工夫についての記載を追加</p> |
| | <p>1) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備 歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、フットパスを設定するとともにその情報を発信していく。フットパスとして、小径(散策路)の整備を継続して実施する。小径(散策路)の計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>また、数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川周辺における史跡、文化財等を巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。(図 4.1.2-5~7)</p> | <p>①河川の施設として小径やサイクリングロードの提案を踏まえて、具体的な施設整備について追加 ②河川の利用に関して、バリアフリー化された遊歩道やサイクリングロードの整備についての意見を踏まえ、具体的な施設整備について追加 ②市民が憩い、安らぐ場として河川を整備してほしいとの意見を踏まえ追加</p> |
| | <p>2) 憩い、安らげる河川の整備 川を子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人が気軽に集うことができる場として、地元自治体とも連携して、ベンチ、木陰、スロープ及び清潔な水洗トイレ等の整備を実施する。その際、住民団体が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。特にトイレについては、快適なものとなるよう、検討の上、整備する。また、歩行者のみならず、サイクリングを楽しむ人々にも役立つよう河川の距離標をみやすくする。</p> | |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p>2)学識経験者、住民との連携・協働</p> <p>地域固有の情報や知識に精通している住民・住民団体、学識経験者と連携し、河川に係わる人材育成の支援や環境教育を推進する。</p> <p>河川管理者は、河川整備に関して学識経験者及び住民間における意見交換が行えるような機会(対話集会等)を必要に応じて設ける。</p> <p>(3)自治体、他省庁との連携</p> | <p>河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。</p> <p>瀬田川では、水辺のあり方について検討するため河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」にもとづき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境と調和した親水性のある水辺の散策路整備を継続して実施する。(名神高速道路瀬田川橋梁下流～瀬田川洗堰区間)</p> <p>川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の再生を図る。</p> <p>3) 三川合流部の整備</p> <p>淀川三川合流域は、壮大な景観や豊かな自然環境に恵まれるとともに、歴史の舞台ともなった交通の要衝である。そこで、桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的な文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間の交流拠点を整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。</p> <p>4) 良好な水辺まちづくり</p> <p>淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備にあわせて水辺に良好な都市空間を形成していく。</p> <p>現在整備中の高見、海老江、大庭地区において、早期の完成を目指すとともに、下島、津之江、大宮、淀川左岸線地区などにおいては、早期の事業着手を目指し調整を継続する。</p> <p>4. 1. 3. 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築</p> <p>1) 「まるごとまちごとハザードマップ」等の分かり易い情報発信</p> <p>日常生活の中で洪水被害を実感していただくため近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。また、個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、例えば、居住地の住所等を入力することで、各居住地の浸水被害に対する危険度が確認できるようなソフトの開発や洪水の模擬体験ができるシステムの構築を行うなど、淀川における治水、防災に関する情報をわかりやすく発信し、洪水時における住民と淀川の関わりについても理解を深めていただくよう努める。</p> <p>2) 様々な媒体による防災情報の発信</p> <p>日常よりマスメディアを通して河川に係わる身近な情報をタイムリーに、また定期的に発信できるようにすることとしているが、さらに、洪水時・災害時の情報を広く伝達できるよう、ラジオ・テレビ放送・地上デジタル放送・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、映像や音声により河川情報や避難勧告・指示をわかりやすく確実に提供するためのシステム整備を進める。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできるだけ限りわかりやすくする。</p> <p>3) 関係機関との連携</p> | <p>①河川敷は自然のままとし、コンクリート張にはしないとの意見 コンクリートで固めてしまうより、自然のなりたちに沿った柔軟性のある治水事業の方が長い目で見て有益ではとの意見 土手が全部コンクリートになり、青い草がなく、川にも川藨がなくなり、小さな魚が住めなくなっているとの意見 等を踏まえ、コンクリートの見えない河岸、堤防整備について明確化</p> <p>①三川合流域の地域特性と利用したネットワークづくりの要望を踏まえて、今後の具体化に向けた検討内容について追加 ②三川合流部について、地理的な条件を生かし川を軸とした自然や歴史を満喫できるよう、三川合流域を拠点としたネットワークの構築を要望との意見 三川合流部や淀川の河川は、人工物であるので自然環境にも十分に配慮しつつも、現存スポーツ施設とも調和を図る整備計画を望むとの意見 京都府、大阪府の周辺の自治体が集まり、三川合流地域を何とかして地域の活性化に結びつけていきたいとの意見 等を踏まえて、同地区の検討方針を明確化し、具体的に記載</p> <p>②高規格堤防の整備促進の要望を踏まえ、高規格堤防の整備について記載</p> <p>②住民が日頃より防災意識を高め、いざという時に確かな行動がとれるよう、啓発等に積極的に取り組む必要があるとのご意見を踏まえ、その重要性から新たなシステムの構築等具体的な取り組みについて記載</p> <p>②河川管理者からの情報提供が必要との意見を踏まえ追加</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|--|
| <p>河川整備計画の実施にあたっては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や 総合流域防災協議会等において、自治体や他省庁等と相互に連携した総合的な取り組みを検討する。あわせて、自治体や他省庁等と相互に連携した総合的な取り組みを検討し、連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題等は流域委員会に報告するとともに、一般にも広く公表する。</p> <p>さらに、上下流の利害等の調整を円滑に図るために、河川管理者(国・自治体)が議論を高めていく。</p> <p>また、琵琶湖・淀川流域圏として一体的・総合的な施策を展開するため、第6次都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を通じて流域圏のあらゆる関係機関と連携した取り組みを実施する。</p> <p>特に、府県が管理する区間の河川整備計画については、それぞれの河川管理者が策定するが、その際、本計画と相互に整合が図られるよう、連携、調整する。</p> <p>また、「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会」において関係省庁、関係府県市が連携し「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を推進する。</p> | <p>豪雨災害等の総合的な水害・土砂災害対策を進めるために国、府県等により構成される「総合流域防災協議会」や水質汚濁防止連絡協議会のメンバーにより構成される「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」等において関係機関等と連携し、洪水・災害時の情報共有などの取り組みを進める。あわせて、関係機関等との連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題は、必要に応じて一般にも広く公表する。</p> <p>さらに、上下流の利害等の調整を円滑に進めるために、河川管理者(国・自治体)同士の議論を深めていくとともに、淀川流域全体の市町村が一堂に会し、水源地の保全や水害に強いまちづくりなど流域の市町村が一体となって取り組むべき様々な課題について意見交換できる場を設置する。</p> <p>また、琵琶湖・淀川流域圏として一体的・総合的な施策を展開するため、第6次都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を通じて流域圏の様々な関係機関と連携した取り組みを実施する。</p> <p>なお、府県が管理する区間の河川整備計画を策定する際には、本計画と相互に整合が図られるよう、河川管理者間で調整する。</p> <p>4. 1. 4. 上下流の連携の構築</p> <p>水源地域は、河川の水量・水質の保全に大きな役割を有するとともに、下流の治水・利水両面の重要施設であるダムが存在しているという観点に立てば、水源地域の活性化は流域全体にとって重要な課題である。そのため、水源地域やダムに対する理解と協力を得るための施策を支援・実施する。また、上下流の交流・連携を一層進め、相互の理解を深めることで、下流域は上流域に感謝し、上流域は下流域のことを気遣うような関係を構築していく。</p> <p>1) 水源地域ビジョンを推進する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>2) 「ダム水源ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。</p> <p>また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事などを通じて交流を促進する。(写真 4.1.4-1) 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> | <p>④</p> <p>②流域全体や地域ごとの市町村長懇談会の開催についての要望意見を踏まえて、流域市町村が議論出来る場について設置する旨の内容を記載</p> <p>④</p> <p>④記載が重複するため削除</p> <p>②下流域の方々にも安心安全な水の供給を受けていることについて認識を深めてもらう必要があるとの意見 琵琶湖と下流の皆さんと理解が必要であるとの意見 水のありがたさを実感しており、これまで、水源地域との交流を行っている。市民にも理解してもらおうと利水者としての責任を果たしていきたいとの意見 等を踏まえて、上下流の連携の構築について明記</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|--|
| <p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容</p> <p>4. 2 河川環境</p> <p>これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、淀川水系における今後の河川整備は、水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目標(念頭・目指すもの)とし、『川が川をつくる』の手伝うという考えのもとに、ダイナミズムの再生、徹底した連続性の確保、コンクリートが見えない河岸、水循環の健全化などを旨とする。</p> <p>4. 2. 6 生物の生息・生育環境</p> <p>(1)淀川水系における良好な生物の生息・生育環境の保全・再生</p> <p>淀川水系におけるナカセコカワニナ、イタセンバラ、オオサンショウウオ等希少な生物が生息する良好な生物の生息・生育環境を保全・再生するために、様々な取り組みについて関係機関とも連携しながら実施する。</p> <p>1)生息・生育環境の保全・再生を実施する。</p> | <p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容</p> <p>4. 2. 河川環境</p> <p>4. 2. 1. 河川環境の保全と再生の基本的な考え方</p> <p>これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生息し、活動できる。」との考え方のもと、これからの河川の整備と管理の取り組みを転換する必要がある。</p> <p>そのため、川や湖の持つ自然の変化を尊重し、水・生物・人を含めた総体を捉え、その多様な価値を活かすために、自然環境の保全と再生、治水、利水、河川利用という多くの目的のどれかも劣後にすることなく総合的な検討を行い、環境、治水、利水を同列に扱う河川整備を行うことを基本的な考え方とする。</p> <p>現状では、河川における人為的改変や自然的攪乱による環境への応答が科学的に十分解明されておらず、施設整備による影響予測には不確実な面がある。また、河川環境を検討するために必要な過去のデータが不足していること、環境への影響を回避・低減するための保全措置等に関する知見が十分に蓄積されていないこと、環境に関する目標設定や定量的評価が技術的に確立していないこと等から、治水、利水と同様に河川環境への影響等を技術的に評価することは困難である。</p> <p>本計画は、治水施設や水資源開発施設の整備にあたって、環境への影響が極力小さくなる、あるいは環境の改善につながる手法を選択することを基本とする。また、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討した上で、様々な試行的取り組みも交えながら事業を実施する。モニタリングにあたっては、5年、10年といった年限を区切った上で河川と流域の状況を把握し、その結果に応じて河川整備の内容を見直すなど、事業の効果・影響を把握しながら改善する順応的管理を導入する。</p> <p>4. 2. 2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承</p> <p>水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目標とする。その目標のもとで、琵琶湖や淀川等に生息・生育・繁殖する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な在来生物を保全するため、清らかな水と生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める。</p> <p>特に、淀川水系の約47%の面積を占める流域を有し、水系全体の環境、治水、利水に大きな役割を果たしている琵琶湖の保全と再生に積極的に取り組む。</p> <p>また、『川が川をつくる』の手伝うとの認識のもとで、徹底した河川の連続性の確保、川本来のダイナミズムの再生、環境、治水、利水にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を進める。</p> <p>(1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生</p> <p>淀川水系には特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンバラをはじめとして、多くの希少生物が生息している。特にイタセンバラについては近年その生息環境の悪化が強く懸念されている。そのため、淀川水系に生息する我が国固有の生物を中心として在来生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る取り組みを、関係機関とも連携し積極的に実施する。</p> <p>1) 生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施する。</p> | <p>③「原案に本来入っていなければならなかった環境の基本的な考え方からスタートする部分が完全に欠落している。」とのご意見を踏まえ、基本的な考え方について記述。</p> <p>③流域委員会からの意見書において「しかし、ダム建設については、治水・利水面から先行的に計画が検討され、その上でダムが建設された場合の環境への影響について検討が行われ、環境への影響は「小さい」あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけており、上記の考え方が十分に反映されているとはいえない。」とのご意見がありました。河川整備にあたっては、環境、治水、利水を総合的な検討の中で同列に扱うと考えており、どちらかが劣後するものではないという考え方を河川整備計画案に記載。</p> <p>③「経済的なコスト評価だけでは、社会的な評価は下せない。社会的なコストや環境的なコストを組み込んだ検討結果を示して欲しい。」など環境コストの検討の必要性に関するご意見がありました。現状では、環境コストをはじめ環境に関する定量的評価が技術的に確立していないことから、河川整備にあたっては、順応的管理を導入する旨を記載。</p> <p>①「もう一度、あの澄んだ水の流れて夏に、川虫で瀬釣りをしたい。孫にもさせてやりたい。」との意見</p> <p>③「次世代に自然資源をどう残していくという視点を深く記述するべき」との意見をふまえ、多様な生態系を有する淀川水系を引き継いでいくという考え方を記載。</p> <p>②「琵琶湖があってこそ、上流も下流も本当に安心して生活ができています。琵琶湖の水の保全については、周囲が気をつけて、環境面にも気をつけていかなければならない、大切な時期ではある。」などのご意見をふまえ、琵琶湖の保全と再生に積極的に取り組むことを記載。</p> <p>④</p> <p>①「淀川にしか生息しない固有種をどう保存していくのか、もっと目を向けていただきたい。」などのご意見がありました。オオサンショウウオ、イタセンバラやアユモドキなど生息環境の悪化が懸念される生物を中心として、多くの在来生物を保護するための取り組みを積極的に実施することを記載。</p> <p>④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|--|--|
| <p>②イタセンバラ(ワンド倍増計画等)</p> <p>○淀川 城北わんどイタセンバラ協議会 ○近畿地方イタセンバラ保護増殖事業連絡会議 淀川城北地区</p> <p>淀川楠葉地区</p> <p>木津川下流</p> <p>③ナカセコカワニナ(礫河床の保全)(写真4.2.6-2) 宇治川、瀬田川</p> <p>①オオサンショウウオ(写真4.2.6-1) 木津川上流(人工巢穴の設置等)</p> <p>2)顕著な改善傾向が見られない水質状況や外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、水質改善による生物の生息・生育環境などの回復を関係機関の連携のもと取り組む。</p> | <p>①イタセンバラ(ワンド倍増計画)</p> <p>イタセンバラを淀川中下流域の環境再生の代表的な目標種とし、淀川下流においては、平成20年3月時点で51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画等により、生息環境の大幅な改善を図る。淀川下流域の城北地区に加え、楠葉地区、木津川下流地区などの中流域においてもワンド・たまりの保全・再生を進める。なお、実施にあたっては、関係自治体及び専門家等により構成される「城北わんどイタセンバラ協議会」、「近畿地方イタセンバラ保護増殖事業連絡会議」等関係機関と連携を図る。</p> <p>淀川城北地区</p> <p>・淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行のOP+3.0mからOP+2.5mに概ね50cm低く維持した上で、自然の水位変動に近い水位操作し、概ね10年以内を目途に操作方法を確立する。</p> <p>・当面の処置としてワンド群の水位を本川より低く維持して、平常時においても浅場の創出や流れを発生させてワンド内の環境改善を行う。</p> <p>・順次ワンドの干し上げを行うなどの環境改善を実施し、あわせて外来魚の一斉駆除等を行う。</p> <p>・ワンドに繁茂している外来植生の防除や周辺の伐木を実施する。</p> <p>淀川楠葉地区など</p> <p>・楠葉地区、水無瀬地区、牧野地区など、自然に水位変動が起こっている淀川大堰湛水域より上流において、ワンドやたまりを再生する。</p> <p>木津川下流地区</p> <p>・現在あるたまりを保全し、周辺の樹木の伐木を実施する。</p> <p>・地形等の精査や河川の流況をふまえて、以前に確認されていたたまりを再生するとともに、新たなたまりを造ることも検討する。</p> <p>②ナカセコカワニナ(写真4.2.2-1)</p> <p>・宇治川にはナカセコカワニナの模式産地がある。専門家の意見を聞きながらその生息・生育・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。</p> <p>③オオサンショウウオ(写真4.2.2-2)</p> <p>・木津川上流において、専門家の意見を聞きながらオオサンショウウオの生息実態を調査し、人工巢穴の設置、井堰等におけるオオサンショウウオの移動経路の確保など、その生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策を検討して実施する。</p> <p>④アユモドキ</p> <p>・専門家の意見を聞きながらアユモドキの生息を調査し、その生息環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。</p> <p>2) 水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタジミ等の生息・繁殖環境などの回復について関係機関の連携のもと取り組む。</p> | <p>①「淀川にしか生息しない固有種をどう保存していくのか、もっと目を向けていただきたい。」などのご意見がありました。イタセンバラに関する具体的な取り組みを記載。</p> <p>④河川管理者の更なる検討を踏まえた変更</p> <p>③「淀川水系にはイタセンバラとアユモドキという二つの天然記念物がいる。今確認されていないだけで絶滅したわけではないと思っている。そういうことに対して、保全することはすごく緊急なことだと思う。」との意見もふまえ、アユモドキについて、専門家の意見を聞きながら実態調査を行い望ましい生息環境を保全していくことを新たに追加。</p> <p>①ここ近年、琵琶湖及び淀川水系の水質の悪化、生物や植物の生態系にも多くの弊害が起きています。特に琵琶湖等に住む魚類、植物等の絶滅対策を進めてほしいものですなどの意見をふまえ、原案には明記していなかった琵琶湖南湖で行う南湖湖底改善事業を新たに記載</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>(2)淀川水系における生物の生息・生育環境を脅かす外来種対策の推進。</p> <p>また、外来種の調査を継続するとともに、駆除について、関係機関や住民・住民団体と連携しながら対策を推進し、啓発活動も実施する。</p> <p>1)関係機関等と連携を行い、対策を推進する。</p> <p>2)外来種の減少を目的とした自治体の条例制定に向けた調整や協議を実施する。</p> <p>3)外来種の減少に向けた取り組みが必要であることから、外来種の駆除方法等について検討し、関係機関や住民・住民団体等と連携しながら外来種対策を実施する。</p> <p>4. 2. 7 景観 景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化を図る。また、河川管理施設等の新設及び改築にあたっては、周辺の景観との調和に関して検討する。</p> <p>また、都市域を流れる淀川の特性に照らして、人々が身近な自然を体験できる河川空間の創出を図っていく。それらの施策の実施にあたって次のような進め方をする。</p> <p>瀬田川では、瀬田川水辺協議会「提言『瀬田川のあるべき姿』」にもとづき緑の連続性に配慮するなど周辺環境に調和した河川区域内施設や河川構造物とするよう見直しも含めた検討を行う。</p> <p>河川の景観を特徴づけている樹林帯等の保全について、治水上の影響・効果を考慮しつつ検討する。 また河川景観を損ねている河道内樹木や陸生植物の繁茂の抑制を行う。 不法工作物の計画的な正やゴミの不法投棄の防止に努める。</p> <p>ダム貯水池裸地対策等として、ダム湖の斜面における水位変動域の裸地対策やダム周辺における構造物等の景観対策について検討するとともに、その結果をふまえて試験施工を実施する。</p> <p>天ヶ瀬ダム、高山ダム、一庫ダム</p> <p>4. 2. 1 河川形状 今後の河川整備は、『川が川をつくる』を手伝うという考え方を念頭に、これまで実施してきた多自然型川づくりの評価をふまえた上で、横断方向及び縦断方向の連続性、湖と河川や陸域との連続性を徹底して確保することを目指す。 そのため、瀬と淵、砂州等の河川形状や自然が創り出した狭窄部はできるだけ保全する。</p> <p>また、河川に流れ込む支川や水路等を含めた河川の横断方向及び縦断方向の連続性、湖や河川と陸域の連続性を持った生物の生息・生育環境の保全・再生や、生物に配慮した水位管理や水量管理等の方策について、関係機関等と連携して検討する。</p> | <p>(2) 在来種を脅かす外来種対策の推進</p> <p>侵略的外来種の実態調査を継続し、関係機関や住民・住民団体(NPO等)と連携しながら駆除等の対策を推進するとともに、持ち込みの自肅やベットの適切な飼育を呼びかけるなどの啓発活動を実施する。なお、外来種の減少を目的とした自治体の条例制定に向けた調整や協議を実施する。</p> <p>(3) 良好な景観の保全・創出 川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的つながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る。</p> <p>また、都市域を流れる淀川の特性をふまえ、清らかな水や多様な生物とのふれあいなど、人々が身近な自然を体験できる河川空間の創出を図る。</p> <p>1) 瀬田川の水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会からの提言「瀬田川のあるべき姿」にもとづき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境と調和した河川施設とするよう、構造物の形状や色彩について検討を行い改善する。</p> <p>2) 河川の景観を特徴づけている樹林等の保全について、治水上の影響・効果を考慮しつつ実施する。この際、河川景観を損ねている河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画(案)に基づき、計画的に伐採を実施する。また、不法工作物の計画的な正やゴミの不法投棄の防止にも努める。</p> <p>3) ダム貯水池の斜面における水位変動域の裸地対策として緑化等を行うとともに、ダム周辺における構造物等の景観対策について検討する。</p> <p>4) 河川景観を損ねている不法工作物の計画的な正やゴミの不法投棄の防止に努める。</p> <p>天ヶ瀬ダム、高山ダム、一庫ダム</p> <p>4. 2. 3 河川の連続性の確保 今後の河川整備は、「川が川をつくる」を手伝うとの認識のもと、「多自然川づくり基本指針」(平成18年10月)に基づき、山から海までのつながり、流水・流砂や生物・生態系のつながり、川や湖と人の暮らしとのつながりを回復するため、河川の横断方向及び縦断方向の連続性、湖や河川と陸域との連続性を徹底して確保することを目指す。 そのため、瀬と淵、砂州や狭窄部等の自然が創り出した河川形状はできるだけ保全する。</p> <p>また、河川に流れ込む支川や水路等を含めた河川の横断方向及び縦断方向の連続性、湖や河川と陸域の連続性を持った生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生について、関係機関等と連携して検討を進める。</p> | <p>④</p> <p>③侵略的外来生物の増殖も課題として取り組んでいく必要があるとの意見をふまえ、人為的な増殖を防ぐための方策にも取り組まなければならないと考え、について記載</p> <p>④</p> <p>③「次世代に自然資源をどう残していくという視点を深く記述すべき」とのご意見をふまえ、多様な生態系を有する淀川水系を引き継いでいくという考え方をとることから、景観形成についても自然や地域の歴史などに配慮することを記載。</p> <p>④</p> <p>②景観に関する「基本条例及び基本計画への協力をお願いしたい。」等との意見をふまえて、瀬田川における取り組みについてより具体的に記載。</p> <p>②河道内に繁茂した樹木の伐採に対する要請が多くあったため、河道内の樹木については、地域の景観を形成するとともに生物の生息空間等であることから、その管理にあたっての配慮事項を明記</p> <p>④</p> <p>④</p> <p>④</p> <p>②人や自然のつながりを再生し、地域資源や特性を活かす暮らしが大切と考えますとの意見</p> <p>①治水についての工事は護岸工事のみ最小限で行い、他は自然に任せるという姿勢が重要だと思います。山から海に続く幅広い自然環境をそのまま残して欲しいと思いますとの意見をふまえ、河川の連続性を確保することによって得られる川を軸とした様々なつながりを明記</p> <p>④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p>(1)横断方向の河川形状の修復 親水性や生物の生息・生育環境に重要な水陸移行帯等の良好な水辺の保全・再生を図るため、横断方向における堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかに切り下げ、水際の改善等を行う。湖や河川と陸域の移行帯についてもなだらかな連続性を目指す。</p> <p>特に、ワンドについては現在46あるが、概ね10年で90以上とする(ワンド倍増計画)。なお、河川工事を実施する場合も、河川形状の修復に配慮する。</p> <p>1)実施箇所 水陸移行帯の保全・再生及び親水性の向上を図るため、横断方向の河川形状の修復を実施する。 ・浅水域の再生を図るため、ワンド群やワンド・たまりの保全・再生を実施する。</p> <p>淀川 城北地区、豊里地区、庭窪地区、牧野地区、楠葉地区(写真4.2-1~2)</p> <p>・たまりを再生するため干陸化した河床の切り下げを実施する。</p> <p>淀川 赤川地区、唐崎地区(芥川合流部)、前島地区、水無瀬地区</p> <p>・干潟の保全・再生を実施する。 淀川 十三地区、大淀地区 (写真4.2-3~5)</p> <p>・ヨシ原の保全を図るため、河川敷の切り下げを実施する。 淀川 鶯殿地区</p> <p>・砂州河川の再生を促す。</p> <p>木津川下流(写真4.1-8) ・砂礫河原を再生するため干陸化した河床の切り下げを実施する。 野洲川 放水路区間、石部地区</p> <p>・河原の再生 猪名川 猪名川・藻川合流点~池田・川西地区(下加茂地区、下河原地区、北河原地区で試験施工を実施する。)(写真4.2-6~7)</p> <p>・ヨシ帯の再生を実施する。 野洲川 河口部</p> <p>・水制工の試験施工を実施する。</p> <p>2)検討箇所 横断方向の河川形状の修復方法等について検討する。 必要と判断された場合、下記地区以外においても追加検討を行う。 淀川 中津地区、鳥飼地区 宇治川 向島地区 実施した修復箇所の事後調査結果や、試験的に施工された箇所の経年的な変化を把握分析し、以後の実施に活用する。</p> | <p>(1) 水辺や河原の保全・再生 水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯等の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかにする切り下げ、ワンドやたまりの整備を実施する。</p> <p>淀川下流においては、平成20年3月時点で51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画等を進める。干潟については、昭和20年代に存在していた全ての地点において検討の上、再生を図る。また、木津川の上野遊水地においては、遊水地内の生物の生息環境と河川との連続性の維持・回復を目指す。 また、他の地点において河川工事を実施する場合にも水系内の類似の河川を参考にして横断方向の連続性を確保する。</p> <p>① 干陸化した河川敷の切り下げ等によりワンド群やワンド・たまりの保全・再生を実施する。</p> <p>淀川 赤川地区、城北地区、豊里地区、庭窪地区、唐崎地区(芥川合流部)、前島地区(水制工も整備)、牧野地区(水制工も整備)、楠葉地区、水無瀬地区 前島地区、鶯殿地区、牧野地区(水制工を整備) 芥川 津之江地区(関係自治体に協力して実施) 木津川下流地区 (写真4.2.3-1~2)</p> <p>② 横断方向の河川形状の修復方法等について検討して実施する。 淀川 中津地区、鳥飼地区</p> <p>③ 干潟を保全・再生する。 淀川 淀川大堰付近から河口まで (図 4.2.3-1、写真 4.2.3-3)</p> <p>④ ヨシ原の保全・再生を図る。 淀川 鶯殿地区(河川敷の切り下げ) 宇治川 向島地区(手法も含め検討して実施)</p> <p>⑤ 河道内砂利の掘削を行い、かつての砂河川の再生並びに現存する良好な指すの保全を図る。</p> <p>木津川下流(写真4.2.3-5)</p> <p>⑥ 砂礫河原を再生する。 野洲川 放水路区間、石部地区(干陸化した河床の切り下げ)</p> <p>猪名川 猪名川・藻川合流点~池田・川西地区(下加茂地区、下河原地区、北河原地区で試験施工を実施する。)(写真4.2.3-6~7)</p> <p>⑦ 琵琶湖とつながる川のヨシ帯を再生する。 野洲川 河口部 (写真4.2.3-8)</p> | <p>変更理由</p> <p>①新淀川全域について、昭和20年代頃のように、昔あった干潟を整備してほしいとの意見 ①海老江干潟だけでなく干潟ももっと増設すべきではないかとの意見をふまえ、昭和20年代に存在していた全ての地点において再生を図る旨を明記 ①生態系の保全を図るために、田んぼや湿地で活用すべきとの意見を踏まえ、遊水地内の生物の生息環境と河川との連続性の維持・回復を目指す旨を明記</p> <p>④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>(2)縦断方向の河川形状の修復 縦断方向において、魚類等の遡上や降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物(堰・落差工)の撤去や改良方策を検討する。許可工作物については、施設管理者に対して指導・助言等を行う。</p> <p>淀川 淀川大堰、毛馬水閘門 芥川(写真4.2-8)</p> <p>桂川 久我井堰、一の井堰、1号～6号井堰(写真4.2-9～11)</p> <p>木津川 ナルミ井堰、高岩井堰、キトラ井堰、鹿高井堰、大河原発電所井堰、相楽発電所井堰(写真4.1-12)</p> <p>猪名川 大井井堰、三ヶ井堰、高木井堰、久代北台井堰、上津島床固、池田床固(写真4.2-13)</p> <p>1)検討箇所 縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、以下に示す箇所の他、小規模な改良で改善が見込める箇所は早期に実施する。</p> <p>(4)既設ダム 既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下について、実現可能な方策を検討する。</p> <p>(3)本川と支川合流部等との連続性の確保と修復 本川と支川との合流部等において、関係機関と連携して、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を決定し早期に改善を図る。なお、以下に示す箇所の他、全ての支川合流部や水門設置箇所において調査を行った上で改善計画を作成し、小規模な改良で改善が見込める箇所は早期に実施する。</p> <p>瀬田川 流入支川合流部 猪名川 空港川合流部 猪名川 余野川合流部</p> <p>(5)府県等が管理する区間の構造物 水系一貫の観点から、魚類等の遡上・降下に大きな影響を与えていると想定される府県等が管理する区間の堰等の構造物についても当該河川管理者と調整する。</p> <p>(6)水域と陸域との連続性の確保と修復 琵琶湖と水田等の陸域との連続性を回復するため、琵琶湖と接続している河川・内湖や水路について、形状の改善を住民団体、農業、漁業の関係者、滋賀県、水資源機構等の関係機関と連携・調整を図り、調査及び試験施工を実施する。なお、他河川等においても水田等の陸域との連続性について点検し改善計画を作成する。</p> | <p>(2) 魚がのぼりやすい川への再生 魚類等の遡上・降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物(堰・落差工)について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討する。大阪湾から桂川嵐山地区まで、支川芥川の淀川本川合流点から塚脇橋地点までの区間においては、関係機関と連携、調整して、概ね10年間で必要な対策を実施する。また、許可工作物については、施設管理者に対して指導・助言等を行う。なお、小規模な改良で改善が見込める箇所は早期に実施する。</p> <p>① 既設の堰・落差工の改良 淀川 淀川大堰、毛馬水閘門、芥川(写真 4.2.3-7)</p> <p>桂川 久我井堰、一の井堰、1号～6号井堰(図 4.2.3-2、写真 4.2.3-8)</p> <p>木津川 ナルミ井堰、高岩井堰、キトラ井堰、鹿高井堰、大河原発電所井堰、相楽発電所井堰(写真 4.2.3-9)</p> <p>猪名川 大井井堰、三ヶ井堰、高木井堰、久代北台井堰、上津島床固、池田床固(写真4.2.3-14)</p> <p>② 既設ダムの改良 既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下について、実現可能な方策を検討する。</p> <p>③ 本川と支川合流部等との連続性の確保と修復 本川と流入支川との合流部等において、支川の管理者等と連携して、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を決定し早期に改善を図る。なお、以下に示す箇所の他、全ての支川合流部や水門設置箇所において調査を行った上で改善計画を作成し、順次実施する。(写真4.2.3-15)</p> <p>瀬田川 流入支川合流部</p> <p>猪名川 余野川合流部</p> <p>④ 府県等が管理する区間の構造物の改良 山から海までの連続性の観点から、魚類等の遡上・降下に大きな影響を与えていると想定される府県等が管理する区間の堰等の構造物についても、当該河川管理者と調整し、改善計画の策定や必要な対策について助言などの支援を行う。</p> <p>(3) 水域と陸域との連続性の確保と修復 琵琶湖周辺の水田と湖辺のヨシ帯をつないでいる河川や内湖、水路が湖岸堤により分断されていることから、湖辺で産卵・成育する魚類を保護するため、湖岸堤の内外に湖面水位が低下した場合でも水が流れる水路を整備する。実施にあたっては、住民団体(NPO等)、農業、漁業の関係者、滋賀県、水資源機構等の関係機関と連携・調整を図り、調査及び試験施工を実施する。なお、他河川等においても水田等の陸域との連続性について点検し改善計画を作成する。</p> <p>木津川の上野遊水地においては、住民と連携しながら遊水地内の生物の生息環境と河川との連続性の維持・回復を目指す。</p> | <p>④</p> <p>①桂川上流の保津川に注ぐどの支流も、大きな段差があり、早急に魚道の設置を強く希望しますとの意見 ②堰や落差工が魚類等の生息環境に与える影響は大きく、その修復は河川環境の保全・再生、水産資源確保の点で重要で早期段階での実施が必要との意見 等を踏まえ、河川管理者の更なる検討を行い、対象となる区間や目標とする期限を具体的に記載</p> <p>④</p> <p>②濁水になると川でも、琵琶湖の沿岸でも産卵ができなくなり、水深の深いところで産卵し、外来魚にねられる確率が高くなる。琵琶湖の水産資源が激減をしているとの意見 ②琵琶湖岸に面する滋賀県下の市町の一員として、本計画原案の河川整備の方針と具体的な整備内容の中に、「琵琶湖と水田等の陸域との連続性を回復するため、水域と陸域との連続性の確保と修復」が示されていることを評価しますとの意見 等を踏まえて、当該河川管理者と調整し、改善計画の策定や必要な対策について助言などの支援を行うことを明記。</p> <p>②琵琶湖の水産資源が激減をしているということは、認識されていると思うが、改めてしっかりと関連づけて記述し、どう整備するのかということにふれるべきであるというご意見を踏まえ、水位低下に伴い湖岸堤の内外の湖面水位が低下した場合でも、連続性が確保出来るように水路を整備する旨を記載</p> <p>①生態系の保全を図るために、田んぼや湿地で活用すべきとの意見を踏まえ、遊水地内の生物の生息環境と河川との連続性の維持・回復を目指す旨を明記</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|---|
| <p>4. 2. 2 水位</p> <p>(1)水位低下の抑制に向けた水位操作 河川及び琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するため、治水への影響や水需要の抑制をふまえた利水への影響を考慮した上で、河川の水位変動や攪乱の増大を図ることや、琵琶湖の急速な水位低下の抑制などできるだけ水位を保持するため、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を検討するとともに、新たな施設による容量確保を調査・検討する。</p> <p>堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育環境の調査を実施し、問題点等実態を把握の上、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。</p> <p>①淀川大堰において、春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質改善及び生物の生息・生育環境に配慮するため、取水施設を改良することにより、平常時の水位を現在の概ねOP+3.0mから、淀川大堰設置以前の水位であるOP+2.5m程度に低くし、自然の水位変動に近づけるべく、出水時の変動に応じた水位操作を試行し、操作方法を確立する。</p> <p>②瀬田川洗堰において、洪水期間における琵琶湖沿岸域の治水リスクを増大させない範囲で、自然の水位変動リズムをふまえた水位操作を試行することにより、生物の生息・生育環境にも配慮した治水・利水・環境の調和のとれた操作方法の確立を目指す。</p> | <p>4. 2. 4. 川本来のダイナミズムの再生 河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺地等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、堰による水位操作の改善やダム等の運用の改善など必要な方策を実施する。</p> <p>(1) 水位変動リズムの回復 治水への影響や水需要の抑制をふまえた利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰等の試行操作を行い、自然の水位変動に近づける。</p> <p>一方、琵琶湖の水位低下の長期化による湖内環境の変化を予防することも必要であり、自然の水位変動も考慮した上で、できるだけ琵琶湖の水位は保持することとし、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を試行するとともに、新たな施設による容量確保を調査・検討する。</p> <p>堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育・繁殖環境の調査を実施し、問題点等実態を把握の上、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。</p> <p>1) 淀川大堰による水位操作の改善 淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行のOP+3.0mからOP+2.5mに概ね50cm低く維持し、さらに自然の水位変動に近い水位操作を試行し、概ね10年以内を目途に操作方法を確立する。 また、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。</p> <p>2) 瀬田川洗堰による水位操作の改善 琵琶湖周辺で産卵・成育する魚類を保護するため、洪水期前については、降雨による水位上昇後、湖辺のヨシ帯が冠水する時間を増加させるなど自然の水位変動をふまえた弾力的な水位操作を行っており、さらに洪水期間においても、琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水、利水、環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立を目指す。</p> | <p>③原案には「河川のダイナミズムを維持するために自然流況を意識した水管理を目指す」という立派な理念が書いてあるが、それを実現していくための「指標」と「プロセス」がない。水位操作の試行の科学的な評価も十分ではない。科学的な評価を行い「指標」を開発する必要があるとの意見を踏まえ、自然環境の変化を尊重する観点から「ダイナミズムの再生」に取り組む重要性について記載</p> <p>④ダイナミズムの再生の取り組みとして、淀川大堰と瀬田川洗堰(琵琶湖)等において水位変動リズムを回復する取り組みを新たに記載 ④「漁業の水資源のなかでは水位が非常に重要である。特にビワマスやニゴロブナ等の琵琶湖固有の資源をしっかりと育ててくれる大切な時期に水位が低下するということは、大きな問題である。一方で琵琶湖周辺も水泳場の岸が崩れており、景観面でも大きな課題を持っている。」との意見を踏まえて、琵琶湖の水位低下の長期化に配慮することを追記</p> <p>④</p> <p>①生態系の復元のため、堰を自由に海から川の上流まで行き来出来る川にすることが望ましいとの意見を踏まえて、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する旨を明記</p> <p>②「ビワマスやニゴロブナ等の琵琶湖固有の資源をしっかりと育ててくれる大切な時期に水位が低下するということは、大きな問題である。」 ②「人命と財産を守ることを第一義に、琵琶湖の動植物の生態系や環境にも配慮しつつ、琵琶湖水位の適切な調節管理(瀬田川洗堰の全閉による琵琶湖水位の上昇を回避し、琵琶湖周辺および各河川流域の治水安全度を確保できるように取り組んでいただくよう望むものである)」 ②「原案中の「瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし…」は一步前進した内容ととらえておりますが、今後とも琵琶湖水位の適切な調整管理に取り組んでいただくようお願いする等」との意見を踏まえ、水位操作の目的について明確化を図りました。 治水リスクは琵琶湖沿岸だけでなく、下流の治水リスクを増大させないことが重要(京都府) ③「1960年代後半の河川環境を戻すということが大きな目標として掲げられていたことについて、淀川水系全体でどういうぐあいに考えるか具体的に記載するように」「絶滅危惧種(イタセンバラばかりではなくアユモドキも)の保全保護再生が緊急課題」との意見。 ③「河川整備の保全・再生は『川が川をつくる』の手伝う」という考え方を念頭に実施」ということで、「徹底した連続性の確保」「ダイナミズムの再生」「水循環の健全化」について河川整備計画のどれが徹底した連続性の確保に該当するのか、どれがダイナミズムの再生に該当するのか、どれが水循環の健全化に該当するのかということを説明いただきたいとの意見。</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p>③琵琶湖における急速な水位低下と水位低下の長期化を抑制する方策を検討する。</p> <p>1)瀬田川洗堰による水位操作(他ダムとの統合運用を含める) 2)関係者と連携した水需要の抑制 3)琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保 姉川・高時川 丹生ダム</p> <p>4)淀川大堰下流、大川(旧淀川)、神崎川、寝屋川の導水量</p> <p>4. 2. 3水量 水位変動や攪乱の増大を図るために、治水・利水への影響を考慮した上で、できるだけ自然流況に近い流量が流れるようダム・堰等の運用の検討を行う。なお、検討する際には、河川の攪乱機能の復元に向けた試験操作において、モニタリング及び評価を行う。</p> <p>特に、淀川大堰下流や琵琶湖に流入する河川等において、水量が生物の生息・生育環境の保全・再生にとって重要な要因となっていることから、各河川特性に応じ、周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討する。</p> <p>瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの下流においては、増水の後に急激な水位低下が生じないような運用操作を実施する。</p> <p>(1)流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保 淀川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量(以下、「正常流量」という。)は、淀川本川の高浜地点から下流の水利に必要な流量と旧淀川等への維持流量から成り立っている。</p> <p>○淀川「高浜地点」 正常流量 概ね180m³/s(かんがい期) 概ね170m³/s(非かんがい期) 平均渇水流量 約120m³/s(昭和51年から平成16年の29年間のうち5ヶ年欠測) 日常の河川管理においては、取水量が日々変動するため淀川大堰の湛水域で水位観測を行い、その変動に応じて上流の琵琶湖及びダムから必要な水量を補給する。 また、猪名川の正常流量は確保されていない状況にあるが、一庫ダムにより効率的な水の補給を図るとともに、「猪名川渇水調整委員会」等において水利利用の合理化に努める。</p> <p>○猪名川「小戸地点」 正常流量 概ね1.4m³/s(通年) 平均渇水流量 概ね1.04m³/s(昭和60年から平成16年の19年間のうち1ヶ年欠測)</p> <p>(2)適切な水量の検討</p> | <p>③琵琶湖における水位低下緩和方策の検討 洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。</p> <p>①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制 ③琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保</p> <p>4)既設ダムにおける弾力的運用等の検討 流況の平滑化に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。(写真 4.2.4-1)また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。 瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム 木津川 青蓮寺ダム</p> <p>(2) 河川環境の保全・再生のための流量の確保 水位変動や攪乱の増大を図り川のダイナミズムを再生させるために、治水、利水への影響を考慮した上で、できるだけ自然流況に近い流量が流れるようダム・堰等の運用を試行しモニタリング及び評価を行う。</p> <p>特に、淀川大堰下流や琵琶湖に流入する河川等において、流量が生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生にとって重要な要因となっていることから、各河川特性に応じ、周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討する。</p> <p>○淀川「高浜地点」 正常流量 概ね180m³/s(かんがい期) 概ね170m³/s(非かんがい期) 平均渇水流量 約120m³/s※ 日常の河川管理においては、取水量が日々変動するため淀川大堰の湛水域で水位観測を行い、その変動に応じて上流の琵琶湖及びダムから必要な水量を補給する。</p> <p>○猪名川「小戸地点」 正常流量 概ね1.4m³/s(通年) 平均渇水流量 概ね1.04m³/s※※ 正常流量は確保されていない状況にあるが、一庫ダムにより効率的な水の補給を図るとともに、河川管理者と利水者で構成される「猪名川渇水調整委員会」等において水利利用の合理化に努める。</p> <p>※昭和51年から平成16年の29年間に、データの一部に欠測がある5ヶ年を除いて算出。 ※※昭和60年から平成16年の19年間に、データの一部に欠測がある1ヶ年を除いて算出。</p> <p>2) 適切な水量の検討</p> | <p>②コンピューターがこれだけ進んでいる時代ですので、何とか気象庁とタイアップして、1週間、2週間、3週間ぐらいの予報を活用し、琵琶湖水位の調整を細かくできるようにできれば良いと考えており、ぜひ実行してもらいたいとの意見。</p> <p>④</p> <p>④ダイナミズムの再生の取り組みとして、既設ダムにおいて水位変動リズムを回復する取り組みを新たに記載。</p> <p>④</p> <p>④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>1)治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等を検討し、試験操作をふまえてダム・堰の適切な運用を検討する。</p> <p>①淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。</p> <p>②流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。(写真4.2.3-1)</p> <p>2)周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。淀川大堰下流、大川(旧淀川)、神崎川、寝屋川については継続して調査する。</p> <p>3)淀川本川において、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。</p> <p>瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム 木津川 青蓮寺ダム</p> <p>4. 2. 4水質 河川やダム湖及び沿岸海域の水質及び底質の改善のためには、河川内での浄化対策だけでは限界があり、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等、流域全体での取り組みを強力に進めなければならない。</p> <p>このため、現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体と連携して、河川の流入総負荷量管理を図る琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立を検討する。</p> <p>また、河川、湖及びダム貯水池における水質環境基準の達成を目標とすることにとどまらず、生物の生息・生育環境から見て望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましいなど、河川水質の新たな目標(生物指標による目標設定を含む)を設定し、監視地点、測定頻度や監視項目を増加させる等、平常時における監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民・住民団体と連携を図り、流域をも対象としたデータの共有化を図る。</p> <p>油やその他の化学物質の流出事故対応のため、即時的な水質監視体制の強化や住民・住民団体による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する他、重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質に関する水質及び底質モニタリングを実施し、生物の生息・生育環境にも配慮した改善対策を検討する。</p> <p>また、琵琶湖、ダム貯水池、河川の水質及び底質の保全・再生対策についても、汚濁メカニズムの調査検討をふまえながら、各種の対策に継続的に取り組む。</p> <p>さらに、ダム放流水についても、下流への影響を勘案して改善対策を検討する。</p> <p>(1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討</p> | <p>①淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。</p> <p>②流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。</p> <p>瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム 木津川 青蓮寺ダム</p> <p>③周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討するとともに、確保可能な流量を把握するために必要な諸調査を実施する。淀川大堰下流、大川(旧淀川)、神崎川、寝屋川については継続して調査する。</p> <p>4. 2. 5. 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築</p> <p>(1) 流域対策と連携した水質の保全 これまでの流域における社会活動、河川の整備が淀川の水質に与えている影響を真摯に受け止め、河川やダム貯水池及び沿岸海域の水質及び底質の改善には、河川内での浄化対策に加えて、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等、流域全体での取り組みを強力に進めることにより、「琵琶湖・淀川流域圏の再生」や「大阪湾の再生」の実現を目指す。</p> <p>このため、現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)と連携して、河川への総流入負荷量の管理を図る琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)を検討して設立する。</p> <p>また、河川、湖及びダム貯水池における水質環境基準の達成を目標とすることにとどまらず、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましいなど、平常時における河川水質の新たな目標(生物指標による目標を含む)を設定し、監視地点、測定頻度や監視項目を増加させる等、平常時における監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)が行う水質保全活動について支援を行い、流域をも対象としたデータの共有化を図る。</p> <p>油やその他の化学物質の流出事故などを早期に見出すため、即時的な水質監視体制の強化や住民・住民団体(NPO等)による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する。また、重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質に関する水質及び底質モニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮した改善対策を実施する。</p> <p>また、琵琶湖、ダム貯水池、河川の水質及び底質の改善についても、汚濁メカニズムの調査検討をふまえながら、各種の対策を継続的に進める。</p> <p>さらに、ダム貯水池の水質についても、下流への放流の影響を勘案して改善対策を検討して実施する。</p> <p>1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討</p> | <p>変更理由</p> <p>②流域を視点に置いた施策の展開が必要であると考えます。そこで淀川水系河川整備計画におきましても、新河川法の趣旨に基づき、環境に力点を置いた「流域の水循環機能の回復」に関する項目を追加して頂きたい提案します。」などの意見をふまえ、流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築について記載</p> <p>④琵琶湖・淀川の水質改善とともに、琵琶湖・淀川流域圏や大阪湾の水質向上も目指すことについて記載</p> <p>④</p> <p>①「水質を向上化させるため今以上の管理をしていく。役所に専門機関もあるだろうが、定期的に説明会を開き、市町村の意識向上を計り、実施する市町村を育成する。」との意見を踏まえ、河川管理者が支援を行う旨を明記</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>現在の水質汚濁防止連絡協議会における主な取り組みとしては、①点源負荷の削減(工場排水規制、下水道事業及び農業集落排水事業等の推進)、②各関係機関における水質情報等の交換、③油やその他の化学物質の流出事故等における緊急時連絡体制の確立等がある。</p> <p>流域全体として水循環をふまえた統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、環境省、農林水産省、厚生労働省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動・水質等に詳しい有識者が参加した「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」の設立に向けて、「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会」の水環境に関する分科会の中で具体的な枠組み等について引き続き検討する。</p> <p>以上の取り組みと並行し、新たに設立する琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)において、以下の項目について検討する。</p> <p>○河川の特性に応じた、わかりやすい水質目標の設定 ○関係機関等との情報共有の強化 ○住民連携強化のための一層の取り組み ○油やその他の化学物質の流出事故の防止・対処の取り組みの強化 ○具体的なアクションプログラムの作成とフォローアップ体制の検討 この「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」に先立ち、河川管理者として実行可能な以下の施策について実施する。</p> <p>3)水質管理体制の強化 平常時における監視地点、監視頻度(24時間リアルタイム化を含む)、監視項目を増加して、監視強化を図る。</p> <p>2)「淀川流域の水物質循環に係る調査」の実施 水質汚濁メカニズムを含め、流域全体での物質循環の解明が必要であることから、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省と環境省の5省の連携で推進する「自然共生型流域圏・都市再生」の一貫として、淀川流域の水物質循環機構を的確に把握することにより、流域管理データベースとモデルの構築を目指し、琵琶湖・淀川流域の水環境総合管理システムの構築を図る。</p> <p>1)住民連携のための一層の取り組み ○データベースやリアルタイム水質データを住民が容易に見ることができるようにする等、住民への情報提供システムの強化 ○水質学習会等 ○学校、住民・住民団体等と連携した水質調査。(写真4.2.4-1~2)</p> <p>2)琵琶湖の水質保全対策</p> <p>1)琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質の調査について関係機関と連携して取り組む。</p> <p>2)琵琶湖の水質改善のために、自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みや流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に向けて、滋賀県、水資源機構、住民団体と連携して取り組む。</p> <p>3)河川の水質保全対策</p> | <p>現在の水質汚濁防止連絡協議会における主な取り組みは、①点源負荷の削減(工場排水規制、下水道事業及び農業集落排水事業等の推進)、②各関係機関における水質情報等の交換、③油やその他の化学物質の流出事故等における緊急時連絡体制の確立等である。</p> <p>流域全体として水循環をふまえた統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動・水質等に詳しい有識者が参加した「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」を設立することとし、「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会」の水環境に関する分科会の中で具体的な枠組み等について引き続き検討を進める。</p> <p>琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)において、以下の項目について検討する。</p> <p>・河川の特性に応じた、わかりやすい水質目標の設定 ・関係機関等との情報共有の強化 ・住民連携強化のための一層の取り組み ・油やその他の化学物質の流出事故の防止・対処の取り組みの強化 ・具体的なアクションプログラムの作成とフォローアップ体制の検討 この「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」に先立ち、河川管理者として実行可能な以下の施策について実施する。</p> <p>①水質管理体制の強化 平常時における監視地点、監視頻度(24時間リアルタイム化を含む)、監視項目を追加して、監視体制の強化を図る。</p> <p>②「淀川流域の水物質循環に係る調査」の実施 水質汚濁メカニズムを含め、流域全体での物質循環の解明が必要であることから、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省と国土交通省の5省の連携で推進する「自然共生型流域圏・都市再生」の一貫として、淀川流域の水物質循環機構を的確に把握することにより、流域管理データベースとモデルの構築を目指し、琵琶湖・淀川流域の水環境総合管理システムの構築を図る。</p> <p>③住民連携 ・データベースやリアルタイム水質データを住民が容易に見ることができるようにする等、住民への情報提供システムの強化 ・水質学習会等 ・学校、住民・住民団体(NPO等)と連携した水生生物調査。(写真4.2.5-1~2)</p> <p>2) 琵琶湖の水質保全対策 ①水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」にもとづく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセサジミ等の生息・繁殖環境などの回復を関係機関の連携のもと取り組む。</p> <p>②琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質の調査について関係機関と連携して取り組む。</p> <p>③自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みや流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査検討について、滋賀県、水資源機構、住民団体と連携して取り組む。</p> <p>3) 河川の水質保全対策 ①大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川本川の流況を勘案しながら、淀川からの導水を継続して運用する。</p> | <p>④</p> <p>①「ここ近年、琵琶湖及び淀川水系の水質の悪化、生物や植物の生態系にも多くの弊害が起きています。特に琵琶湖等に住む魚類、植物等の絶滅対策を進めてほしいものです。」などのご意見をふまえ、原案には明記していなかった琵琶湖南湖で行う南湖湖底改善事業を新たに記載。</p> <p>④</p> <p>②「淀川から寝屋川に浄化用水が導入されているが、かなり限られたものになっており、それほど多くの量が必要ではないが、水質面や親水面からも、常時、導入されるよう考えていただきたい。」などのご意見をふまえ、寝屋川の水質改善には、淀川本川の流況及び水質が導水によって大きく関わることから、流域の視点に立った水質保全対策として記載。</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p>2)水を介して病原性微生物が体内に侵入し病気を引き起こす水系感染症の不安回避などのために流水保全水路の活用を含め方策を継続して調査する。</p> <p>1)河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施する他、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図るとともに、ダイオキシン類等の有害化学物質対策等について検討する。</p> <p>3)淀川の汽水域、淀川大堰の湛水域において底質モニタリングを実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策手法等について検討する。</p> <p>(4)ダム湖の水質保全対策 ダム湖の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえながら、各種の対策に継続的に取り組む。 ダム湖でのアオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育環境への影響を軽減するため、選択取水や曝気装置の新増設等による水質保全対策を実施する。</p> <p>なお、曝気装置などの水質保全設備が導入されているダムにおいては、その効果を調査しながら、より効果的な運転方法の運用に向けて検討する。</p> <p>5)新たに深層曝気および循環曝気設備等の設置を行い貯水池内の水質の改善を図る対策を実施する。 室生ダム</p> <p>2)放流水質等が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム</p> <p>6)底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム湖及び下流河川へ与える影響を調査し、必要な対策について検討し、必要に応じて実施する。 青蓮寺ダム</p> <p>3)既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運転方法等を検討する。 布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>1)既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、より効果的な操作方法等を検討する。 布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>4)既設の循環曝気設備を継続して活用するとともに、より効果のある設備やより効果的な運転方法等を検討する。 高山ダム、布目ダム (写真4.2.4-3、図4.2.4-1)</p> <p>8)既設の副ダムを、水質保全等を目的として継続して活用する。 室生ダム、布目ダム (写真4.2.4-4)</p> <p>9)ダム湖の水質調査を継続実施するとともに、ダイオキシン類等の有害物質等について調査を実施する。</p> <p>7)ダム湖の底質モニタリングを継続実施し、必要に応じて底質改善対策等について検討する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>4. 2. 5土砂 土砂移動を分断しているダム等の河川横断工物について、土砂移動の連続性を確保するための方策を、山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。</p> <p>特に土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、下流河川環境への影響を調査した上で下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を検討する。</p> | <p>2)水を介して病原性微生物が体内に侵入し病気を引き起こす水系感染症の不安回避など安心して水が飲める暮らしを確保するため、河川水と都市排水の分離や植生等による自然浄化などを流水保全水路の活用を含め検討の上、水質保全対策を実施する。</p> <p>③河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施する他、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図る。</p> <p>④淀川の汽水域、淀川大堰の湛水域において底質モニタリングを実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。</p> <p>4) ダム貯水池の水質保全対策 ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえながら、各種の対策に継続的に取り組む。 ダム貯水池でのアオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境への影響を軽減するため、曝気装置の新増設や選択取水設備の設置等による水質保全対策を実施する。</p> <p>なお、曝気装置などの水質保全設備が導入されているダムにおいては、その効果を調査しながら、より効果的な運用改善を図る。</p> <p>①新たに深層曝気および循環曝気設備等の設置を行い貯水池内の水質の改善を図る対策を実施する。 室生ダム</p> <p>②放流水質等が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム</p> <p>③底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム貯水池及び下流河川へ与える影響を調査し、必要な対策について検討して、必要に応じて実施する。 青蓮寺ダム</p> <p>④既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、より効果的な運用改善を図る。 布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>⑤既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。 布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>⑥既設の循環曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。</p> <p>高山ダム、布目ダム (写真 4.2.5-3、図 4.2.5-1)</p> <p>⑦水質保全等を目的とした既設の副ダムの機能を維持する。 室生ダム、布目ダム (写真4.2.5-4)</p> <p>⑧ダム湖の水質調査や底質モニタリングを継続実施し、ダイオキシン類等の有害物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>(2) 土砂移動の連続性の確保 川底、水辺や河原、河川敷などの河川空間は、上流部などから洪水の度に繰り返し運ばれる土砂が堆積・移動することによって形成されることから、洪水に含まれる土砂の粒径分布や、その堆積場所や堆積量が変化することは、流水中や水辺等に生息・生育・繁殖する生物にとっても環境変化を生じさせることになる。このため土砂移動を分断しているダム等の河川横断工物について、土砂移動の連続性を確保するための方策を、山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。</p> <p>特に土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、下流河川環境への影響を調査した上で、必要に応じて下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を実施する。</p> | <p>④淀川本川の変更なる水質改善に向け、河川空間を活用した水質浄化対策を検討の上、実施する旨を記載</p> <p>④近年、河川水には内分沁かく乱物質である環境ホルモンやクリプトスפורジウム等の耐塩素性病原性微生物、医薬品残留物質が残留していることが報告されていることを受けて、水道水源の安全性の確保の視点より追加しました。</p> <p>①「環境ホルモンが心配。是非とも事業を実施してほしい。」との一般住民の意見より追記。</p> <p>④</p> <p>④</p> <p>③河道内においても、やはり土砂が環境資源であるという考え方は必要です。つまり、土砂の環境資源的価値は、淀川本川、河口域のみならず大阪湾においても求められているとの意見をふまえ、多様な生態系を有する淀川水系を引き継いでいくという考え方をとることから、土砂移動の連続性の確保について土砂の堆積・移動と生物の生息環境等に配慮することを記載</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。</p> <p>(1)土砂移動の連続性の確保の検討 ダム堆砂の進行に伴う貯水容量の減少によるダム機能の低下、ダムに起因する土砂供給の遮断による下流河川の河床低下や粗粒化、および生物環境への影響が指摘されている。(写真4.2.5-1) そのため、河床材料や形状等に関する調査及び河床変動等の土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果をふまえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方針について、関係機関と連携して検討する。</p> <p>天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>(2)砂防施設の整備 土砂災害防止を目的に上流域に設置される砂防施設についても、その主な目的とあわせ検討される総合土砂管理方針の観点から整備を行う。</p> <p>なお、滋賀県における「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」や大阪府景観条例等、景観保全施策を推進する各自自治体と連携する。</p> <p>4. 2. 8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工 (1)モニタリングの実施・公表 河川整備にあたって、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育環境に関する評価を行い、数多くの知見を集積してより良い河川環境の創出につなげていく。</p> <p>1)これまで実施してきた「多自然型川づくり」の評価の実施。</p> <p>2)河川環境のモニタリングの実施 事業実施前のモニタリングを基に、予測・評価を行った上で事業を実施する。また、事業中及び事業実施後にもモニタリングを行い、実施箇所の変化についての原因や現象を分析した上で、既整備実施箇所の改善及び新たな箇所の整備実施の基礎資料とし、それら調査の実施方法、分析・評価結果を公表する。</p> <p>また、調査にあたっては、住民・住民団体と連携すること等も視野に入れて実施する。</p> <p>工事の施工を行うにあたっては、個々の地区ごとに生物の生息・生育環境を十分考慮して工事の実施時期や範囲を検討するとともに、従来の工法について検証を行う。特に、水際部の大規模な工事を実施する場合は、形状変更による環境への影響が大きいことが考えられるため、急速に実施するのではなく工事による河道への影響を把握しながら順応的に進める。</p> | <p>なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。</p> <p>1) 既設ダム ダムの堆砂の進行に伴う貯水容量の減少によるダム機能の低下、ダムに起因する土砂供給の遮断による下流河川の河床低下や粗粒化、および生物環境への影響が指摘されている。</p> <p>そのため、河床材料や形状等に関する調査及び河床変動等の土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果をふまえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方針について、関係機関と連携して必要に応じて実施する。(写真4.2.5-5)</p> <p>天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>2) 砂防施設の整備 土砂災害防止を目的として設置される砂防施設については、土砂供給の遮断が下流河川の河床低下や粗粒化を招いていることから土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置について検討して実施する。</p> <p>4. 2. 6. 流域管理に向けた継続的な施策展開 (1)モニタリングの実施・公表 河川整備にあたって、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する評価を行い、数多くの知見を集積してより良い河川環境の創出につなげる。</p> <p>1)「多自然川づくり」の評価の実施 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行う「多自然川づくり基本指針」(平成18年10月)に基づき、川づくりの評価を実施する。 評価の実施にあたっては、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」等の専門家の助言を得る。</p> <p>2) 河川環境のモニタリングの実施 河川環境の保全と再生を図る取り組みや治水、利水のために河川整備について、河川環境の変化をできるだけ客観的に評価できるように努め、事業実施前後にモニタリングを実施するとともに、必要に応じ専門家の指導助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討し、専門家(又は学識経験者)の指導助言を得つつ、さまざまな試行的取り組みを交えながら事業を実施する。 また、モニタリングにあたっては、整備内容の見直し、改善、及び新たな箇所の整備実施のための基礎資料とするため、5年、10年といった年限を区切って適宜・適切に河川と流域の状況を把握し、データの集積、整理・統合化を行い、実施箇所とその周辺環境の変化について原因や現象を分析する。</p> <p>なお、調査にあたっては、住民・住民団体(NPO等)と協働した調査を実施するとともに、調査の実施方法、分析・評価結果を公表する。</p> <p>(2) 生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工 河川環境の保全と再生、治水や利水のために河川工事の施工を行うにあたっては、個々の地区ごとに生物の生息・生育・繁殖環境を十分考慮して工事の実施時期や範囲を検討するとともに、従来の工法について検証を行う。 特に、長期間にわたる水際部の大規模な工事を実施する場合は、形状変更による環境への影響が大きいことが考えられるため、事業の実施前後にモニタリングを実施することとし、専門家の指導や助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討した上で、急速に実施するのではなく工事による河道への影響を把握しながら順応的に進める。 全ての工事において、原則として次の事項を考慮して実施することとする。</p> | <p>④</p> <p>③「原案に本来入っていなければならなかった環境の基本的な考え方からスタートする部分が完全に欠落している。」のご意見を踏まえ、「多自然川づくり」の評価に関する配慮事項について記載。</p> <p>④</p> <p>③「経済的なコスト評価だけでは、社会的な評価は下せない。社会的なコストや環境的なコストを組み込んだ検討結果を示して欲しい。」など環境コストの検討の必要性に関するご意見がありました。現状では、環境コストをはじめ環境に関する定量的評価が技術的に確立していないことから、河川整備にあたっての順応的管理に関する配慮事項を記載。</p> <p>④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>(1)魚類等の遡上・降下時期や産卵・成育期、鳥類や昆虫等の繁殖期、植物の結実期等に配慮する。 仮締切、工事用道路等の仮設工作物や施工機械、施工時期、工事により発生する濁水等については、できるだけ生物の生息・生育環境への影響を少なくするよう配慮する。(写真4.2.6-1)</p> <p>(2)現況の植生を考慮して必要最小限の道路幅、ルートとなる工事用道路を設置する。</p> <p>(3)工事中の振動や騒音を最小限に抑える施工機械を使用する。 (4)工事資材等の仮置場所は必要最低限にし、現況の植生に考慮する。 護岸工事等の実施にあたっては、縦断方向及び横断方向の河川形状、湖と河川や陸域との接続形状がなだらかに連続するよう施工し、特に河岸部についてはコンクリートが見えないようにし、水衝部等で河岸の保持のため護岸を施工する場合においても、生物の生息・生育環境に配慮した工法を採用する。</p> <p>さらに、河川工事のための土砂の輸送手段として、船舶と緊急用河川敷道路の活用、土砂仮置場の河川敷以外での確保、河川敷内の工事資材等の仮置き箇所・面積の縮小等を図る。</p> <p>(2)関係機関との連携等 河川環境の保全・再生にあたっては、各地域毎に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」の助言を得るとともに、関係機関と連携を図り実施する。</p> <p>検討にあたっては、法律や条例に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携する。</p> <p>(3)河川管理者以外の者が管理する施設への対応 河川管理者以外の者が管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言等を行う。また、住民・住民団体と連携し、情報共有の場を設け、施設管理者に協力依頼を行う。</p> <p>また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備や河川敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、河川景観の観点からの助言を行う。</p> <p>(4)研修等の実施 河川環境の保全と整備を適切に進めていくため、生物や生物の生息・生育環境等に関する専門知識の習得に向け、職員研修の充実等を図る。</p> | <p>①魚類等の遡上・降下時期や産卵・成育期、鳥類や昆虫等の繁殖期、植物の結実期等に配慮する。 ②仮締切、工事用道路等の仮設の計画、施工機械の選定、施工時期の設定などにあたっては、生物の生息場所や繁殖時期あるいは濁水の発生等に十分配慮して検討を行う。(写真4.2.6-1)</p> <p>③現況の植生を考慮して必要最小限の道路幅、ルートとなる工事用道路を設置する。 ④土砂仮置場の河川敷以外での確保、河川敷内の工事資材等の仮置き箇所・面積の縮小等を図るとともに、現況の植生に配慮する。 ⑤土砂の輸送手段として、船舶と緊急用河川敷道路を活用する。 ⑥工事中の振動や騒音を最小限に抑える施工機械を使用する。</p> <p>⑦護岸工事等の実施にあたっては、縦断方向及び横断方向の河川形状、湖や河川と陸域との接続形状がなだらかに連続するよう施工し、特に河岸部については覆砂等によりコンクリートが見えないようする。 ⑧水衝部等で河岸の保持のため護岸を施行する場合には生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工法を採用する。</p> <p>4) 河川工事のための土砂の輸送手段として、船舶と緊急用河川敷道路の活用、土砂仮置場の河川敷以外での確保、河川敷内の工事資材等の仮置き箇所・面積の縮小等を図る。</p> <p>(3) 関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生 河川環境や景観の保全・再生にあたっては、地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間培われてきた歴史的な経緯や文化的特性などに応じた方法で、それぞれの場所に相応しい取り組みを行う。また、外来種対策や水質保全対策などについては、流域全体の視点に立ち、あらゆる関係者が、連携協働して取り組んでいく。 取り組みにあたっては、住民・住民団体(NPO等)との連携や、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」など専門家の助言を得るとともに、都市計画を始めたとした住民と地域に密着した総合行政を担う自治体及び農林・水産など関連する国の行政機関など関係機関と情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、計画の検討段階から積極的に連携協働した取り組みを実施する。</p> <p>また、河川管理施設等の新設または改築にあたっては、滋賀県「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」や三重県「景観づくり条例」、京都府「景観条例」、大阪府「景観条例」、兵庫県「景観の形成等に関する条例」など法律や条例に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携し、河川景観や河川周辺の景観との調和を図る。</p> <p>(4) 河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ 河川管理者以外の者が管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言等を行う。また、住民・住民団体(NPO等)と連携し、情報共有の場を設け、施設管理者に協力を依頼する。</p> <p>また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備や河川敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、河川景観保全の観点からの助言を行う。</p> <p>(5) 河川環境の保全と再生のための人材育成 河川環境の保全と再生を適切に進めていくため、生物や生物の生息・生育・繁殖環境等に関する専門知識の習得に向け、職員研修の充実等を図る。</p> | <p>①工事中の土砂流出による水質悪化などを懸念する意見を踏まえて、工事中の土砂管理について追記</p> <p>④</p> <p>②本市は、主体的に景観づくりに取り組むため、平成17年3月景観法に基づく景観行政団体となり、平成18年2月大津市景観計画を策定し、同年10月から届出制度を運用している。同計画は、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例を引き継ぐのみではなく、さらに、大津市全域を対象エリアとした景観づくりの方針及び制限を定めています。この景観計画への協力をお願いします等との意見を踏まえて、流域全体の視点に立ち、あらゆる関係者が、連携協働して取り組んでいくことを明記</p> <p>④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--------------|---|---|
| | <p>(6) 流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進</p> <p>4. 2. 1. の河川環境の保全と再生の基本的な考え方で述べたように、データ不足等により、科学的にはまだ解明させていない現象があることや、流域の総合的な環境評価や目標設定を行うために必要な流域全体の視点に立った環境データや環境像の把握・整理が必要なことから、関係省庁、自治体、学識者と協力しながら、継続的な調査研究を推進する。</p> | <p>③ぜひお願いしたいのは、淀川水系全体の環境に関するデータを一元的に集めていただいて、それを提示していただきたいということです。それをしない限り概念的な議論しか出ないのは当たり前です。きちんとしたデータを示していただきたい。そうすれば水系全体としてどのようにしたら守れるか、あるいはここはホットスポットで守りましょうと、ただここはもうかなり劣化していると、そうするとこの地域を中心にこういうやり方で集中的に再生をしていくというふうな方向性というのは出てくると思うとの意見</p> <p>③今後の整備計画について議論をしたり情報収集・交換を図る場の構築と、そこでの意見等、特に地域レベルの内容が活かされる仕組みを、より具体的に整備計画に組み入れることが重要であるとの意見</p> <p>③とくに、治水に関しては計画の手法が確立しておりますので、環境に関してもそれを担うための機関なり、あるいはグループなりをつくって、手法開発を含めて立案してゆくことが必要だなどの意見</p> <p>等を踏まえ、順応的管理を進めるには、環境データの収集や環境像の把握・整理が重要であることから、継続的な調査研究を行うことを記載</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|--|
| <p>4. 3 治水・防災</p> <p>洪水や高潮、地震による災害の発生防止又は軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた長期的な視点に立った目標を目指して取り組むこととするが、河川整備計画の対象期間内でそのすべてを実施することはできない。このため、整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすることができるよう、1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)、2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)、3)地域で守る(まちづくり、地域整備)ことを念頭に危機管理体制の構築を図る。</p> <p>また、現在の堤防は施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあることから、堤防補強に優先的に取り組む。</p> <p>これらとともに、本支川、上下流間のバランスを確保しつつ、流域全体として安全度の向上を図られるよう、適切に治水対策を講じる。</p> <p>なお、整備に際しては河川環境の保全・再生の観点もふまえて行う。</p> | <p>4. 3. 治水・防災</p> <p>4. 3. 1. 淀川水系における治水・防災対策に関する基本的な考え方</p> <p>洪水や高潮、地震による災害の発生防止または軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた長期的な視点に立った目標を目指して取り組むこととするが、河川整備計画の対象期間内においては、以下の考え方で治水・防災対策を進めることとする。</p> <p>人口、資産が高度に集積している大阪平野をはじめとした淀川水系川沿いの平野部は高い堤防で守られており、一旦堤防が決壊すれば壊滅的な被害が発生する。このような事態は極力回避すべきであるが、絶対に壊れない堤防を築造することはできない。このため、確実に効果が得られる対策として、洪水調節施設により同じ降雨でも河川に流れ出す量を減らす方策(ためる)や、河道を大きくして同じ水量でも低い水位で流下させる方策(ながす)により洪水時の水位を下げ、堤防への負荷を少なくし決壊による壊滅的な被害をできる限り回避することが治水の基本的な考え方である。このことは万一堤防が決壊した場合でも氾濫量や氾濫流のエネルギーを少なくし氾濫被害を軽減することにもつながる。</p> <p>淀川水系では、これまで工事実施基本計画に基づき8つのダムを整備するとともに、流域の中でも特に人口・資産が集積している下流側から集中的に河川整備を実施してきた。この結果、淀川本川では現況で計画規模の洪水が発生した場合、中上流部で氾濫が生じることもあり、計画高水位以下で洪水を流下させることができる段階まで安全度が向上している。</p> <p>この間、河川整備をほとんど行うことができなかった中上流部の改修については、淀川水系全体の安全度の向上を図る観点から、いよいよ着手する時期となっている。この際、淀川本川において計画規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることができる現況の安全度を保持するため、中上流部の改修とあわせて、下流部の流下能力増強につながる橋梁改築、さらに中上流部のみならず下流流量も低減させる効果を有する、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム等の洪水調節施設の整備を行うこととする。</p> <p>また、各支川には狭窄部が存在し、その上流は浸水常襲地帯となっている。このため、狭窄部及びその上流で河川改修を行った場合には、狭窄部への洪水のピーク流入量が增大することとなるが、いったん狭窄部に流入した洪水は氾濫することなくそのまま下流に達し、狭窄部下流の災害リスクが増大することから、流量増を極力抑制するよう、狭窄部の上下流バランスを確保しながら河川整備を進めることとする。</p> <p>これらを実施することにより、せめて戦後、実際に経験した最大の洪水を、淀川水系全体で川の中で安全に流下させることができるようになるものである。</p> <p>琵琶湖においては、現在淀川本川・宇治川において洪水被害が生じるおそれがある場合、下流の流量を低減させるために瀬田川洗堰の放流量を制限(全閉操作を含む)しているが、これにより、琵琶湖の水位が高い状態が長期間続き、人為的に琵琶湖周辺地域の災害リスクを増大させることとなる。このため下流で被害が生じるおそれなくなった場合に速やかに琵琶湖の水位を低下させるための後期放流対策を推進していくこととする。</p> | <p>③長期的な治水水準の向上に向けて直近の30年で何をやるのかとの意見 水系の中での最も効果的な治水の体系をつくり上げる、完成させるという意味 でどのように進めていくのかとの意見、質問 等に対応するため治水・防災対策に関する基本的な考え方の記述を充実。</p> <p>②本支川、上下流バランスをふまえつつ、流域全体での安全度を高めるべきとの意見 等を踏まえて、治水・防災対策に関する基本的な考え方の記述を充実。</p> <p>②琵琶湖の浸水の影響を受ける自治体からは、過去幾度となく浸水被害を被っているとの意見を踏まえて、琵琶湖後期放流対策の必要性を明記</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>4. 3. 1 危機管理体制の構築</p> <p>河川管理者と自治体及び住民・住民団体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会」を設置し、関係者の連携のもと、超過洪水も意識した上で、1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)、2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)、3)地域で守る(まちづくり、地域整備)について検討・実施する。</p> <p>(1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)</p> <p>住民一人一人が災害への備えを行うことが、被害の回避・軽減のためには必要である。そのため、日頃より防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう、意識の啓発を行う。特に他地域からの転入者や水害の経験が無い住民、子どもたち等の防災意識を高め、自己防衛の知恵と工夫を養うことが大切である。人命被害を防ぐためには、住民が河川の状況に関する情報を的確に把握して、避難の必要があれば迅速に、適正な場所へ避難することが重要である。また、地下街への浸水防止や電気等のライフラインに支障を生じさせないためには、それぞれの管理者に対する的確な情報提供が必要である。このため、住民、自治体、関係機関への河川情報の提供システムの強化を図る。</p> <p>また、自治体においては避難場所や避難経路等をわかりやすく表示したハザードマップを住民に配布、周知しておくことや、災害時要援護者(高齢者、在宅要援護高齢者、障害者、外国人等)にも配慮した迅速かつ適切な避難誘導体制を整備しておくことが必要であり、河川管理者としてハザードマップの作成・普及・住民の啓発等について自治体を支援する。</p> <p>さらに、関係機関と協働で住民参加型の避難訓練、情報伝達訓練等を実施する。(図4.3.1-1)</p> | <p>堤防については、全川にわたって存在する脆弱な堤防に対し、断面拡大、侵食防止工、ドレーン工及び天端舗装等の堤防強化を本計画期間中に完成させ、計画高水位以下の流水の通常の作用(洪水時の風浪、うねり等による一時的な水位上昇により洪水が堤防天端まで到達)に対して安全な構造とする。また、これらの対策により、堤防の強度が全体として増すことから、結果に決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。</p> <p>さらに、淀川下流部においては、人口、資産が高密度に集積していることから、淀川本川ではまちづくりとあわせて高規格堤防を整備していく。</p> <p>なお、現在のところ一連の堤防で耐越水機能を確保する技術的知見が明らかになっていないため、耐越水機能を確保するための堤防の整備を行うことはできない。このため一連の堤防で耐越水機能を確保する技術について引き続き調査・研究を進めることとする。</p> <p>あわせて、近年、地球温暖化に伴う洪水の激化が懸念されるとともに、河川整備の途上において施設能力を上回る洪水が発生することも十分考えられることであることから、いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するよう、住民、自治体等と連携した危機管理体制の構築等のソフト対策や水害に強い地域づくりをさらに進めていくこととする。</p> <p>4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策</p> <p>(1) 危機管理体制の構築</p> <p>いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する。このため、河川管理者、自治体、住民等から構成される「水害に強い地域づくり協議会」を設置し、関係者の連携のもと、1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)、2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)、3)地域で守る(まちづくり、地域整備)の観点から、危機管理施策を検討して実施する。(図 4.3.2-1)また、大洪水により甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関・企業・住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って具体的な行動計画を定め、各機関と連携して、これらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる等、危機管理体制の構築、強化を図る。</p> <p>1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備)</p> <p>住民一人一人が災害への備えを行うことが被害の回避・軽減のためには必要である。そのため、日頃より住民の防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう防災意識の啓発活動や防災教育を積極的に実施する。特に他地域からの転入者や水害の経験が無い住民、子どもたち等に当該地域における水害の特性や避難方法、避難場所等の知識を提供することによって、防災意識を高め、自己防衛の知恵と工夫を養うことが大切である。また、人命被害を防ぐための必要な情報提供や体制の整備、施設の整備についても自治体と協力しながら実施する。</p> | <p>変更理由</p> <p>①堤防強化を求める意見が多数寄せられていることから基本的な考え方の部分で堤防の強化をあらためて記述。 一方、意見の中には堤防を強化すればダムは必要ない旨の意見も見られたが、絶対に決壊しない堤防は造れず、越水対策としての堤防強化をあてにすることは出来ないこと、しかしながら、堤防はより丈夫な方が良いことは当然であることから、少しでも堤防が丈夫になるような技術的検討及び工夫を行っていくとともに、万一破堤した場合においても被害を出来る限り最小化するよう、ソフト対策を充実する旨を基本的な考え方に明記。 ③「堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める」との意見を踏まえて、越水に対して確実な効果は期待できないが様々な工夫をできるかぎり実施していくことを追記。</p> <p>①施設整備だけでなく、ハザードマップや洪水情報等の事前の情報共有やヘリポート、船着き場等の施設の整備、防災意識の啓発等危機管理体制の整備を求める等の意見 ①地球温暖化に伴う集中豪雨を懸念する意見 ②いざという時に的確な行動が取れるよう啓発を行うことは重要 川の中の対策のみならず、計画を上回る洪水の発生等に対するためのソフト対策や危機管理体制の整備を求めるとの意見 ③最悪のシナリオを考えることによる今何をやらなければいけないかという湯煎順位が決まってくるとの意見を踏まえて危機管理体制の構築に関する記述を充実、災害対応プログラムの記述を追加</p> <p>①危険箇所を広く公表すれば避難訓練などに参加できるとの意見を踏まえて、防災に関する情報・知識を提供することにより防災意識が高まる旨を記述 ①災害が起きてはじめて国が自治体と責任を押しつける事態がよくあるとの意見②ソフト対策においては、洪水時の情報提供内容や危機管理における自治体との連携と支援について具体的な協議が必要との意見を踏まえて情報提供や体制の整備、施設の整備についても自治体と協力する旨を明記</p> <p>④他重複するため削除</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p>①意識の啓発 いつ起こるか分からない洪水や高潮の危険性を住民説明会の開催やマスメディアとの連携により住民にわかりやすく周知する。過去の災害の状況を体験者から直接聴き、その生の声を記録に残し、広く伝えるとともに、地域で伝わってきた洪水に対する心がけや知恵、工夫等を聴き、災害時行動にすことを検討する。</p> <p>また、子ども達が、正確な事実に基づいた水害への対処方法を学習できるように、災害発生時の写真や地図を提示しながら、災害体験者から当時の状況を聞き取るにより意識の啓発を促す。</p> <p>②洪水情報等の収集及び提供 関係自治体や住民に、河川の整備状況や出水状況、危険性に関する情報提供を行うため、河川情報表示板などを継続して設置していく。(写真4.3.1-1)また、住民やマスメディアに、インターネット・携帯電話・CATV等により、分かりやすい河川情報や映像をリアルタイムで提供するとともに、住民やマスメディアから河川状況や浸水情報を収集する。</p> <p>その他、水防活動の際、現場でも迅速な判断ができるよう量水標などの簡易な情報入手手段の整備を行う。</p> <p>⑦情報伝達体制等の基盤整備 情報伝達の迅速化や大容量化に対応するため、光ファイバー網の整備を行い自治体、水防団並びにマスメディアと情報の共有化を図る。</p> <p>③浸水実績表示 近年に発生した洪水のうちで、浸水実績水位及び発生原因について、看板等によりわかりやすく表示する。(写真4.3.1-2)</p> <p>④浸水想定表示 現在公表されている「浸水想定区域図」をもとに、浸水想定区域や想定浸水深を表示した看板等によりわかりやすく表示するとともに、浸水想定区域に対する予測精度の向上を図る。未公表河川については、すみやかに浸水想定区域の指定・公表を行う。</p> | <p>①防災意識の啓発 いつ起こるか分からない洪水や高潮の危険性を住民説明会の開催やマスメディアとの連携により住民にわかりやすく周知する。過去の災害の状況を体験者から直接聴き、その生の声を記録に残し、広く伝えるとともに、地域で伝承された洪水に対する心がけや知恵、工夫等を聴き、災害時の行動に活かしていく。</p> <p>また、個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、例えば、居住地の住所等を入力することで、各居住地の浸水被害に対する危険度が確認できるようなソフトの開発や洪水の模擬体験ができるシステムの構築を行う。また、子ども達が、正確な知識や事実に基づいた水害への対処方法を学習できるように、災害発生時の写真や地図、災害体験者からの聞き取り情報等を防災学習教材としてとりまとめる。 (写真4.3.2-1)</p> <p>② 洪水情報等の収集及び提供 洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するためには、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供することが必要である。このため、ラジオ・テレビ放送・地上デジタル放送・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、視聴覚障害者や外国人等の災害時要援護者を含む住民全員や自治体、防災関連機関、ライフライン関係者等に、映像や音声により河川情報や避難勧告・指示を確実に提供するためのシステム整備を進める。</p> <p>雨量計、水位計等の観測機器については非常時にも正確なデータが速やかに取得・送信できるように、日頃より十分な点検・維持を行うとともに、気象庁や研究機関等と共同し、洪水の予測精度の向上に努める。</p> <p>③ 情報伝達に関する基盤整備 自治体、水防団並びにマスメディア等と情報の共有化を進めるため、情報伝達の迅速化や大容量化に対応可能な光ファイバー網の整備を行う。</p> <p>④ 避難誘導等体制の整備 ○ 浸水実績・浸水想定表示、ハザードマップの作成・支援 日常生活の中で洪水被害を実感していただくため、近年に発生した洪水等について、浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路、避難場所等を看板等によりわかりやすく表示する「まるごとまちごちハザードマップ」を推進する。(写真 4.3.2-2.3) また、水位観測所等において氾濫注意水位等を現地で見守れるよう明示する。 浸水想定区域に対する予測精度の向上を図るとともに「浸水想定区域図」が未公表の河川については、速やかに浸水想定区域を指定・公表する。</p> | <p>④</p> <p>②流域住民に対しての啓発などの取組を積極的に行うことをお願いしたいとの意見等を踏まえ、具体的な啓発内容を追記。</p> <p>②河川管理者からも迅速な情報の提供が必要との意見 ②河川の増水状況をリアルタイムに把握し提供する必要があるの意見等を踏まえ、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供することが必要であることと、そのために実施する施策を明記</p> <p>④</p> <p>①「昭和13年にこの高さまで来ました」という標識があるが、実際に猪名川の氾濫でそこまで水位が上がったのかとの意見 ②ハザードマップの支援となっているが、自治体支援策として、具体的にどのようにされるのかとの意見等を踏まえて、生活空間である市街地に水災にかかる各種情報を洪水関連標識として表示する「まるごとまちごちハザードマップ」を推進することを明記 ④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|--|
| <p>⑤避難誘導等体制の整備</p> <p>○ハザードマップ 浸水想定区域に応じて避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成・周知について支援し、補助金制度が活用出来る平成21年度末までに浸水想定区域内全自治体の作成完了を目指す。</p> <p>○地下空間における避難路の明示並びに誘導施設整備の拡充することにより、迅速な避難誘導、安全確保を行えるよう自治体、地下空間管理者を支援する。</p> <p>○災害時要援護者にも配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制を整備することで、迅速な避難行動ができるよう自治体を支援する。</p> <p>⑥避難訓練等 避難が円滑に行えるよう、河川管理者、自治体と住民・住民団体との共同の避難訓練を実施する。また、自治体、マスメディアとの連携を強化するため、情報伝達訓練を共同で実施する。</p> <p>地下空間の浸水は、人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高いことから、避難行動に必要な時間を確保するため、特に迅速かつ確実に情報を伝達することが必要である。このため、地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制の整備を行う。自治体による地下空間管理者への情報伝達が、地域防災計画に定められ適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言を行う。</p> <p>(2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)</p> | <p>これに応じて、避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成支援・周知を進め、平成21年度末までに浸水想定区域内全自治体の作成完了を目指す。なお、ハザードマップの作成にあたっては、市町村界付近の住民がより近い避難所に向かえるよう「水害に強い地域づくり協議会」において関係自治体間の連携、調整を行う。</p> <p>○ 避難訓練等の実施 いざというときに避難が円滑に行えるよう、河川管理者、自治体と住民・住民団体(NPO等)との共同の避難訓練を実施する。また、自治体、マスメディア等との連携を強化するため、情報伝達訓練を共同で実施する。</p> <p>○ 災害時要援護者への対応 自律移動が困難な災害時要援護者も迅速な避難行動ができるよう、自治体が行う避難勧告・指示の発令基準の明確化や周知体制の整備について支援する。</p> <p>⑤ 地下空間における浸水被害への対応 地下空間の浸水は人命に関わる深刻な被害につながる危険性が高いことから、避難行動を迅速かつ円滑に行う必要がある。このため、地下空間の利用者及び管理者に対して洪水に関する情報が特に迅速かつ確実に伝達されるよう体制の整備を図るとともに、地域防災計画に地下空間管理者への情報伝達が定められ適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言等を行う。 また、地下空間における避難路の明示並びに誘導施設整備を拡充することにより、迅速な避難誘導、安全確保を行えるよう地下空間管理者への指導・助言等を行う。</p> <p>2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用) 住民一人一人が自己防衛するだけでは限界があるため、水防団、自治体、関係機関が協力して、洪水時に迅速かつ的確な対応をとる必要がある。そのためにも、日頃からの連携の強化にあわせて、仕組みづくりや非常時の備蓄等について、ソフト面、ハード面の備えを進める。</p> | <p>②市民の安全を守る立場として避難のための危機管理体制に取り組んでいく必要があると考えており、国としても、重要性を十分認識して欲しいとの意見等を踏まえて、関係自治体間の連携調整について明記。</p> <p>④</p> <p>③「2004年には全国で232人風水害で亡くなったが、そのうちの30人は外国人」との意見 ③風水害だけではなく地震災害でも犠牲者のおよそ60%以上が高齢者」との意見等を踏まえて、災害要援護者に対する支援策を追記。</p> <p>③「物理的防災の例として、建物の地下階などの地下空間の耐水化が含まれる」との意見 ③「淀川の堤防がもし切れたら、天六の地下鉄の入り口から水が入り込んで、この大阪の地下街、地下鉄すべてが、何も防衛しない場合は7時間で全部水没する」との意見 ②「都市の機能も集積しながら地下街も非常に発達している。堤防が決壊するようなことになれば、甚大な被害が予想される。下流域の安全確保にも十分配慮したい」との意見。等を踏まえ、地下空間の対策について、より具体的に明記。</p> <p>①ハード面も大事だがソフト面も考慮しながら進めていただきたいとの意見を踏まえて、ソフト・ハード両面を備えることを明記</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>水防団との連携を一層強化するとともに、水防団員の高齢化等の課題をふまえた支援方を検討する。</p> <p>洪水時は、円滑且つ効果的な水防活動ができるように、水防活動の拠点、現地に即した搬入路整備や備蓄材の確保を図るとともに、迅速な水防活動や施設操作を行うための河川情報の共有化やシステムの構築を図る。</p> <p>自治会や自主防災組織や各種連帯組織が集団での迅速かつ適切な避難等に対する備えを行えるように支援する。また、水防団、自治体、関係機関、NPO等と連携して水防訓練を実施する。</p> <p>なお、出水時の水防活動に利用する土砂等を備蓄する。 洪水時の内水排除ポンプの運転については、下流における堤防決壊による甚大な被害を回避するため、あらかじめ施設管理者を含め、運転調整のルール化を図る。</p> <p>ダムから放流する際に、下流の河川利用者に対する安全を確保するため、放流警報装置や監視カメラ設置などのハード面に加え、自治体や地元警察、消防等との連携によるソフト面での充実・強化をより一層図る。</p> <p>① 広域防災施設整備 水防活動や物資輸送等の拠点となる、ヘリポートを備えた防災ステーションの整備を、猪名川出在家地区、草津川において継続実施する。他の地区については、自治体と連携して拠点の設置について検討する。なお、整備にあたっては、基盤整備を河川管理者が実施し、水防活動を実施するための水防センター等の施設は自治体が整備する。</p> <p>洪水時における周辺地域の水防活動に利用する土砂等を備蓄する水防拠点については、淀川点野地区において高規格堤防整備とあわせて継続実施する。他に淀川本川において7箇所の水防拠点を整備する。(図4.3.1-2)(写真4.3.1-3)</p> <p>② 非常用資器材の備蓄 ○洪水時の堤防破壊対策や法面補強等への迅速な対処が可能なよう、非常用資器材を備蓄する。 ○緊急復旧活動等を行う資材の備蓄 出水時の水防活動に利用する土砂等を備蓄するとともに、備蓄された土砂を利用して桜等の樹木を植栽して河川環境整備を行う「桜つつみモデル事業」を木津川下流の「城陽地区」について継続実施する。</p> | <p>① 水防活動、水防訓練への支援 水防団との連携を一層強化するとともに、洪水時は、円滑且つ効果的な水防活動ができるように、水防活動の拠点、現地に即した搬入路整備や水防活動に利用する土砂や備蓄材等の確保を図る。</p> <p>また、迅速な水防活動や施設操作を行うための河川情報の共有化やシステムの構築を図る。水防団員の高齢化等の課題をふまえた支援方を検討する。</p> <p>さらに、自治会、自主防災組織、各種連帯組織が集団での迅速かつ適切に避難するための備えを行えるように支援するとともに、水防団、自治体、関係機関、住民団体(NPO等)と連携して水防訓練を実施する。</p> <p>② 防災ステーション、水防拠点の整備 水防活動や物資輸送等の拠点となるヘリポート、予備発電設備、情報発信端末を備えた防災ステーションの整備を、猪名川出在家地区、草津川放水路において継続して実施する。他の地区についても自治体と連携して防災ステーションの整備について検討する。なお、整備にあたっては、基盤整備を河川管理者が実施し、水防活動を実施するための水防センター等の施設は自治体が整備する。 (写真 4.3.2-4、図 4.3.2-2)</p> <p>また、水防活動に利用する土砂等を備蓄する水防拠点を18箇所を整備し、水防活動に利用する土砂等を備蓄する。なお、淀川においては、整備済の点野地区を含めた8地区について、高規格堤防整備とあわせて整備する。</p> <p>③ 緊急復旧体制の整備 非常時に迅速な緊急復旧工事等が可能なよう、地元の施工業者及び業界団体と協定を結び、機材、技術者の確保を行うとともに、復旧のための搬入路の確保等を行う。</p> <p>④ 非常用資機材の備蓄 洪水時の水防活動や堤防の決壊対策等の応急措置に利用する土砂、ブロック等の非常用資機材を備蓄する。備蓄された土砂を利用して桜等の樹木を植栽して河川環境整備を行う「桜つつみモデル事業」を木津川下流の「城陽地区」について継続して実施するとともに、他の地区においても関係機関と調整を図りながら検討して実施する。</p> | <p>② 河川敷は、非常時には重要な活動拠点としての役割を果たしていることから、災害対策用車両の搬入路の確保をされたいとの意見を踏まえて、搬入路整備や水防活動に利用する土砂や備蓄材等の確保を図ることを明記。</p> <p>① 自分達の防災は自分で各地域自治会等に積極的に防災組織作りが急がれるとの意見を踏まえて、住民団体(NPO等)と連携について追記</p> <p>④</p> <p>① 洪水は必ず起こるものであって昔の人達はその準備をしていたので、その対策や知恵を今もいかしていくべきだとの意見を踏まえて、緊急復旧体制の整備について明記</p> <p>④</p> <p>④</p> <p>② 淀川の高水敷は、避難地や災害復旧拠点、復旧資材置き場として災害時の活用が期待されるとの意見を踏まえて、他の地区においても関係機関と調整を図りながら検討して実施することを追記</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>③ 排水ポンプ場運用の検討 洪水時の排水ポンプ場からの排水については、運転停止も含めた調整体制を構築する。なお、猪名川においては、『排水ポンプ場の運転調整に関する専門部会』で検討された運転調整ルールの実行に向け引き続き調整を図る。</p> <p>(3) 地域で守る(街づくり、地域整備) 氾濫原への人口、資産の集積により、堤防の決壊時の被害ポテンシャルは現在も増大し続けている状況をふまえ、洪水氾濫時の被害をできるだけ軽減するための土地利用の規制・誘導を含めた地域整備方策について、河川整備の状況等をふまえて、自治体の検討を支援する。(図4.3.1-3)</p> <p>① 公共施設等の耐水化 水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化について、自治体や各管理者を支援する。</p> | <p>⑤ 排水ポンプ場の運用の検討 洪水時における堤防の安全を確保するため、排水先の河川の水位に応じて運転停止を行うなど、排水ポンプ場の運用について運転調整ルール等について、「水害に強い地域づくり協議会」等において検討する。</p> <p>3) 地域で守る(まちづくり、地域整備) 氾濫原への人口、資産の集積により、堤防の決壊時の被害ポテンシャルは現在も増大し続けている状況をふまえ、洪水氾濫時の被害をできるだけ軽減するための土地利用の規制・誘導を含めた地域整備方策について河川整備の状況等をふまえて自治体と連携して検討する。また、流域の貯留・浸透機能を維持・強化するため、森林の保全や流域内貯留施設の整備について関係機関と連携して進める。(図 4.3.2-3)</p> <p>① 公共施設等の耐水化 水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化(建物の高床化、遮水構造等、浸水に耐える施設とする)の促進については、自治体や各管理者に対して各地域の浸水被害に対する危険度を示すなど洪水に関する情報提供等を行い、市町村による建築物の耐水化に関する条例の制定等を促す。</p> <p>② 水害に強いまちづくり 浸水想定区域の開発抑制等適正な土地利用への誘導、ピロティ方式住居の推奨、地下空間の建設規制や建設する場合の水害に強い構造への誘導等を推進するため、関係機関や自治体等に対して技術的支援を行うとともに、道路等の盛土構造物等を二線堤として活用する方策等についても検討する。</p> | <p>変更理由</p> <p>② 下流部の堤防決壊リスクと中流域の内水排除ポンプの停止について、内水はん濫の状況を十分に考慮した調整を自治体と行って頂きたいとの意見 ② 淀川水系の上下流の調整はあるものの当該地の排水ポンプの停止を避け、町域における内水被害の発生、危険性が生じないように万全の対策を講じられたい等の意見 等を頂いているが、内水排除に伴う当該地区及び下流地区における堤防決壊の危険性の増加やそれに伴う被害の規模を想定すると、河川水位が相当程度高い場合には、堤防決壊の危険を回避するため、内水ポンプの運転について停止も含めたルールが必要と考えている。このため、「運転調整ルールの実行に向け引き続き調整する。」旨をあらためて明記。</p> <p>① 洪水がどうしても起こりやすい地域は家屋を高くして建築することはどうか、増水した時二段構えの堤防を造る、地域による日頃の備えを進める等の意見 ② 土地利用の規制や建物の耐水化などを指導して、流域での対応をもって強化してもらいたいとの意見 ③ 「淀川の治水対策としてスーパー堤防だけではなくそれ以外の対策で市街地をどうする、人の住んでいるところをどうするというをやらないといけない。まさにこれは河川局だけでできる問題ではない。」との意見 ③ 「街づくりあるいは土地利用計画、そして住まいの建て方まで考えた上での、流域全体で洪水を受け持つという、まさに流域治水という考え方」との意見等を踏まえて、土地利用の規制・誘導や流域の貯留・浸透機能等について自治体、関係機関と連携する旨を明記。</p> <p>② 日本で初めて建築物の浸水対策に関する条例を施行し自治体から、費用も補助対象なるとの意見を踏まえて、耐水化に関する条例の制定等を促す。</p> <p>① 洪水がどうしても起こりやすい地域は家屋を高くして建築することはどうか、増水した時に二段構えの堤防を造る、地域による日頃の備えを進める等の意見 ② 土地利用の規制や建物の耐水化などを指導して、流域での対応をもって強化してもらいたいとの意見 ③ 「淀川の治水対策としてスーパー堤防だけではなくそれ以外の対策で市街地をどうする、人の住んでいるところをどうするというをやらないといけない。まさにこれは河川局だけでできる問題ではない。」との意見 ③ 「街づくりあるいは土地利用計画、そして住まいの建て方まで考えた上での、流域全体で洪水を受け持つという、まさに流域治水という考え方」との意見等を踏まえて、浸水に強いまちづくりについて追記。</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------|---------|----|--------|-----|---------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|--|---|
| <p>②流域内保水機能、貯留機能強化</p> <p>○保水機能の保全 森林等の保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策(調整池、貯留施設、浸透施設)について、自治体の検討を支援する。(写真4.3.1-4)</p> <p>○貯留機能の強化 遊水地等の貯留施設の設置について検討する。公共施設における地下貯留施設の設置や家庭における雨水マス設置等について、自治体の検討を支援する。</p> <p>○都市計画との調整 従来の都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)による開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規模、形態の貯留施設を設置する等、民間管理施設の貯留機能の担保について、自治体の検討を支援する。</p> <p>4. 3. 2 堤防の補強 これまでの調査結果をふまえ、各河川の状況に応じた堤防補強を実施する。併せて、対策効果のモニタリングを実施する。</p> <p>詳細調査の結果、堤防補強を実施する必要があることが明らかとなった区間は以下のとおりである。(図4.3.2-1)</p> <table border="1"> <tr><td>淀川</td><td>20.2 km</td></tr> <tr><td>桂川</td><td>5.1 km</td></tr> <tr><td>木津川</td><td>41.3 km</td></tr> <tr><td>宇治川</td><td>3.4 km</td></tr> <tr><td>猪名川</td><td>4.7 km</td></tr> <tr><td>瀬田川</td><td>0.9 km</td></tr> <tr><td>野洲川</td><td>9.4 km</td></tr> </table> <p>なお、詳細調査が未実施として残っている木津川上流の約1.1km区間については、早急に調査を実施する。</p> | 淀川 | 20.2 km | 桂川 | 5.1 km | 木津川 | 41.3 km | 宇治川 | 3.4 km | 猪名川 | 4.7 km | 瀬田川 | 0.9 km | 野洲川 | 9.4 km | <p>③ 流域内における保水機能・貯留機能の保全・強化</p> <p>森林等が有する保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策(調整池、貯留施設、浸透施設)について、自治体の検討を支援する。(写真 4.3.2-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規・既開発地における調整池等の設置 ・公共施設における地下貯留施設の設置 ・家庭における雨水マスの設置 ・民間施設における貯留施設の設置 等 <p>4) 災害対応プログラム 施設能力を超えるような大洪水の発生や地震、高潮等との同時生起による甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関、企業、ライフライン管理者、住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って、相互に連携の取れた具体的な行動計画(アクションプラン)を定め、各機関と連携して、これらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる等、危機管理体制の構築、強化を図る。</p> <p>(2) 堤防強化の実施 堤防は計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造としなければならない。しかし、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分になされているとは限らない土砂を用いて逐次築造されてきた歴史上の産物であることから、計画高水位に達しない洪水であっても、浸透や浸食により決壊するおそれがある箇所が多く存在する。 このため、これまでに実施した堤防の詳細点検の結果や背後地の状況等をふまえ、堤防強化を本計画期間中に完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これの対策により、堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。(図 4.3.2-4) あわせて対策完了後は、対策効果等のモニタリングを実施する。</p> <p>詳細点検の結果、堤防強化を今後実施する必要がある区間は以下のとおりである。(表 4.3.2-1)</p> | <p>④</p> <p>②「総合的な治水対策として対応する必要があると考える」との意見を踏まえて、未曾有の大雨等により氾濫被害が発生した場合においても、被害を最小限に食い止める観点から、災害対応プログラムについて明記。</p> <p>④河川管理者のさらなる検討を踏まえた変更</p> <p>④表現の適正化による変更(削除)</p> |
| 淀川 | 20.2 km | | | | | | | | | | | | | | | |
| 桂川 | 5.1 km | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川 | 41.3 km | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宇治川 | 3.4 km | | | | | | | | | | | | | | | |
| 猪名川 | 4.7 km | | | | | | | | | | | | | | | |
| 瀬田川 | 0.9 km | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野洲川 | 9.4 km | | | | | | | | | | | | | | | |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|--|--|
| <p><各河川の堤防補強の進め方> 全ての河川において、堤防の裏法面の安全度が特に低く、かつ被災履歴のある区間については、平成21年度を目途に対策を完了させる。(図4.3.2-2~10)</p> <p>① 淀川 概ね5年間程度で全区間の対策を完了させる。</p> <p>② 宇治川 安全度が特に低く被災履歴のある箇所から優先的に対策を実施し、概ね10年以内に全区間の対策を完了させる。</p> <p>③ 瀬田川 概ね10年以内に全区間の対策を完了させる。</p> <p>④ 野洲川 安全度が特に低く被災履歴のある箇所から優先的に対策を実施し、全区間の対策を完了させる。</p> <p>⑤ 桂川 順次対策を実施し、全区間の対策を完了させる。</p> <p>⑥ 木津川 安全度が特に低く被災履歴のある箇所から優先的に対策を実施する。 ただし、下記のア)イ)の条件を満たす箇所を緊急堤防補強区間として概ね10年以内に完了させる。その後、順次対策を実施し、全区間の対策を完了させる。 ア) 戦後最大洪水である、昭和28年13号台風等と同量の雨量が降った場合に想定される河川の水位及び継続時間、流速から判断して堤防の決壊の危険性がある区間。 イ) 堤防が決壊した時の背後地への被害影響の観点から、堤防が高いこと及び堤防に隣接して人家等が密集している区間。</p> <p>⑦ 猪名川 順次対策を実施し、全区間の対策を完了させる。</p> | <p><各河川における堤防強化の進め方> 堤防強化については、その対策が必要となる区間は81.5kmと長く、その対策には相当な費用と期間を必要とすることから、各区間毎の安全性や緊急性を踏まえ優先度の高いところから実施する。</p> <p>① 安全性が特に低く過去に被災履歴のある区間(優先区間計3.1km)については平成21年度を目途に対策を完了させる。</p> <p>② 背後地に人口資産が稠密に集積している区間(淀川下流計19.4km)については5ヶ年を目途に対策を完了させる。</p> <p>③ 琵琶湖後期放流時、長時間高水位が継続する区間(宇治川2.9km)については10ヶ年を目途に対策を完了させる。</p> <p>④ これ以外の区間(計56.1km)においては、戦後最大洪水による堤防決壊の危険性や現況堤防高さ、背後の人家密集状況を踏まえ緊急区間(計9.0km)を定め10ヶ年を目途に対策を完了させる。緊急区間以外(計47.1km)は整備計画期間内に整備を完了させる。</p> | <p>② 近年の雨の降り方を見ても決してどの市・流域も安全とは言えず高規格堤防や堤防の補強事業等を計画的に進めていただきたいとの意見</p> <p>② 堤防補強について推進してもらいたいとの意見</p> <p>② 堤防強化は宇治市の治水の安全上最も優先すべき事業と考えており、破堤による甚大な被害を及ぼさないよう早急に対策を実施されたいとの意見</p> <p>② 堤防自身が弱くいつ何時増水や集中豪雨によって決壊してもおかしくないことは十分認識しており早期堤防強化を実施してもらいたいとの意見</p> <p>② 堤防補強が一時でも早い完成が見られるように期待するとの意見</p> <p>② 地域住民の木津川に対する防災意識も高いことから早期改修をお願いしたいとの意見</p> <p>② 堤防補強について急ぐ必要性が高いとの意見</p> <p>② すべての危険箇所の堤防補強工事を至急実施されることを要望するとの意見</p> <p>② 堤防強化について一日でも早く実施し、治水の安全性を高めるために努力していただきたいとの意見</p> <p>② 堤防補強について早急に取り組みをお願いしたいとの意見</p> <p>② 早急に堤防補強工事を実施願いますよう強く要望するとの意見</p> <p>② 堤防補強についての意見による追加 等の意見を意見等を踏まえ、所要の強度、安全性を有しない堤防区間については、順次できるだけ速やかに強化することをあらためて明記。</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|--|
| <p>4. 3. 3 上下流、本支川バランスに基づく治水対策 (1)上下流バランスの考え方 下流で発生する洪水は、上流から流下してくる洪水により生じるものである。仮に上流で河川整備が行われていない状態においても下流に到達する洪水に対しては、下流で適切に対策を講じる必要がある。このような状態において、上流で流下能力の向上を図るために築堤や河道掘削を行った場合、本来氾濫していた水を集め下流に誘導することで下流に人為的な流量増を生じさせることとなり、下流の堤防決壊リスクが増大する。</p> <p>このことをふまえ、上下流バランスの基本命題を以下のとおり定めることとし、上中下流間の具体的な基準について、それぞれの特性に応じ、この基本命題に照らして設定する。</p> <p>上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する。</p> <p>①淀川本川と中上流の間における上下流バランス 淀川本川における洪水は、中上流の洪水が人為的に集められて流下してきた結果生じるものである。現状において、淀川水系河川整備基本方針で対象としている規模(以下、「計画規模」という。)の洪水が発生したとしても、淀川本川では計画高水位以下で流下する。中上流部で築堤や掘削等を行わない限り、計画規模の洪水に対して淀川本川で計画高水位を超えることはないことから、淀川本川と中上流との間の上下流バランスを確保する基準として以下のとおり設定する。</p> <p>○整備のあらゆる段階において、計画規模以下の洪水に対しては、淀川本川の水位が計画高水位を超過しないよう水系全体の整備を進める。</p> <p>②狭窄部の上下流における上下流バランス 仮に狭窄部の上流で河川改修が行われていなかった場合でも、上流で氾濫した洪水が狭窄部入口に集まり、いったん狭窄部に流入すると氾濫することなく下流に流下するため、狭窄部下流区間で計画高水位を上回る事態は発生し得る。このように、狭窄部上流における流量増は直接的に下流に影響することから、流量増を可能な限り抑制することが第一義的に重要である。以上を踏まえ、狭窄部上下流のバランスを確保する基準として以下のとおり設定する。</p> <p>○整備目標とする洪水が生じた場合における、狭窄部及びその上流で必要な対策を行った後の狭窄部への流入量が、河川整備に着手する以前の自然状態のときの流入量^(注)を上回ることのないよう上流の洪水調節施設を整備する。これが困難な場合には、可能な限り上流で洪水調節施設を整備することにより流量増を抑制した上で、流下する流量に対しては計画高水位以下で流せるよう中流部の河道等を整備する。</p> <p>注)自然状態とは、現在の河道整備状況でダム・遊水地等の洪水調節施設が整備されていない状態。</p> | <p>(3) 川の中で洪水を安全に流下させるための対策 1) 淀川水系における本支川・上下流バランスの確保の考え方</p> <p>下流で発生する洪水は、上流から流下してくる洪水により生じるものである。仮に上流で河川整備が行われていない状態においても下流に到達する洪水に対しては、下流で適切に対策を講じる必要がある。このような状態において、上流で流下能力の向上を図るために築堤や河道掘削を行った場合、本来氾濫していた水を集め下流に誘導することで下流に人為的な流量増を生じさせることとなり、下流の堤防決壊リスクが増大する。</p> <p>このことをふまえ、上下流バランスの基本命題を以下のとおり定めることとし、上中下流間の具体的な基準について、それぞれの特性に応じ、この基本命題に照らして設定する。</p> <p>・上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する。</p> <p>・河川整備によって、流域全体の被害が最小となるよう、また各区間の治水安全度を現在より低下させることがないよう整備を進める。この際、事業実施上の社会的影響を可能な限り小さくする。</p> <p>① 淀川本川と中上流の間における上下流バランス 淀川本川においては、上流に降った雨を人為的に集めて下流に流下させている現状に鑑み、これまで先行して河床掘削等を実施し流下能力を向上させてきた。現況においては、中上流の整備水準が低いため洪水氾濫が発生することもあり、結果として、計画規模の洪水を計画高水位以下で流下させることが可能となっている。また、河川整備基本方針で目標としている河川整備が達成された段階でも、当然、淀川本川を含む水系全体で計画規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることを目指している。このことをふまえ、淀川本川と中上流との間の上下流バランスを確保する基準として以下のとおり設定する。</p> <p>○整備のいかなる段階において、計画規模以下の洪水に対しては、淀川本川の水位が計画高水位を超過しないよう水系全体の整備を進める。</p> <p>② 狭窄部の上下流における上下流バランス 仮に狭窄部の上流で河川改修が行われていなかった場合でも、上流で氾濫した洪水は狭窄部入口に集まり、いったん狭窄部に流入すると氾濫することなく下流に流下するため、狭窄部下流区間で計画高水位を上回る事態は発生し得る。狭窄部上流における河道整備等による流量増は下流の流量の増加につながることから、可能な限り狭窄部上流における流量増を抑制することが第一義的に重要である。以上をふまえ、狭窄部上下流のバランスを確保する基準として以下のとおり設定する。</p> <p>○狭窄部及びその上流で必要な河道整備等を行う場合、整備目標とする洪水が生じた際の狭窄部への流入量が、河川改修や洪水調節施設の整備をおこなっていない自然状態のときの流入量^(注)を上回らないよう、上流で可能な限り洪水調節施設を整備し、下流への流量増を抑制する。</p> <p>注)自然状態とは、掘削が未整備な現在の河道整備状況でダム・遊水地等の洪水調節施設が整備されていない状態。 ○これが困難な場合は、上流で可能な限り洪水調節施設を整備することにより流量増を抑制することとあわせて下流の流下能力の向上を図り、計画規模以下の洪水が狭窄部開削前よりも安全に流下できる範囲で開削を実施する。</p> | <p>②上下流、本支川間のバランスを確保した治水対策を行うことの必要性に対する意見 ②上下流のバランスについて上流だけでなく下流の対応もお願いしたとの意見 ②流域のバランスを確保するような整備を行ってほしいとの意見 ②上中下流のバランスを視野に入れて、効果的に対策を進めてほしいとの意見 ②大津地区の引堤および河道掘削の実施を推進されたいとの意見 ②国が上下流の安全を十分調整して事業を進めるのならそれに従うとの意見等を踏まえ、流域全体の安全度を高める観点からの上下流バランスの考え方について明記。</p> <p>また、 ②洪水に対して安全が確保されるように銀橋狭窄部を改修を早期に実施して欲しいとの意見 ②段階的に銀橋上流区間狭窄部の部分開削をしてほしいの意見等を踏まえ、下流に対して治水効果を有する狭窄部についても、下流の安全度について一定の条件が確保された上で開削を可能とすることを明記。</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|--|--------------------------------------|
| <p>③猪名川と神崎川との間における上下流バランス</p> <p>猪名川と神崎川の間については、猪名川右岸と合流点下流の神崎川右岸とは氾濫区域が同一である一連区間として捉えることが適切であり、また猪名川合流点より下流の神崎川の水位は、神崎川本川からの流出量の影響も大きい。このため、猪名川と神崎川の間における上下流バランス確保の基準については、以下のとおり設定する。</p> <p>○神崎川において整備目標とする洪水については、猪名川で整備目標とする対策を行った後においても、猪名川合流点より下流の神崎川の水位を計画高水位以下とする。</p> <p>(2)整備目標</p> <p>過去に流域で経験したことのある洪水に対して被害を生じさせないことを目標として、上下流、本支川間のバランスを図りつつ対策を実施する。一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要であるとの認識に立って、淀川本川及びその上流の各支川については、戦後最大の洪水であり、流域全体に大きな被害をもたらした昭和28年台風13号洪水を対象とし、猪名川については、戦後最大洪水である昭和35年台風16号洪水を対象とする。また、琵琶湖については、下流において被害が生じるおそれがある場合に洪水を貯留して下流を守っている状況に鑑み、下流において被害のおそれがなくなった洪水時後期に速やかに琵琶湖の水位を低下させて琵琶湖沿岸部の被害を軽減するため、後期放流対策を行う。</p> <p>(3)具体的な整備内容</p> <p>4)淀川(本川)を含む淀川水系</p> <p>上記1)、2)、3)の整備のみを先行して完了した場合、計画規模の降雨が生起すると、淀川本川に計画高水位を超過する洪水の流入が予測されるため、上下流バランスの基準に照らし、淀川本川における流下能力の増強対策または上流からの流量低減対策を実施する必要がある。</p> <p>流下能力の向上対策としては、淀川(本川)には、淀川大堰下流において洪水時に流下の阻害となる橋梁が複数存在しているため、これらの橋梁架替を順次計画的に実施する。それらのうち、事業中の阪神電鉄西大阪線橋梁の改築事業を関係機関と調整を図りながら完成させる。その際、事業を進めるにあたってはまちづくりとの共同化について検討する。また、橋梁周辺は家屋等が密集しており、橋梁の改築には関係機関等との調整に多大な時間を要することから、伝法大橋、淀川大橋、阪急電鉄神戸線橋梁の改築について、順次関係機関との調整を図りつつ検討する。</p> <p>阪神電鉄西大阪線橋梁の改築後においても、計画規模の降雨が生起した場合には、なお淀川本川への洪水の流入により計画高水位を超過することが予測されるため、これを生じさせないよう河道改修に先行して現在事業中の洪水調節施設(天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム、川上ダム)を適切に実施する。</p> <p>また、大戸川ダムの整備により、治水安全度の低い大戸川流域において戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水による浸水被害の軽減を図ることが可能になる。なお、大戸川ダムについては、これまで治水、利水、発電を目的とした多目的ダムとして事業を行ってきたが、利水、発電の撤退に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとして整備する。事業の実施にあたっては、学識経験者の指導・助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を検討・実施していくものとする。</p> <p>(図4.3.3-8～10)</p> <p>3)宇治川・瀬田川</p> | <p>③ 猪名川と神崎川との間における上下流バランス</p> <p>猪名川と神崎川の間については、猪名川兵庫県側と合流点下流の神崎川兵庫側とは氾濫区域が同一である一連区間として捉えることが適切であり、また猪名川合流点より下流の神崎川の水位は、神崎川本川からの流出量の影響も大きい。このため、猪名川と神崎川の間における上下流バランス確保の基準については、以下のとおり設定する。</p> <p>○神崎川において整備目標とする洪水については、猪名川で整備目標とする対策を行った後においても、猪名川合流点より下流の神崎川の水位を計画高水位以下とする。</p> <p>2) 淀川本川</p> <p>戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水に対応する河川整備を、桂川、宇治川・瀬田川、木津川で先行して完了させた場合、計画規模の降雨が発生すると、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、上下流バランスを考慮し、淀川本川における流下能力の向上対策及び上流からの流量低減対策を実施する必要がある。</p> <p>淀川本川の淀川大堰下流には洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。それらのうち、事業中の阪神電鉄西大阪線橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に完成させる。また、橋梁周辺は家屋等が密集しており、橋梁の改築には関係機関等との調整に多大な時間を要することから、伝法大橋、淀川大橋、阪急電鉄神戸線橋梁の改築についても、関係機関と順次調整を図り検討する。</p> <p>阪神電鉄西大阪線橋梁の改築後においても、計画規模の降雨が生起した場合には、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、これを生じさせないよう河川改修に先行して現在事業中の洪水調節施設(天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム、川上ダム)を順次整備する。</p> <p>また、大戸川ダムの整備により、治水安全度の低い大戸川流域において戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水による浸水被害の軽減を図ることが可能になる。なお、大戸川ダムについては、これまで治水、利水、発電を目的とした多目的ダムとして事業を行ってきたが、利水、発電の撤退に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとして整備することとし、事業の実施にあたっては、学識経験者の指導・助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を実施する。(図 4.3.3-17)</p> | <p>④よりわかりやすく具体的に記述内容を変更</p> <p>④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p>①宇治川</p> <p>山科川上流において1,500m³/sの流下能力を確保するため、以下の対策を実施する。これにより、宇治川において戦後最大の洪水に対する安全な流下が可能となるとともに、洪水後期の琵琶湖の速やかな水位低下を図る。(図4.3.3-3~6、写真4.3.3-1)</p> <p>・隠元地区において、引堤及び河道掘削を実施する。</p> <p>・塔の島地区においては優れた景観が形成されていることから、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全、親水性に配慮した河道整備を実施する。</p> <p>・天ヶ瀬ダム再開発事業に基づき、天ヶ瀬ダムの放流能力を増強させる。</p> <p>1)桂川</p> <p>大下津地区については、継続して引堤を実施する。また、大下津地区並びにその上流区間において、戦後最大洪水を安全に流下させる河道掘削を実施する。</p> <p>嵐山地区については、戦後最大洪水に対応した整備を実施する。その際、嵐山地区は優れた景観が形成されていることから、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全、親水性の観点を重視して検討する。</p> <p>亀岡地区については、戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水が生じた場合、霞堤部から堤内地に洪水が進入する。京都府では、霞堤を存置しつつ河道の流下能力を向上させる暫定河道改修計画を作成しており、この河道が完成すれば戦後最大洪水を安全に流下させることができる。</p> <p>保津峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p> <p>2)木津川</p> <p>狭窄部上流の上野地区において、戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水が再来した場合に洪水を安全に流下させるために、継続して上野遊水地を実施し完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削を実施する。</p> | <p>3) 宇治川</p> <p>山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、1,500m³/sの流下能力を目標に、塔の島地区における河道整備及び天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行う。</p> <p>これにより、宇治川においては、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることが可能となるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率で概ね1/150の洪水に対応できることとなる(図4.3.2-18~21、写真4.3.2-5)。なお、塔の島地区については、優れた景観が形成されていることに鑑み、学識経験者の助言を得て景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した整備を実施する。</p> <p>4) 桂川</p> <p>現況の桂川は、三川のうち最も治水安全度が低く、地元から河川改修を強く要望されている大下津地区において継続して引堤を実施するほか、大下津地区並びにその上流区間において、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させる河道掘削を実施する。具体的な掘削箇所および方法については、所要の効果を得つつ、環境の改善につながるように本川の掘削も含めて検討する。</p> <p>嵐山地区についても、戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水に対応した整備を実施する。整備にあたっては、嵐山地区の優れた景観及び伝統的な行事等に配慮するため、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備の計画について調査・検討する。</p> <p>亀岡地区については、戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目標に、関係自治体と調整する。</p> <p>保津峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p> <p>5) 木津川</p> <p>木津川では、狭窄部下流の河川整備が進捗しておらず、また、その整備には長期間を要する。このため、狭窄部上流上野地区の浸水対策として、下流の流量増加を生じる河川改修のみで対処することは困難であることから、現在実施中の上野遊水地と川上ダムを完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削等の河川改修をあわせて実施する。これらの対策を併せて実施することによって、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を狭窄部上流の上野地区において安全に流下させることができる。また、あわせて戦後最大の洪水を狭窄部下流の木津川において安全に流下させることができるとともに、河川整備基本方針で対象としている規模の洪水においても狭窄部下流への流量をほぼ自然状態における流量まで抑えることが可能となる。(図4.3.2-22)</p> | <p>②「宇治川の目標流量1,500.3/sの根拠をわかりやすく記述して欲しい」との意見が多く寄せられていることから、案においても宇治川の目標流量1,500m³/sの根拠を明記。</p> <p>②「歴史性・文化性に配慮した景観の保全・再生に最大限配慮されたい」との意見を踏まえ、「塔の島地区については、優れた景観が形成されていることに鑑み、学識経験者の助言を得て景観、自然環境の保全、親水性の観点を重視した整備を実施する。」旨を記述。</p> <p>②保津峡の開削を前提とした桂川の治水対策早期実現に対する意見 京都市内における桂川流域の治水安全度の向上を推進されたいとの意見 せめて戦後最大の洪水を流下させることができる内容となるようとの意見 西羽東師川に関する内水被害を軽減するためにも、その合流先である桂川の改修を計画的に実施して欲しいとの意見を踏まえて、原案と同様大下津地区の改修を明記。</p> <p>②桂川の嵐山地区においては、監対策が急務となっているが、景観的配慮が必要な地区でもあるとの意見 ③「嵐山の改修について、景観も含めて、伝統あるいは歴史の継承という意味からどういふふうに配慮していくのかとの意見を踏まえて、景観及び伝統的な行事等に配慮し調査・検討を行うことを追記。</p> <p>②河川整備基本方針に基づく保津峡の開削を前提とした桂川の治水対策の早期実現、せめて戦後最大の洪水を流下させることができる内容となるよう、京都府とも十分協議調整していただきたいとの意見を踏まえて、整備にあたっては関係自治体と調整することを明記</p> <p>②上野遊水地と川上ダムの早期完成を要望するとの意見 ②上野遊水地事業、木津川上流域の河道改修及び川上ダム建設事業の三施策は、伊賀地域にとって治水対策の根幹をなすものである等の意見 ①事業の進捗状況等を踏まえ、川上ダムの整備を早期に実施すべきとの意見等が多数寄せられている一方で、川上ダム建設反対の意見も寄せられていたが、上野地区の安全度向上と淀川水系全体の安全度向上に鑑み、あらためて川上ダムを含む河川整備の必要性を明記。</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|--|
| <p>あわせて、上下流バランスの基準に照らし、昭和28年台風13号洪水が再来した場合の岩倉峡への流入量を現況以下に抑えるため、現在整備中の川上ダムを完成させる。</p> <p>川上ダムは利水者の一部の撤退はあるものの継続参画する利水者もあることから、治水及び利水目的で実施することとする。また、木津川水系の既設ダムの長寿命化を図るため、水位低下を伴う堆砂掘削の実施時に必要な容量を一時的に代替できるようなダム容量を確保し、既設ダムの効率的な維持管理に資するように活用する。事業の実施にあたっては、学識経験者の助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を検討・実施していくものとする。</p> <p>また、木津川島ヶ原地区において築堤、名張川において引堤及び河道掘削を実施する。</p> <p>岩倉峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。(図4.3.3-1~2)</p> <p>②瀬田川 琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において1,500m³/sの流下能力を確保する。このため、瀬田川洗堰から鹿跳渓谷までの河床掘削を継続実施する。その際、鹿跳渓谷は優れた景観を形成していることから、流下能力の増大方法については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全、親水性の観点を重視して検討する。(図4.3.3-7、写真4.3.3-2~3)</p> <p>さらに、瀬田川洗堰については、高水位時における放流量を効率的・効果的に操作するための洗堰の改築、バイパス水路の活用等について検討し、関係機関との調整を行った上で、必要な施設改良等を実施する。(写真4.3.3-2~3)</p> <p>6)琵琶湖及び琵琶湖流入河川等 琵琶湖周辺において甚大な被害を生じさせて実績洪水である明治29年9月洪水を念頭に置き、今後同程度の規模の洪水が発生した場合においても人命を失うような深刻な被害を生じさせないよう、ハード・ソフト両面にわたる対策を関係機関等と連携して検討した上で、適切な役割分担のもと必要な対策を実施する。具体的には、水害に強い地域づくり協議会等を活用し、琵琶湖の管理者である滋賀県をはじめ、関係市町、住民と連携し、住民自らが被害を軽減する方策、土地利用の規制方策、湖岸堤等を活用した避難経路の確保策等を継続して検討する。</p> <p>現在下流において被害のおそれが生じる場合には瀬田川洗堰の全閉操作を行うこととなっているが、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、3)の宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。ただし、下流河道で堤防の決壊による甚大な被害のおそれがある場合には、真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全閉操作、治川の内水排除の規制などについて検討し、流域が一体となつて的確な対策を講じることとする。</p> <p>このため、今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況をふまえた瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討するとともに、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分に対する対応方法について検討を行い、必要な対策を講じる。</p> | <p>なお、川上ダムについては、これまで治水、利水、発電を目的とした多目的ダムとして事業を行ってきたが、利水の一部縮小・撤退、発電、撤退をふまえ、治水及び利水目的の多目的ダムとして実施することとする。また、川上ダムでは木津川上流のダム群(高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム)におけるライフサイクルコスト低減の観点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、必要な容量を川上ダムに確保する。事業の実施にあたっては、学識経験者の指導・助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を実施する。(図 4.3.2-23)</p> <p>また、木津川島ヶ原地区では、一部堤防が完成していない箇所において一体的に築堤を実施し一連区間を完成させる。名張川において昭和28年13号洪水を安全に流下させるために引堤及び河道掘削を実施する。(図 4.3.2-24)</p> <p>岩倉峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p> <p>6) 瀬田川 瀬田川では、琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において1,500m³/sの流下能力を確保する。このため、大戸川合流点から鹿跳渓谷までの河床掘削を継続実施する。優れた景観を形成している鹿跳渓谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保の観点を重視した河川整備について検討する。(写真 4.3.2-6、図 4.3.2-25)</p> <p>さらに、瀬田川洗堰については、琵琶湖の高水位時における放流操作の信頼性をより高めるために瀬田川洗堰の改築、バイパス水路の活用等について関係機関と検討し、必要な施設改良等を実施する。(写真 4.3.2-7)</p> <p>7)琵琶湖及び琵琶湖流入河川 琵琶湖周辺においては、甚大な被害を生じさせた実績洪水である明治29年9月洪水を念頭に置き、今後同程度の規模の洪水が発生した場合においても人命を失うような深刻な被害を生じさせないよう、下流への被害を増大させない範囲でハード・ソフト両面にわたる対策を関係機関等と連携して検討した上で、適切な役割分担のもと必要な対策を実施する。具体的には、水害に強い地域づくり協議会等を活用し、琵琶湖の管理者である滋賀県をはじめ、関係市町、住民と連携し、住民自らが被害を軽減する方策、土地利用の規制方策、避難経路の確保策等の検討を引き続き行う。</p> <p>一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。ただし、下流河道で堤防の決壊による甚大な被害のおそれがある場合など、真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全閉操作、川治いの内水排除の規制などについて検討し、流域が一体となつて的確な対策を講じる。</p> <p>このため、今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況をふまえ、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分への対応方法について検討を行い、必要な対策を講じた上で、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討する。</p> | <p>①長寿命化容量についての問い合わせ等があったことから分かりやすく記述</p> <p>②名張市は治水面上において大体の整備をさせていただいているが、まだまだ危険箇所も多くあり、引き続き河川改修をお願いしたい。</p> <p>④</p> <p>②本支川、上下流バランスをふまえつつ、流域全体での安全度を高めるべきとの意見等を踏まえて、新たに追記</p> <p>②洪水時には全閉を解除をしていただかなければならない時もあるとの意見 ②全閉解消が早期に実現するよう整備促進を要望するとの意見 ②全閉による琵琶湖水位の上昇の回避し、琵琶湖周辺および各河川流域の治水安全度を確保できるように要望するとの意見 ②今後とも琵琶湖水位の適切な調整管理の取組みを要望するとの意見がある一方、 ②洗堰の全閉操作行わないことについては慎重かつ十分な議論を尽くされることを強く求めますとの意見等の意見を踏まえ新たに記載。</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|--|
| <p>姉川・高時川は天井川であり、また治水安全度が低いままとなっていることから、浸水被害の軽減を図るためには、流域内の洪水調節施設によって対策を講じることが有効である。このことから、現在事業中の丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するため、調査・検討を行う。(図4.3.3-11)</p> <p>さらに、大津市の中心部を流下する8河川の流域における浸水被害の軽減を目的にトンネル放水路として瀬田川から盛越川まで整備されている大津放水路において、未着手である盛越川から諸子川までの延伸について実施時期を検討する。(写真4.3.3-5~6)</p> <p>(図4.3.3-12~13) 5) 神崎川・猪名川 総合治水対応として川西・池田地区における築堤・護岸及び河道掘削を継続して実施する。</p> <p>さらに、戦後最大洪水である昭和35年台風16号洪水を安全に流下させることを目標に猪名川のうち、国が管理する区間の全川にわたって河道掘削を実施する。実施にあたっては、府県管理区間である神崎川において、3,400m³/sの流下能力を確保できるよう河道掘削を実施する計画となっていることから、河道掘削の時期や方法について整合を図るものとする。</p> <p>狭窄部となっている銀橋上流域においては既設一庫ダム以外の洪水調節施設を整備する適地はないため、銀橋上流域において昭和35年8月洪水を安全に流下させることを目標に、神崎川及び猪名川直轄管理区間の河道掘削完了後に、銀橋の部分開削を実施する。上記の対策にあわせ、一庫ダムの操作を見直す。</p> <p>これらの猪名川における対策が完了すると、現在、大阪府及び兵庫県において神崎川の整備の目標としている降雨が生起した場合においても、神崎川の流量は現況以下となり、上下流バランスは確保される。(図4.3.3-4)</p> <p>なお、さらなる治水安全度の向上のためには、神崎川の流下能力の向上対策または上流からの流量低減対策を実施する必要がある。流下能力の向上対策としては、神崎川に洪水時に流下の阻害となる橋梁が複数存在しているため、これらの橋梁架替を順次計画的に図られるよう、大阪府及び兵庫県と協議、調整する。上流からの流量低減対策としての余野川ダム等洪水調節施設の整備については、治水安全度についての他の支川とのバランスをふまえ、実施時期を検討する。</p> | <p>天井川である姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るためには、流域内の洪水調節施設によって対策を講じることが有効である。このことから、現在事業中の丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う。</p> <p>さらに、大津市の中心部を流下する8河川の流域における浸水被害の軽減を目的にトンネル放水路として瀬田川から盛越川まで整備されている大津放水路において、未着手である盛越川から諸子川までの延伸について実施時期を検討する。(写真 4.3.2-8、図 4.3.2-26)</p> <p>8) 神崎川、猪名川</p> <p>猪名川では、総合治水対策特定河川事業として川西・池田地区における築堤・護岸及び河道掘削を継続して実施するとともに、戦後最大洪水である昭和35年台風16号洪水を安全に流下させる河道掘削を国が管理する区間において実施する。実施にあたっては、府県管理区間である神崎川において3,400m³/sの流下能力を確保できるよう河道掘削を実施する計画となっていることから、河道掘削の実施時期や方法について整合を図る。</p> <p>銀橋周辺の狭窄部上流については、既設の一庫ダム以外の洪水調節施設を整備する適地がないため、下流の神崎川及び猪名川直轄管理区間の河道掘削完了後に、下流の治水安全度を現況よりも低下させない範囲で、狭窄部の開削を実施する。あわせて一庫ダムの操作方法を見直すことにより、狭窄部上流においても昭和35年台風16号洪水を安全に流下させることが可能となる。</p> <p>なお、狭窄部の開削については、狭窄部上流が浸水常襲地帯となっていることに鑑み、神崎川及び猪名川直轄管理区間における河川整備の進捗状況に応じて、その段階的な実施(実施時期、方法)について関係機関と調整する。(写真 4.3.2-9)</p> <p>さらなる治水安全度の向上のためには、神崎川の流下能力の向上対策または上流からの流量低減対策を実施する必要がある。上流からの流量低減対策としての余野川ダム等洪水調節施設の整備については、他の支川との治水安全度のバランスをふまえ、実施時期を検討する</p> | <p>④</p> <p>②猪名川の改修事業は順次実施されているが、いまだに狭窄箇所を有しているので、事業の強力な推進を要望するとの意見 ②「下流神崎川及び猪名川直轄管理区間の治水安全度に併せて段階的に銀橋上流域狭窄部の部分開削を実施する」との修正意見 ②銀橋狭窄部の改修を早く行い、洪水に対して安全が確保されるよう、治水対策を行って欲しいとの意見 等を踏まえ、下流の安全度を確保した上で狭窄部の段階的な部分開削について明記。</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|-------------------------------------|
| <p>(4)高規格堤防(スーパー堤防)</p> <p>淀川下流部の背後は、人口・資産が高度に集積しており、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。あわせて、耐震性の向上を図るとともに、眺望の優れた快適なまちづくりを推進する。</p> <p>整備にあたっては、淀川と大和川に挟まれた大阪の中枢部を防御する区間を重点整備区間とし、積極的に調整し実施する。また重点整備区間以外においても、まちづくりと一体となるなど、整備の調整が図られた箇所から実施する。</p> <p>現在、整備中の高見、海老江、大庭、点野地区は早期の完成を目指す。また、津之江地区については、住民及び関係自治体等と調整した上で実施する。なお、調整中の淀川左岸線地区は早期の事業着手を目指す。</p> <p>(図4.3.3-14～15、表4.3.2-1)</p> <p>(5)土砂対策</p> <p>洪水の流下を阻害する河床上昇防止やダム貯水池に流入する土砂の抑制、かつ集中豪雨に起因して発生する土石流等の直接的な土砂災害から地域を保全するため、砂防堰堤および山腹工の整備を継続して実施する。また、森林の保全・整備について地域の森林組合等の関係機関との連携を図る。また、流域の土砂収支のバランスを図るため、土砂移動のモニタリングを実施し、その結果を踏まえた対策を行う。</p> <p>1) 瀬田川 砂防堰堤および山腹工の整備 2) 木津川 砂防堰堤および山腹工の整備</p> <p>(6)既設ダムの運用検討</p> <p>既設ダムの容量を最大限に活用するため、既設ダムの再編、運用の変更、放流設備の増強等による治水・利水機能向上について検討する。</p> <p>瀬田川洗堰、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>4.3.4 高潮対策</p> <p>(1)橋梁対策</p> <p>高潮対策のため陸間が設置されている橋梁の嵩上げは、早期に実施することが望ましい。事業中の阪神電鉄西大阪線橋梁の改築事業について、関係機関と調整を図りながら完成させる。その際、事業を進めるにあたっては街づくりとの共同化について検討する。その後、他の同様の橋梁(淀川大橋、伝法大橋)の改築について順次関係機関と調整を図りながら検討する。</p> | <p>(4) 高規格堤防(スーパー堤防)の整備</p> <p>背後に人口、資産等が高密度に集積した淀川の下流部において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。あわせて、耐震性の向上を図るとともに、眺望の優れた快適なまちづくりを推進する。(図 4.3.2-27)</p> <p>整備にあたっては、淀川と大和川に挟まれた大阪の中枢部を防御する堤防の区間を重点整備区間とし、積極的に調整を進め事業を実施する。また、重点整備区間以外の区間においても、まちづくりとの一体的整備など合意の得られた地区から事業を実施する。</p> <p>現在整備中の高見、海老江、大庭地区において、早期の完成を目指すとともに、下島、津之江、大宮、淀川左岸線地区などにおいては、早期の事業着手を目指し調整を継続する。(図 4.3.2-28、表 4.3.2-2)</p> <p>(5) 土砂対策</p> <p>洪水の流下を阻害する河床上昇防止やダム貯水池に流入する土砂の抑制、かつ集中豪雨に起因して発生する土石流等の直接的な土砂災害から地域を保全するため、砂防堰堤および山腹工の整備を継続して実施する。また、森林の保全・整備について地域の森林組合等の関係機関との連携を図る。また、流域の土砂収支のバランスを図るため、土砂移動のモニタリングを実施し、その結果を踏まえた対策を行う。</p> <p>1) 瀬田川 砂防堰堤および山腹工の整備 2) 木津川 砂防堰堤および山腹工の整備</p> <p>(6) 既設ダム等の運用検討</p> <p>既設ダムの容量を最大限に活用するため、既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強等による治水・利水機能向上について検討する。</p> <p>瀬田川洗堰、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>4.3.3 高潮対策</p> <p>① 橋梁対策</p> <p>事業中の阪神電鉄西大阪線橋梁の改築事業について、関係機関と調整を図りながら完成させる。その際、事業を進めるにあたってはまちづくりとの一体化を図っていく。</p> <p>引き続き、高潮対策のため陸間が設置されている淀川大橋、伝法大橋の改築について、関係機関と調整を図りながら検討する。</p> | <p>④</p> <p>④</p> <p>④</p> <p>④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p>(2)陸閘操作</p> <p>高潮時における陸閘操作にあたっては、引き続き、関係機関との協議及び調整の迅速化を図り、閉鎖している時間の短縮化を検討する。</p> <p>○淀川大橋、伝法大橋、阪神電鉄西大阪線橋梁</p> <p>4.3.5 地震・津波対策 (1)地震対策 1)河川管理施設の耐震対策 淀川大堰は、耐震対策を継続実施する。</p> <p>上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施の上、対策を検討する。</p> <p>また、許可工作物についても耐震点検及び対策を実施するよう申請者に対して助言を行う。</p> <p>2)地震等総合的防災対策 河川管理施設被災時の早期復旧や緊急物資輸送等の手段として緊急用河川敷道路及び船着場・停泊池の整備を行ってきたが、未整備の箇所については早期に完成させる。なお、閘門、船着き場は平常時には土砂等の輸送に活用する。</p> <p>ア)緊急用河川敷道路 左岸は淀川大堰から木津川大橋(国道1号)までの区間、右岸は淀川大橋(国道2号)から大山崎(国道171号)までの区間を連続的に通行できるよう継続実施する。なお、通常時においては歩行者等の一般に開放するが、看板の設置等により緊急用・管理用であることの周知を行う。(図4.3.3-1)</p> | <p>② 陸閘操作・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 陸閘操作による交通への影響を小さくするため閉鎖時間の短縮化を図ることが必要である。このため、これまで淀川陸閘(淀川大橋)においては機械設備の改造により操作時間の短縮化を図ってきたが、高潮に関する予測精度を向上させるなど、その他の陸閘(伝法陸閘(伝法大橋)、阪神陸閘(阪神電鉄西大阪線橋梁))も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。</p> <p>イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p> <p>③ ソフト対策 近年の気候変動による台風の強大化をはじめ想定外の不測の事態に備えて、その時の様相(シナリオ)を想定し、あらゆる角度からその取り組みについて考えておく必要がある。</p> <p>このため、大阪湾高潮対策協議会の検討を踏まえ、不測の事態における被害軽減に向けた減災対策のための具体的なシナリオとして、「計画規模以上の高潮の発生」、「施設機能の低下・消失」等による浸水被害を想定し、減災上の課題を抽出した上で、関係機関と連携し被害最小化に向けた取り組みを検討する。</p> <p>4.3.4 地震・津波対策 (1)地震対策 ① 河川管理施設の耐震対策 淀川大堰は、レベル1地震動(供用期間中に1~2度発生する地震動)及びレベル2地震動(現在から将来にわたって考えられる最大級の地震動)に対する耐震対策を継続して実施する。</p> <p>上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施の上、対策を検討する。</p> <p>また、許可工作物についても耐震点検及び対策を実施するよう施設管理者に対して助言を行う。</p> <p>② 地震等総合的防災対策 河川管理施設被災時の早期復旧や緊急物資輸送等の手段として緊急用河川敷道路及び船着場・停泊池の整備を行ってきたが、未整備の箇所については早期に完成させる。なお、緊急用河川敷道路、船着場は通常時には河川巡視・土砂等の輸送等に活用する。</p> <p>ア)緊急用河川敷道路 左岸は淀川大橋(国道2号)から木津川大橋(国道1号)までの区間、右岸は淀川大橋(国道2号)から大山崎(国道171号)までの区間を連続的に通行できるよう継続して実施する。なお、通常時においては歩行者等の一般に開放するが、看板の設置等により緊急用・管理用であることの周知を行う。(図4.3.4-1)</p> | <p>①洪水対策は非常に大切で、特に高潮対策は必然的との意見から、当然必要に応じて陸閘により交通を迅速に遮断する必要があるが、閉鎖時間の短縮にも努めることを明記</p> <p>③最悪のシナリオを考えることによって、今何をやらなければいけないかという優先順位が決まってくるとの意見を踏まえて、想定外の不測の事態に対する備えについて明記。</p> <p>③大阪湾高潮対策協議会では、台風コースや台風規模の見直しによっては、3から4mに潮位偏差上げなければいけないという流れが出ているとの意見を踏まえて、高潮対策に対する取り組みを追記。</p> <p>①地震による堤防の決壊を懸念する意見が多く寄せられており、河川管理施設について耐震強度の確保を行う旨を明記。 ③レベル1からレベル2に上げるという努力が地震対策に対しても必要との意見を踏まえて、レベル2対応に追記。</p> <p>④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p>イ) 船着場・停泊地 整備が完了した船着場・停泊地について、水深の確保、日常的な保守・管理の方策及び平常時利用について、具体策を検討する。また、枚方及び大塚船着場から上流については、航路確保の検討状況を見つつ、設置について検討する。</p> <p>ウ) 地域防災拠点 舟運のための船着場・停泊池、緊急用河川敷道路及び広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションを各機関の地域防災計画に記載するよう関係機関と調整する。</p> <p>3) 淀川大堰閘門設置 淀川大堰上下流の舟運によるアクセスを確保する淀川大堰閘門の設置については、「淀川大堰閘門検討委員会」の検討結果である右岸河川敷に設置する案について、環境影響への調査検討をふまえ実施する。(写真4.3.4-1)</p> <p>4) 防災拠点 広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションの整備促進を図る。</p> <p>(2) 津波対策 1) ソフト対策 ○津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成・公表を支援する。</p> <p>○住民への津波に関する広報・学習を実施する。 ○津波情報が発表された場合における河川利用者への呼びかけのための施設整備を完成させる。</p> <p>2) 淀川大堰の津波対策 ○淀川大堰の津波対策を完成させる。</p> <p>3) 陸閘・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 陸閘により津波の進入を防止するためには、ゲートの閉鎖により、交通を遮断する必要があり、迅速な対応が求められるため、機械設備の改造を行い、操作時間の短縮を図った。引き続き、関係機関との協議及び調整の迅速化を図り、閉鎖している時間の短縮化を検討する。</p> <p>○ 淀川大橋、伝法大橋、阪神電鉄西大阪線橋梁 イ) 水門操作 操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との協議・調整の迅速化、緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用など体制整備を実施するとともに、機械設備の改造について検討する。 ○伝法水門、西島水門</p> | <p>イ) 船着場・停泊地 整備が完了した船着場・停泊地について、日常的な保守・管理の方策及び利用について、具体策を検討する。また、枚方及び大塚船着場から上流については、航路確保等必要な整備の進捗状況を見つつ、新たな船着場の設置について検討する。</p> <p>ウ) 地域防災拠点 舟運のための船着場・停泊地、緊急用河川敷道路及び広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションについて、関係機関の地域防災計画において防災機能として位置付けされるよう各機関と調整する。</p> <p>③ 淀川大堰閘門 地震による陸上輸送の遮断に対応する代替ルートとして船舶が淀川大堰の上下流を行き来できるように淀川大堰に閘門を設置する。設置にあたっては、右岸河川敷に設置する案について環境影響への調査検討を実施する。(写真 4.3.4-1)</p> <p>④ 防災拠点 広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションの整備促進を図る。</p> <p>(2) 津波対策 ① ソフト対策 津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成・公表を支援するとともに、住民への広報・啓発を実施する。また津波情報が発表された場合における河川利用者への呼びかけのための施設整備を完成させる。</p> <p>② 淀川大堰の津波対応 予備ゲートの転倒防止対策を実施する。</p> <p>③ 陸閘・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 陸閘操作による交通への影響を小さくするため閉鎖時間の短縮化を図ることが必要である。このため、これまで淀川陸閘(淀川大橋)においては機械設備の改造により操作時間の短縮化を図ってきたが、その他の陸閘(伝法陸閘(伝法大橋)、阪神陸閘(阪神電鉄西大阪線橋梁))も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。</p> <p>イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p> | <p>②船着場の平常時の検討や淀川の自然・歴史・文化等を活かした舟運や川の駅について検討の具体的な方向性を示して欲しいとの意見 ②地震等の災害時における緊急輸送路として利用できるよう整備して欲しいとの意見 ②新たな船着場や緊急河川敷道路の整備を要望するとの意見 ②船着場から堤内地の動線の確保が重要との意見 ②舟運の復活に期待 等舟運の活用やそのための船着場の整備等が求められているとの意見 等を踏まえ、あらためて明記。</p> <p>④</p> <p>②いざという時のために淀川大堰に閘門を設置するなど、船による物資や人の輸送が可能となるような、総合的なネットワークづくりも進めて欲しいとの意見を踏まえ、陸上輸送の遮断時に対応する代替ルートについても検討する旨明記</p> <p>①津波に対するために地盤高を標示して下さいとの意見 津波による水位はどの程度かとの意見 等を踏まえて、津波に関する広報・啓発を行い、河川利用者の安全を確保する施設整備を充実させる旨明記</p> <p>④</p> <p>①洪水対策は非常に大切で、特に高潮対策は必然的との意見から、当然必要に応じて陸閘により交通を迅速に遮断する必要があるが、閉鎖時間の短縮にも努めることを明記</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p>4.4 利水</p> <p>人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型の社会を目指すものとする。なお、河川環境の保全・再生のためには、ダイナミズムによる攪乱の増進等も必要なことから、利水の効率性のみならず、自然流況を意識した水管理を目指す。</p> <p>一方で、近年は少雨化傾向にあり、地域的に水需給が逼迫している地域における水源確保や、社会経済活動に大きな影響が及ぶような異常渇水を想定した備えも必要である。</p> <p>(1)水需要の抑制</p> <p>2)水需要の精査確認</p> <p>現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について継続的に精査確認するなど、適切な状況把握に基づく水利権許可を行うとともに、その結果を公表することにより具体的な水需要抑制に資するようにする。(表4.4-1、図4.4-1)</p> <p>淀川水系水利権数(直轄処分)【平成19年3月現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水 49件 工業用水 27件 発電用水 35件 農業用水 116件(内:慣行 46件) その他用水 15件 <p>○農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらまえ、許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域全体の水環境に配慮するとともに、事業者に対して農業用排水路施設と河川との連続性の確保を促す。</p> <p>1)水需要の抑制</p> <p>長期的な気候変動の不安定要因をふまえつつ、琵琶湖の水利用による水位低下を少なくして河川の豊かな流れを回復することを目的として、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化し、再利用や雨水利用を含めた限られた水資源の有効活用など、取水量抑制のための具体的な方策を進め、水需要の河川依存量の抑制を図る。</p> | <p>4.4. 利水</p> <p>4.4.1. 利水の基本的な考え方</p> <p>琵琶湖・淀川の河川環境の保全・再生と調和するとともに、水需要の変化や長期的な気候変動に対応し、安定した水利用が確保されることを目指す。</p> <p>一般に人々が社会生活の中で河川から多くの水を取水し利用することは、河川の水量を減らし、河川に依存する生物の生息・生育・繁殖環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型の社会を目指すことは、琵琶湖の水位低下の緩和や河川の豊かな流れを回復するために重要と考えられる。一方、現状の水利用は、これまで長い時間をかけて形成されてきたものであり、さらなる節水型の社会の実現は、必然的にライフスタイルの変化を伴うことから、利水者等と連携して粘り強く継続的に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>少子高齢化社会の到来や社会経済構造の変化により全体の水需要は減少傾向となっているものの、一方で、長期的な気候変動、少雨化傾向により利水安全度が低下しており、水の安定供給の責務を有する水道事業者等利水者にとって懸念となっている。将来、水需要が確実に抑制され、気候変動の要因を考慮しても安定的な供給が可能となれば、水源の転用も含めたより合理的な水利用へ向かっていくことが可能となる。他方、地域的に水需給が逼迫している地域においては安定した水源を確保する必要がある。</p> <p>これらのことから、関係機関と連携した水需要の抑制や既存施設の有効活用など、水需要と水供給の両面から効率的な水利用を促進するとともに、異常渇水によって社会経済活動に大きな影響が及ぶことがないよう、ソフト対策、ハード対策の両面から渇水への備えを強化する。</p> <p>4.4.2. 環境に配慮した効率的な水利用の促進</p> <p>(1) 水需要の精査と水利権の見直し</p> <p>現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について適切な機会をとらまえて精査確認し、その結果に基づいて適切に水利権許可を行うとともに、その結果を公表する。(表 4.4-2-1、図 4.4-2-1)</p> <p>淀川水系水利権数(国管処分)【平成20年3月現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道用水 50件 工業用水 27件 発電用水 35件 農業用水 116件(内:慣行 46件) その他用水 15件 <p>農業用水の慣行水利権についても、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらまえ、慣行水利権者の理解と協力を得ながら許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境の維持・改善機能等に配慮するとともに、事業者に対して農業用排水路施設と河川との落差の解消など連続性の確保を促す。</p> <p>(2) 水需要の抑制</p> <p>長期的な気候変動の不安定要因をふまえ、琵琶湖の水利用による水位低下を緩和し、河川の豊かな流れを回復するため、節水の啓発、水利用の合理化や再利用の促進により水需要を抑制し、取水量を減らすことに努める。水需要の抑制にあたっては、従来、渇水時に取水制限等の渇水調整を行うために開催されてきた渇水対策会議を関係者間で調整し利水者会議として常設化し、平常時からの効率的な水利用が図られるよう検討・調整を行うことにより、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化し、節水意識の向上、再利用や雨水利用を含めた限られた水資源の有効活用など、取水量の低減につながる具体的な方策の推進を図る。</p> | <p>②「安定的な水資源の確保を確実に講じること」「渇水などへの備えが急務」「異常渇水に対する対策を確実に講じること」「水需要抑制は表現が厳しく、基準、目安が明確でない」</p> <p>③「地球規模の気候変動が水資源に与える深刻な影響について記載しておくべき」などの意見を踏まえ、利水の目標としては、河川環境に調和するとともに、安定した水利用の確保が必要であること、水需要抑制は継続的に取り組む課題であることを記述して修正。</p> <p>④水需要の精査から水利権の見直しへの流れをわかりやすい記述に変更</p> <p>③「農業用水の慣行水利権については正しい歴史認識を持った上で許可化について論じるべき」</p> <p>③「農業用水が持っている地域用水機能の役割を明記するべき」</p> <p>②「農業用水には地域の維持用的な役割もある」との意見を踏まえ、許可水利化にあたっての慣行水利権者や地域用水機能への配慮を追記。</p> <p>③「まず渇水対策会議を立ち上げないと具体的にならない」との意見を踏まえ、利水者会議を設置して水需要抑制を進める手順を記述して修正</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>(2)施設の運用</p> <p>1)既存水資源開発施設の再編と運用の見直し</p> <p>取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等をふまえて、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設ダム等の再編・効率的運用による渇水対策を検討及び実施する。 ・取水実態をよりの確に把握した上で、ダムによる効率的な補給について検討、実施する。 ・既設ダム等の効率的な運用操作、さらには、ダム間の連携による効率的な補給を検討する。 <p>2)川のダイナミズムの回復</p> <p>水管理の運用について、効率性だけを求めるのではなく、川のダイナミズムの回復を意識した水管理に努める。治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等を検討し、試験操作による効果を確認しつつ、ダム・堰の適正な運用を検討する。</p> <p>3)水利権の見直しと用途間転用</p> <p>水利権の見直しにあたっては、現行の水利用の実態や渇水に対する安全度(利水安全度)をふまえるとともに、水環境維持・改善のための新たな水需要を含め、用途間転用等の水利用の合理化に努める。</p> <p>○利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境をふまえて行われるよう関係機関と調整する。</p> <p>(4)水需給が逼迫している地域の対策</p> <p>伊賀地域では、宅地開発・工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫しているため、川上ダムにより新規水源を確保する。</p> | <p>なお、現状の水利用は、これまで長い時間をかけて形成されてきたものであり、さらなる節水型の社会の実現は、必然的に市民のライフスタイルの変化を伴うことから、水需要の抑制は時間をかけて継続的に取り組む。</p> <p>(3) 既存水資源開発施設の環境に配慮した効率的運用</p> <p>1) 施設の運用</p> <p>取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等をふまえて、既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しによる、より効率的な活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設ダム群等のより効率的な用水補給を図るため、統合操作・運用の見直しを検討して実施する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム ・既設ダム等の再編、ダム間の連携による、より効率的な用水補給について検討する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ・渇水が頻発しているダムにおいては、下流の取水実態に応じた効率的な渇水対策を検討するとともに、日吉ダムにおいては試行を継続して実施する。 室生ダム、日吉ダム、一庫ダム <p>2) 川のダイナミズムの再生</p> <p>河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺地等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、ダム、堰の管理については、利水の効率性だけを求めるのではなく、自然流況を意識した運用に努めるものとし、治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等について検討し、試験操作による効果を確認しつつ、ダム・堰を適正に運用する。</p> <p>3) 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討</p> <p>洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制 ③琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保 <p>(4) 水利権が見直された場合の既存水源の活用</p> <p>水利権が見直された場合の既存水資源開発施設等の水源については、水源を保有する利水者における将来の需要量や利水安全度を考慮した判断をふまえた上で、少雨傾向を考慮した水系全体の利水安全度の確保、琵琶湖の水位低下の緩和や河川の豊かな流れ・ダイナミズムの再生、利水者間の転用など将来の水系を見据えた水利用への活用を努める。</p> <p>(5) 安定した水利用ができていない地域の対策</p> <p>水需給が逼迫するなど安定した水利用ができていない地域に対して、既存の利水者の水利権を見直すことによって利用可能となる水源の転用に努めるが、そのような転用がただちに行えない場合には、新たな水資源開発施設による新規水源の確保を行い、水利用の安定化を図る。</p> <p>伊賀地域では、宅地開発・工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫しているため、川上ダムにより新規水源を確保する。</p> | <p>②「水需要抑制は表現が厳しく、基準、目安が明確でない」との意見を踏まえ、水需要抑制は継続的に取り組む課題であることを記述。</p> <p>④既存水資源開発施設の運用について、目的に応じた対策の記述を追加</p> <p>④既存水資源開発施設の運用について、目的に応じた対策内容と対象施設の記述を追加</p> <p>③原案には「河川のダイナミズムを維持するために自然流況を意識した水管理を目指す」という立派な理念が書いてあるが、それを実現していくための「指標」と「プロセス」がない。水位操作の試行の科学的な評価も十分ではない。科学的な評価を行い「指標」を開発する必要があるとの意見を踏まえ、自然環境の変化を尊重する観点から「ダイナミズムの再生」に取り組む重要性について記載</p> <p>②「ダム等の運用にあたっては琵琶湖の水位を低下させない」という観点が必要」との意見を踏まえ、水管理において琵琶湖の水位低下に配慮することを記述。</p> <p>③「水需要管理をやっていく上では河川管理者の立場では非常に難しい」 ③「短いスパンで責任のとれないことは書かない方がいい」との意見を踏まえ、水利権が見直された場合の水源の活用の進め方を記述。</p> <p>②「既存の水源は綱渡りの状況、安定した水源が必要」との意見を踏まえ、転用ができない場合の新規水源確保の必要を記述。</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>京都府南部地域では、人口増加に対応した水道施設の整備を進めてきており、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町を対象とした水道用水を安定的に供給するため、天ヶ瀬ダム再開発により、新規水源を確保する。</p> <p>(3) 渇水への対応</p> <p>1) 近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、平常時からの情報交換などによる取水調整の円滑化を図る。</p> <p>○利水者会議の常設と水需要抑制 従来、渇水時には取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改編に向け関係者間で調整する。 利水者、自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。</p> <p>渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。</p> <p>2) 計画規模を上回る渇水に対して、社会経済活動に影響を及ぼさないためにも異常渇水対策容量の確保が必要である。</p> <p>丹生ダム事業において異常渇水対策容量を確保することとしているが、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。(図4.4-2)</p> | <p>京都府南部地域では、人口増加に対応した水道施設の整備を進めてきており、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町を対象とした水道用水を安定的に供給するため、天ヶ瀬ダム再開発により、新規水源を確保する。</p> <p>4. 4. 3. 渇水への備えの強化</p> <p>(1) 渇水調整の円滑化 近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、利水者会議における平常時からの情報交換などにより渇水時における渇水調整の円滑化を図る。</p> <p>(2) 渇水対策容量の確保 計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、渇水対策容量の確保が必要である。</p> <p>また、渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。</p> <p>丹生ダム建設事業において渇水対策容量を確保することとしているが、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。(図 4.4-3-1)</p> | <p>④ 渇水対応としての利水者会議の役割をよりわかりやすく記述した内容に変更</p> <p>④</p> <p>④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|---|
| <p>4.5 利用</p> <p>淀川は都市域を流れているという地域特性をふまえ、地域住民の方々に河川への関心を高めるために、都市域のコミュニティ空間として、身近な自然を楽しめ、川と街の一体感が体現できるように河川整備を行う。</p> <p>そのために、環境教育を推進する場という観点も含めて「川でなければならない利用、川に活かされた利用」を基本とするが、河川を環境保全のために人が利用できない空間とすることではなく、「川らしい利用」が促進されるようにする。</p> <p>また、河川が公共空間であることに鑑み、自由使用・自己責任の原則のもと、必要最小限の利用の規制を行うこととし、併せて利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正」を図る。</p> <p>なお、利用促進のための整備にあたっては、利用者の安全に配慮し、ユニバーサルデザイン化に努めるとともに、琵琶湖・淀川流域圏の水辺を船やウォーキング等でゆったりと周遊できる琵琶湖・淀川流域圏のネットワークの構築を図る。</p> <p>4.5.3 舟運</p> <p>平成7年兵庫県南部地震時には一般道路が交通混乱し、水上輸送が見直された。このことから、淀川周辺の大規模震災時において、淀川を利用した水上緊急輸送を可能とするための整備を進めるとともに、船のある風景等により川への親しみの増進することにより人と川とのつながりの回復を図る。</p> <p>このため、自治体や民間との舟運復活に対する意見交換を実施し、航路確保や付属施設の整備等について検討する。</p> <p>1)淀川本川・宇治川において、河口から伏見港までが航行可能となるよう必要な整備を順次実施する。そのため、枚方及び大塚船着場までの安全な航路を維持するとともに、枚方及び大塚船着場から三川合流点までの新たな航路確保を検討する。検討にあたっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を念頭におきながら行う。</p> <p>なお、鶴殿、前島、牧野地先において、航路確保にも資するように水制工を試験施工する。施工前後においてモニタリングを行い、その結果もふまえて、全体計画を策定する。</p> | <p>4.5. 利用</p> <p>4.5.1. 利用の基本的な考え方</p> <p>川は、生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、そのような環境を享受しつつ地域固有の風土・文化が形成されてきた。そのような認識の下で、将来に地域の貴重な財産を継承していくために「川でなければならない利用、川に活かされた利用」を基本として河川の利用を促していく。自然環境保全のために河川を人が利用できない空間とするのではなく、環境学習を推進する場等の観点を含めて、「川らしい利用」が進められるようにしていく。</p> <p>特に、都市域を貫流する地域特性をもつ淀川では、地域住民の方々に河川への関心を高めってもらうために、身近な自然を楽しめるなど、川とまちが一体となった河川整備を行う。</p> <p>また、河川が公共空間であることに鑑み、自由使用・自己責任の原則のもと、必要最小限の利用の規制を行い、利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正」を図り、人々が憩い、安らげるような空間を確保する。</p> <p>なお、利用に関する整備にあたっては、日頃より利用しやすい、親しみやすい河川環境としていくため、利用者の安全に配慮し、ユニバーサルデザイン化に努める。また、水面や水辺を船やウォーキング等でゆったりと周遊できる琵琶湖・淀川流域圏のネットワークの構築を図る。</p> <p>4.5.2. 川らしい利用の促進</p> <p>(1) 舟運</p> <p>川への親しみを増進するために、舟運の復活が望まれている。また、船の中から川の風景を楽しみたいという要望も強い。さらには、平成7年兵庫県南部地震時には一般道路が交通混乱し、水上輸送の重要性が見直された。</p> <p>これらのことから、淀川本川・宇治川において、河口から伏見までが航行可能となるよう、航路確保等必要な整備や検討を行う。また、川沿いの自治体や民間との舟運復活に向けた意見交換を実施する。</p> <p>1) 枚方及び大塚船着場までの安全な航路を維持するとともに、航行が困難となっている枚方及び大塚船着場から三川合流点までの新たな航路確保を検討する。検討にあたっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を考慮することを念頭におきながら行う。</p> <p>そのために、鶴殿、前島、牧野地先において、航路確保にも資するように水制工を整備する。施工前後においてモニタリングを行い、その結果もふまえて、全体計画を策定する。</p> | <p>変更理由</p> <p>①川は自然が多く残っているとの意見 淀川流域は日本文化の発祥の地であるとの意見 ②学校や地域が一体となって「川にふれ、遊ぶ、また関心を持つ」ことを実践できる体制を作っていく必要があるとの意見 国民の生命・財産を守るという面では治水を最優先してもらわなければならないと思う。一方では、河川というのは公共空間として重要な財産だと思っているとの意見 自然環境、生態への影響、人間の又これらすべてを包む全体観から調和がとれたことが必要で、歴史上、地形、等々を考慮して次の世代へ受け継いで悔のないものとすることを望むとの意見 等を踏まえて、貴重な自然環境を享受しつつ、地域の貴重な財産を継承していく必要を明記</p> <p>①潤いと集いの憩いの場所としての河川にとの多くの意見 ②貴重で自由な憩いと集いの場所として、今後も利用したいという意見等を踏まえ、憩いと安らぎの空間としての機能について強調</p> <p>①三十石船往來の再現をとの意見 ①船から見る沿岸の景色はずばらしいとの意見 ①船にのって川に触れたいとの意見 ①河口から伏見までの間、船舶の航行を遮ることのないことを望む多くの意見を踏まえて、航路確保等必要な整備や検討を行うことを記述 ②緊急時の水上輸送経路の確保や船着場の整備に関する意見②河川管理者の更なる検討による修正 ②淀川大堰に閘門設置の要望を踏まえて、閘門を整備することを追加等を踏まえて、航路確保等必要な整備や検討を行うことを記述</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>2)船舶の航行が河川環境に与える影響について、「淀川環境委員会」の意見もふまえて、調査検討を行い、船舶航行規則の策定を行う。</p> <p>3)枚方地区に河川管理を目的とした巡視船の停泊地を整備する。また、淀川の自然・歴史・文化等を活かした舟運のための利用方法について検討を行う。</p> <p>4)伏見港周辺および三川合流点付近において関係機関と連携して「川の駅」の整備を検討する。また、淀川大堰周辺、守口周辺、枚方周辺についても、「川の駅」の整備に向け関係機関と協議・調整を行う。</p> <p>4. 5. 1 水面 水上オートバイやプレジャーボート等の使用により水面利用が多様化している箇所については、「水面利用調整協議会」等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用を図る。 また、河川に生息・生育する水生生物や水鳥に悪影響を及ぼすような水面利用についても、上記同様の措置を講じる。 カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、水辺へのアプローチの困難な箇所や堰等の横断工作物による障害等の改善を図る。</p> <p>また、滋賀県域においては、条例に基づき滋賀県と連携して不法係留対策を行っていく。 (1)水面利用の適正化</p> <p>1)水上オートバイの利用規制</p> <p>○淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区(淀川右岸17km付近)での利用に限定し、調査を継続する。</p> <p>なお、利用の実態(走行区域・期間・時間帯)を評価した上で既設の「淀川水上オートバイ関係問題連絡会」において検討する。 しかし、摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、将来的には禁止も含めて、下流域の生物の生息・生育環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。</p> | <p>淀川水系河川整備計画(案)</p> <p>2) 船舶が淀川大堰の上下流を行き来できるように淀川大堰に閘門を設置する。設置にあたっては、右岸河川敷に設置する案について、環境影響への調査検討を行い実施する。 また、毛馬閘門の運用改善など、舟運を快適なものとする取り組みについても検討して実施する。</p> <p>3) 船舶の航行が河川環境に与える影響について、「淀川環境委員会」の意見もふまえて、調査を行い、船舶等が守るべき通航方法を策定する。</p> <p>4) 淀川の自然・歴史・文化等を活かした舟運の利活用について、自治体や民間のニーズを含め、検討を行う。川を上下流に行き来するだけでなく、沿川のニーズをふまえて対岸との行き来が可能となる渡しの利用についても検討する。</p> <p>5) 伏見港周辺および三川合流点付近において、流域の情報発信機能や人と人が交流できる施設を備えた誰もが利用できるような「川の駅」を関係機関と連携して整備する。また、淀川大堰周辺、守口周辺、枚方周辺についても、「川の駅」の整備に向け関係機関と協議・調整を行う。「川の駅」の整備にあたっては、多くの方が駅を利用できるようなシステムの構築についても検討の上実施する。</p> <p>(2) 水面利用の促進</p> <p>カヌーや手漕ぎボート等の水面利用をより活発にするため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備を実施するとともに、航行の支障となっている堰等の横断工作物の改善を検討して実施する。また、検討に当たっては、魚釣りをを行う人々に配慮する。</p> <p>(3) 水面利用の適正化 水上オートバイやプレジャーボート等の使用により水面利用が多様化している箇所については、「水面利用調整協議会」等の組織を活用して、水上バイクやプレジャーボート等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用を図る。また、滋賀県域においては、条例に基づき滋賀県と連携して不法係留対策を行う。</p> <p>なお、河川に生息・生育・繁殖する水生生物や水鳥に悪影響を及ぼすような水面利用についても、上記同様の措置を講じる。</p> <p>1) 水上オートバイの利用規制</p> <p>○ 淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区(淀川右岸17km付近)で水上オートバイの利用を限定した上で、河川環境と調和しうる適正な水面利用についての調査を継続する。</p> <p>利用の実態(走行区域・期間・時間帯)を評価し、既設の「淀川水上オートバイ関係問題連絡会」において、今後の水上オートバイのあり方について検討する。 摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道の取水口に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、将来的には禁止も含めて、下流域の生物の生息・生育・繁殖環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。</p> | <p>変更理由</p> <p>①かつて在った渡し船の復活についての意見を踏まえ、渡しの利用について検討することを追加</p> <p>②「川の駅」について検討の具体的な方向性について示してほしいとの意見を踏まえ、多くの方が駅を利用できるようなシステムの構築について追加 ①「川の駅」の整備に関する要望を踏まえ、「川の駅」を整備することへ修正</p> <p>②水辺へのアプローチ整備の位置づけを検討してほしいとの意見を踏まえ、水辺へのアプローチ整備を実施することを追加 ①魚釣りに関する要望が多いことを踏まえて、釣り客に対する配慮を追加</p> <p>①ボート、ヨットなどの不法係留・放置の取締りとの意見を踏まえて、不法係留対策について明記</p> <p>①水上バイク等の環境悪化に繋がるものに対する規制の強化との意見を踏まえて利用の適正化や河川環境と調和しうる適正な水面利用についての調査を明記 ①水上バイクなどはきちんとした場所を決め正しく遊ばれるようにして欲しいとの意見を踏まえて、水上バイクのあり方について検討することを明記</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|--------------|--------------------|
| 変更理由区分 | 黒色: 原案と同じ |
| ① 住民意見 | 赤色: 戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ② 市町村長意見 | 青色: 表現の適正化等 |
| ③ 学識経験者意見 | |
| ④ 河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|--|
| <p>○滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成14年滋賀県条例第52号)が制定されていることから、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携し調査する。</p> <p>2)船舶等の通航規制 ○淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。 ○滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和30年滋賀県条例第55号)等に基づく適正な管理を支援する。</p> <p>(2)水辺へのアプローチの改善 カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備の実施や堰等の横断工作物の改善を検討する。</p> <p>(3)環境教育の推進 河川に係わる人材の育成の支援や、住民と連携して環境教育を推進する。</p> <p>○子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施 ○子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成の支援</p> <p>4. 5. 2 河川敷 (1)利用 河川敷利用にあたっては、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域性に配慮し、その特性を損なわないで「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、縮小していくことを基本とする。</p> <p>しかしながら、既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があるとともに、防災機能としての役割がまちづくり中で必要との意見があることから、河川敷で利用する施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関や住民の意見を聴き判断することとする。</p> | <p>淀川水系河川整備計画(案)</p> <p>○ 瀬田川では、瀬田川洗堰から上流区間において「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成14年滋賀県条例第52号)が制定されていることから、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題が発生した場合には関係機関との連携を図り対策方法について検討する。</p> <p>2) 船舶等の通航規制 ○ 淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。 ○ 瀬田川では、瀬田川洗堰から上流区間において「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和30年滋賀県条例第55号)等に基づく適正な管理を支援する。</p> <p>(4) 安全利用のための対策 川の利用に伴う危険を知った上で川に親しむ河川利用を目指し、河川の利用にあたって、危険箇所に関する情報提供や安全な利用の仕方の啓発を関係機関、住民、住民団体(NPO等)の協力を得ながら看板やインターネットなどの広報ツールを用いて実施する。</p> <p>また、水難事故防止のため、川の危険を知るための教育を徹底するとともに、「水難事故防止協議会(仮称)」を設置し、河川利用者の代表者とともに、対策方法について検討する。洪水時、ダムへの流入量に一部を放流する際に、下流の河川利用者に対する安全を確保するため、放流警報装置や監視カメラは殿ハード面に加え、自治体や元警察、消防等との連携によるソフト面での対策をより一層充実・強化する。</p> <p>(5) 環境学習の推進 河川に係わる人材育成の支援や、住民・住民団体(NPO等)と連携した環境学習を推進する。具体的には、子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施、子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成の支援を行う。</p> <p>(6) 川らしい河川敷の利用 河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。</p> <p>ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性に配慮しながら検討を進めることとする。既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があることをふまえ、また、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあることから、河川敷の利用施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断することとする。河川敷の利用施設が縮小されるまでの期間であっても、自然環境の保全に配慮するような手法についても検討する。</p> | <p>④河川管理者の更なる検討を踏まえ変更(「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」が適用されるのは、瀬田川洗堰から上流のみであることからその旨を明記)</p> <p>④河川管理者の更なる検討を踏まえ変更(「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和30年滋賀県条例第55号)が適用されるのは、瀬田川洗堰から上流のみであることからその旨を明記)</p> <p>①安全に利用できる河川空間について、ゴルフ等の球技、ドッグラン・スズメバチなどの危険な動植物等の様々な危険に対する懸念が寄せられたことを踏まえて、関係機関、住民等との協力による対処を明記</p> <p>③よりわかりやすく具体的に記述内容を変更</p> <p>②利用者の声も聞いてほしい等の意見を踏まえ、地域との関わりの中で河川利用形態を検討することとし修正。</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>また、川らしい利用について総合的な検討を行う。</p> <p>○ゴルフ場、公園等占用施設等 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、利用者の意見を聴くとともに、周辺環境・地域性を考慮しつつ、河川環境の保全・再生を重視する観点から学識経験者・自治体等関係機関からなる「河川保全利用委員会」の意見を聴く。なお、占用許可施設ではないが、グラウンドの形態に利用されている河川敷や堤外民地の利用についても、必要に応じて河川保全利用委員会の意見を聴く。</p> <p>また、上記委員会とは別に、川らしい利用について総合的な検討を行うべく、学識経験者、河川自治体等と幅広く意見交換及び提案を行う場を設ける。</p> <p>○堤防(占用)道路 淀川では、堤防上の占用道路による人と川、街と川のつながりの分断を是正することを、高規格堤防の整備や街づくりにあわせて、堤防道路の移設について、関係機関と調整する。</p> <p>(2)違法行為 河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画を策定し早期に是正に努める。</p> <p>4.5.4 漁業 淀川水系における生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施することにより、河川環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護・回復につなげる(詳細は「4.2 河川環境」に記載)。</p> <p>1)横断方向及び縦断方向の連続性を修復する。</p> <p>2)琵琶湖における生物の生息・生育環境の保全・再生するための瀬田川洗堰の水位操作を試行し、治水・利水・環境の調和の取れた操作方法の確立を目指す。</p> <p>3)河川の流入総負荷量管理や自治体、関係機関、住民・住民団体とのデータの共有化及び油やその他の化学物質の流出事故対応等のため琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)の設立を検討する。</p> <p>4)河床材料や形状等の調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果をふまえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について検討する。なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。</p> <p>5)淀川大堰下流部について、河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。</p> | <p>○ゴルフ場、公園等占用施設等 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、利用者の意見とともに、河川環境の保全・再生を重視する観点から学識経験者・自治体等関係機関からなる「河川保全利用委員会」の意見を聴き、周辺環境・地域特性を考慮しつつ検討することとする。なお、占用許可施設ではないが、グラウンドの形態に利用されている河川敷や河川敷内の民地の利用についても、必要に応じて河川保全利用委員会の意見を聴く。</p> <p>また、上記委員会とは別に、川らしい利用について総合的な検討を行うべく、学識経験者、河川自治体の自治体等と幅広く意見交換及び提案を行う場を設ける。</p> <p>(7) 違法行為の是正 河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画に基づき是正に努める。</p> <p>(8) 水産資源の保護・回復 水産資源の保護・回復を図る観点から、淀川水系における生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図ることは重要である。このため、「4.2河川環境の保全と再生」に記載する各施設を積極的に実施する。</p> <p>4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備 (1) 憩い、安らげる河川の整備 憩い、安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人が利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。さらには、地元自治体と連携して、最低限必要な施設(散策路、ベンチ、木陰、スロープ、トイレ等)の整備を行うとともに、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。特にトイレについては、快適なものとなるよう、検討の上、整備する。</p> <p>河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリーを進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。</p> | <p>④</p> <p>④</p> <p>③よりわかりやすく具体的に記述内容を変更</p> <p>①ベンチ、トイレ、散策道等の要望を踏まえ、最低限必要な施設を整備することを追加 ①子供や高齢者が安心して利用できるようにしてほしいとの要望を踏まえ、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮した整備とすることを追加 ①アドプト制度の要望を踏まえ、維持管理について地元住民団体等が行えるような仕組みづくりについて検討することを追加 ②多様な利用層・利用形態をふまえた水辺区間整備を要望との意見を踏まえて、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮する旨を追加</p> <p>②バリアフリー化された遊歩道やサイクリングロードについての意見を踏まえて、バリアフリー化を行うことを追加</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色：原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色：戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色：表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>(6)水辺の整備 木津川上流域においては、地域住民が水辺に親しみ、学習等に活用する「水辺の楽校」整備を住民・住民団体と連携して実施する。</p> <p>野洲川では、沿川自治体と連携しつつ、自然環境と調和した水辺空間を形成する「ふるさとの川整備」を実施する。</p> <p>猪名川では、学識経験者、住民及び自治体等関係機関からなる検討会等において、利用に適した水辺の整備について検討する。</p> <p>(5)小径(こみち)の整備 歩行者等が河川を容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう小径(散策路)の整備を継続して実施する。</p> | <p>瀨田川では、水辺のあり方について検討するため河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀨田川水辺協議会の提言「瀨田川のあるべき姿」にもとづき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境と調和した親水性のある水辺の散策路整備を継続して実施する。(名神高速道路瀨田川橋梁下流～瀨田川洗堰区間)</p> <p>(2) 水辺の整備 淀川、木津川、桂川、猪名川において、自然環境や水辺の景観を活かしながら、人が水辺に親しめ近づけることができる環境づくりを行うため、地元の住民団体、河川レンジャー等の意見を聴きながら、自治体とも協力して、その地域に応じた自然環境や水辺の風景と調和した水辺の整備を行う。 木津川上流域においては、地域住民が水辺に親しみ、学習等に活用する「水辺の楽校」整備を、自治体、住民・住民団体(NPO等)と連携して実施する。</p> <p>野洲川では、川沿いの自治体と協力して、自然環境と調和した水辺空間を形成するふるさとの川整備を実施する。(図 4.5.3-1)</p> <p>(3) 河口域における憩い空間の形成(干潟公園等) 汽水域の生物の生息・生育・繁殖場として貴重な場である河口部において、干潟の再生を行うことにより、都市域の住民が生き物とのふれあいや観察などに利用できる憩いの空間を整備し、都市域におけるコミュニティの拠点とする。</p> <p>(4) 小径(散策路)「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備 歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。小径(散策路)の計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者の安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。 また数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川周辺における史跡、文化財等巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。</p> | <p>③瀨田川水辺協議会の提言を受けて追記</p> <p>①木津川のみならず、各河川における水辺の整備の要望があること及び住民団体等の協力が必要であることなどの意見を踏まえて追記</p> <p>④</p> <p>①干潟の再生や干潟再生事業に関する要望のほか、身近に河川とふれあう機会の創出と施設要望を踏まえて、河口域における憩い空間の形成について追記</p> <p>②河川整備後も自転車・歩行者専用道の機能確保の要望を踏まえて、小径の具体的な計画に当たっては、サイクリングを楽しむ人々にも配慮することを追加 ②川を軸としたネットワークの形成が必要との意見より追記</p> |
| <p>(4)迷惑行為 年度毎に啓発活動実施計画を策定し実施する。</p> <p>迷惑ゴルフについては、関係機関と連携し、法的措置の検討を含めてその是正に努める。</p> <p>バイク走行については、関係機関と連携し法的措置も含めてその規制に努める。</p> <p>野犬対策について、沿川自治体との連携を深め捕獲に協力する。(図4.5.2-1)</p> <p>(3)ホームレスへの対応 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換の対応を図る。</p> | <p>(5) 迷惑行為の是正 他の利用者や周辺の民家等に迷惑となる行為については、啓発活動実施計画に基づき迷惑行為防止に努める。</p> <p>迷惑ゴルフについては、関係機関と連携し、法的措置も視野に入れ、その是正に努める。</p> <p>バイク走行については、関係機関と連携し法的措置も含めてその規制に努める。(図 4.5.3-2)</p> <p>(6) ホームレスへの対応 ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき、引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。</p> | <p>④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--------------|---|--|
| | <p>4. 5. 4. まちづくり・地域づくりとの連携</p> <p>(1) 三川合流部の整備 淀川三川合流域は、壮大な景観や豊かな自然環境に恵まれるとともに、歴史の舞台ともなった交通の要衝である。そこで、桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間交流拠点の整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。 「淀川三川合流域地域づくり構想」で設定されている主な事業は以下のとおりである。</p> <p>1) 自然体感型の環境学習の実施を図るための整備等 ・水辺へのアプローチの整備 ・解説看板、ガイドブック等の学習情報提供</p> <p>2) 山崎の合戦などと周辺の豊富な歴史資源を訪ね歩くテーマルートの設定を図るための整備等 ・舟運の復活 ・共通パンフレット等の提供 ・サイクリングロードの整備 ・「語り部」の育成</p> <p>3) 交流活動を支える多機能中枢施設の整備等 ・歴史、環境などを学ぶ体験講座の開設 ・舟運拠点 ・レンタサイクル拠点 ・休憩スペース</p> <p>(2) まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備</p> <p>1) 歴史文化と調和した地域の観光に資する河川整備 宇治川、桂川など、歴史的文化的な地域を流れる河川においては、地域の歴史文化に調和し、観光等の地域活性化に資するよう自治体等と連携して河川整備を行う。 宇治川塔の島地区、桂川嵐山地区</p> <p>2) 良好な水辺まちづくり 淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備にあわせ水辺に良好な都市空間を形成していく。</p> <p>現在整備中の高見、海老江、大庭地区において、早期の完成を目指すとともに、下島、津之江、大宮、淀川左岸線地区などにおいては、早期の事業着手を目指し調整を継続する。</p> | <p>①三川合流域のネットワークの構築についての意見をふまえ、三川合流域の整備を追加 ②(他にもまちづくりや地域づくりと連携した河川整備についての取り組みを追加) ②三川合流部について、地理的な条件を生かした川を軸とした自然や歴史を満喫できるように、三川合流域を拠点としたネットワークの構築を要望との意見を踏まえて、同地区の検討方針を明確化し、具体的に記載 ②関係者との調整を踏まえた変更(淀川三川合流域地域づくり推進協議会平成19年12月設立)</p> <p>①歴史文化など周辺地域とのネットワークについての意見を踏まえ、歴史文化と調和した地域の観光に資する河川整備を追加</p> <p>①スーパー堤防について不必要という意見がある一方で、整備促進を望む意見が多数 ②高規格堤防や堤防補強事業等を計画的に推進することを要望するとの意見 ②特にスーパー堤防についても積極的な促進をお願いしたいとの意見をふまえスーパー堤防の整備について明記</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|---|---|
| <p>4. 5. 5. 上下流連携 水源地域の活性化に向け、自然環境への影響も十分ふまえ、湖面活用や周辺環境整備などのハード対策とともに、地域イベントや催しなどのソフト対策を関係機関等と連携して継続的に実施することで、上下流の交流を一層促進し、ダムに対する理解と協力を得るための施策を実施する。</p> <p>1)水源地域ビジョンの推進を図る。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>2)周辺施設の利用促進・強化を図る。 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>3)湖面活用を検討する。 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>4)「ダム水源地ネットワーク」や「森と湖に親しむ旬間」行事などを通じて交流を促進する。(写真4.5.5-1) 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> | <p>3) 堤防(占用)道路の移設 淀川において、堤防上の占用道路による人と川、まちと川のつながりの分断を是正するため、高規格堤防の整備やまちづくりにあわせて、堤防道路の移設について、関係機関と調整する。</p> <p>4) 水と緑のネットワークによる地域拠点の整備 淀川とまちをつなぐ観点から大阪中心部にせせらぎを設ける「水の路」への導水について、関係機関と連携して検討する。</p> <p>4. 5. 5. 水源地域の活性化 水源地域は、河川の水量・水質の保全に大きな役割を有するとともに、治水・利水両面の重要施設であるダムが整備され、地域にとって要と言うべき地域であり、その活性化は流域全体にとっても重要な課題である。 そのため、上下流の交流を一層促進し、水源地域に対する理解を深め、さらに交流の恒常化と交流人口の増加を進めるための施策を支援・実施する。具体的には、自然環境の保全に留意しつつ、交流の基盤となるダム及びダム湖周辺の利活用や利用のための施設の整備といったハード対策と交流の受け皿となる地域の催しや環境保全活動などのソフト対策の支援・実施を関係機関と連携の下、継続的に推進する。</p> <p>1) 水源地域ビジョンを推進する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>2) 親水性のある護岸や散策路等の整備を行い、公園キャンプ場等のダム周辺施設の利用の促進を図る。 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>3) カヌー等レジャーの水面利用、釣りなどの利用促進に向けたルール策定等について検討し、観光・レクリエーション資源としての湖面活用の促進を図る。 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>4) 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。 また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>5) 事業中のダムについては、水源地域の活性化に向けた将来の貯水池管理、利活用等を関係機関等とともに検討し、湖面利用や周辺環境整備等のハード対策と併せ地域イベント等のソフト対策を支援・実施する。 川上ダム、大戸川ダム、丹生ダム</p> | <p>②河川管理者の更なる検討による変更</p> <p>③「水の路」への支援意見を踏まえて、「水の路」への導水に係る水源確保の方策について支援を行うことを追加</p> <p>②水源地域の活性化を要望との意見を踏まえて、水源地域の活性化は流域全体にとって重要であることを追加</p> <p>①付替道路や地域整備費等について、どうかなるの心配との意見を踏まえ、事業中ダムの水源地域の活性化に向けた支援策について明記</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p>4.6 維持管理 河川の維持管理は、地域の特性をふまえつつ、洪水、高潮等による災害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されるとともに、河川環境の保全・再生の観点から、積極的に自然環境の保全に努める。</p> <p>具体的な維持管理の実施にあたっては、河川維持管理計画(案)及び河川維持管理実施計画(案)に基づき調査、巡視・点検によって河川の変状を把握・分析し、必要となる対策を講じるものとする。</p> <p>(1)河川管理施設の機能保持 堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生防止や復旧を図る。</p> <p>また、ライフサイクルコストの縮減を念頭に、既存施設の有効利用と長寿命化のための効率的な対策を実施する。 1)堤防・護岸 堤防・護岸等の調査を行い損傷の程度に応じて順次、補修する。さらに、災害時の復旧活動や日常巡視活動を支えていくため、堤防天端からの活動が連続して行えるよう、災害時復旧活動・巡視の経路を確保していく。また、工作物周辺の空洞化調査を行い、必要な対策を行う。</p> <p>なお、点検により堤防の損傷を速やかに発見し補修することが重要であるため、除草により点検・巡視が容易に行われるよう、草の成長度合いに応じて、梅雨期や台風期の前に除草を実施することを基本とする。</p> <p>・堤防、護岸等の変状の状況から、施設の機能に重大な支障が生じると判断した場合は、対策を実施する。</p> <p>・堤防内部の空洞化等のおそれのあるものは、早急に調査を行ったうえで必要な対策を実施する。</p> <p>・堤防除草後の刈草の処理については再資源化処理方法を継続検討の上実施する。 なお、堤防除草にあたっては、河川環境や住民の生活環境に配慮する。 ・堤防の維持管理について、住民・住民団体との連携を図る。(写真4.6-1))</p> | <p>4.6. 維持管理 4.6.1. 維持管理に関する基本的な考え方 高度経済成長期に整備された河川管理施設が今後、急速に老朽化し、維持管理や更新費用の増大が見込まれる中、計画的な維持管理・更新と社会資本ストックの徹底的な活用が喫緊の課題となっている。</p> <p>このことから、ライフサイクルコストの縮減を念頭に、定期的な点検等に基づき損傷が軽微な段階から対策を行う予防保全の考え方のもと、技術革新や社会情勢の変化に伴う新たなニーズに対応した機能向上を考慮し、効率的・効果的な維持管理・更新、既存施設の有効利用と長寿命化のための効率的な対策(アセット・マネジメント)を実施する。</p> <p>具体的な維持管理の実施にあたっては、概ね5年間に実施する具体的な維持管理の内容を定めた河川維持管理計画案(以下、「管理計画案」という。)、及び管理計画に基づく年間の維持管理の具体的な実施内容を定める河川維持管理実施計画案(以下、「実施計画案」という。)に基づく試行を行う。試行にあたっては、調査、巡視・点検等によって明らかになった河川の状態の変化及び維持補修の結果を「河川カルテ」としてとりまとめ、これらをもとに、定期的に河川の変化を把握・分析することを通じて、維持管理の実態を評価し、その結果に応じて必要な措置を講じる。</p> <p>実施計画案は、「川の安全・安心カレンダー」として毎年作成・評価し、常に見直すことにより、きめ細やかな管理を実施するものとし、市町村、地域住民、住民団体(NPO等)、河川レンジャー等との一層の連携により、地域住民の人々が身近な自然を楽しめ、川とのつながりを実感できる河川環境の維持など地域の特性の反映を図る。</p> <p>4.6.2. 河川管理施設 堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生防止や復旧を図る。</p> <p>1) 堤防・護岸 施設が、常に十分な機能を発揮できるよう、日常の調査、巡視・点検を行い損傷の程度や河川の状態、周辺の状況等に応じて順次、補修する。さらに、災害時の復旧活動や巡視活動を円滑に行うため、管理用通路を確保する。</p> <p>なお、点検により堤防の損傷を速やかに発見し補修することが重要であるため、点検・巡視が容易に行われるよう、植生の状況に応じて、梅雨期や台風期の前に除草を実施することを基本とする。</p> <p>・堤防、護岸等の変状の状況から、施設の機能に重大な支障が生じると判断した場合は、対策を実施する。</p> <p>・堤防内部の空洞化等のおそれのあるものは、早急に調査を行ったうえで必要な対策を実施する。</p> <p>・堤防除草後の刈草の処理については再資源化処理方法を継続検討して実施する。 なお、堤防除草にあたっては、河川環境や住民の生活環境に配慮する。 ・堤防の維持管理について、以下に示すものを継続するとともに、さらなる住民・住民団体(NPO等)との連携を図る。</p> | <p>①コスト等効率の良い方法で「安く」「早く」「高品質」を目指して欲しいとの意見 ①コストのかからない計画を立てること、高負担社会とならないように進めることとの意見 等を踏まえ、ライフサイクルコストの縮減に向けた維持管理方針の基本的な考え方を追記</p> <p>③(河川維持管理実施計画(案)の説明を追加) 河川維持管理計画(案)と河川維持管理実施計画(案)の関係はどうなるのかとの意見を踏まえ、実施計画(案)の基本的な考え方について明記した。 ③維持管理におけるPDCAの取り組みを明示的に記述</p> <p>①地域連携の徹底。河川レンジャー、その他の団体等との情報交換が必要との意見 ①河川整備にあわせて、市民団体や住民とも連携して、町づくり、地域を活性化してほしいとの意見 等を踏まえ、市町村、地域住民、住民団体(NPO等)、河川レンジャー等との連携について追記 ①“人と川との繋がりは有益で必要不可欠なこととの意見 ①川に親しみ、ふれあいを持つことが少なく、「川は危ない。川に近づかない。」と教えられているとの意見 等を踏まえ、地域住民の方々が生きて身近な自然を楽しめ、川とのつながりを実感できる河川環境の維持を目指すことを追記。</p> <p>④ ④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p>○木津川下流部には貴重な植物が生育していることから、堤防除草にあたっては住民団体と共同で調査し、植物の情報を共有するとともに除草時期に配慮する。</p> <p>○桂川松尾橋周辺及び山科川左岸では、引き続き堤防裏面の維持管理を住民団体と連携して実施する。</p> <p>2)既設ダム</p> <p>①ダム機能の維持</p> <p>ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕を継続して実施する。また、計画的に維持補修・更新を実施することにより、維持管理費の縮減も目指す。(写真4.6-2～3、図4.6.1-1)</p> <p>瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>②既設ダムの長寿命化</p> <p>既設ダムのライフサイクルコストの縮減を目的として、木津川上流のダム群(高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム)の堆砂掘削における貯水位低下のための代替容量を川上ダムに確保することにより、効率的な堆砂対策(長寿命化対策)を実施する。(図4.6-2)</p> <p>③ダム貯水池に流入する流木の有効活用</p> <p>ダム貯水池に漂着する流木については、チップや堆肥などに加工し、資源の有効活用に努める。</p> <p>天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>3)その他の河川管理施設</p> <p>施設の機能を維持するため、日常の保守点検により機能保全に努めるが、老朽化施設については各施設の補修コスト等を勘案し、計画的に補修・補強・更新等により施設の機能保全を図る。</p> <p>また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、住民・住民団体と連携して保存し、後世に伝承する。</p> <p>なお、河川管理施設の操作については、操作の安全性を図るため適切な点検整備・操作訓練を実施する。また、操作の迅速化や安全性の向上及びコスト縮減のため、遠隔操作ができるようITを利用した集中管理センターの整備を行う。</p> <p>【具体的対策】</p> <p>①老朽化対策の実施</p> <p>施設の信頼性の向上と長寿命化が図られるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する。</p> <p>淀川大堰及び毛馬排水機場等関連施設</p> <p>瀬田川洗堰</p> <p>その他の排水ポンプ場・水閘門等河川管理施設</p> <p>②歴史・文化的価値のある施設の保存</p> <p>過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。</p> <p>旧毛馬閘門及び洗堰、三栖閘門及び洗堰、旧瀬田川洗堰(通称 南郷洗堰)その他の歴史・文化的価値のある施設についても、関係機関と協議の上、保全対策等を検討する。(写真4.6-4)</p> <p>③観測施設</p> <p>日常の保守点検を実施し機能保全を図るとともに、異常値及び欠測が生じた場合は、速やかに原因を調査し復旧を行う。</p> <p>④河川浄化施設</p> | <p>○木津川下流部には貴重な植物が生育していることから、堤防除草にあたっては住民団体と共同で調査し、植物の情報を共有するとともに除草時期に配慮する。</p> <p>○桂川松尾橋周辺及び山科川南側では、引き続き堤防裏面の維持管理を住民団体と連携して実施する。</p> <p>2) 既設ダム</p> <p>① ダム機能の維持</p> <p>ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕を継続して実施する。また、計画的に維持補修・更新を実施することにより、維持管理費の縮減も目指す。(写真4.6.2-1)</p> <p>天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>② 既設ダムの効率的な堆砂の除去</p> <p>ダムが半永久的に機能するためには、有効な堆砂対策を講ずることが必要であるため、木津川上流のダム群(高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム)におけるライフサイクルコスト低減の視点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、必要な容量を川上ダムに確保する。なお、このことにより、通常時においても木津川上流の既設ダム群下流の土砂環境の改善に資するほか、既設ダムにおける超過洪水や異常濁水への対応や災害時の施設補修等の緊急措置をとることが可能となる。(図 4.6.2-1)</p> <p>③ ダム貯水池に流入する流木の有効活用</p> <p>ダム貯水池に漂着する流木については、チップや堆肥などに加工し、資源の有効活用に努める。</p> <p>天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>3) その他の河川管理施設</p> <p>施設の機能を維持するため、日常の保守点検により機能保全に努めるが、老朽化施設については各施設のライフサイクルコストの縮減を念頭に、計画的な補修・補強・更新等により施設の機能保全を図る。</p> <p>また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、住民・住民団体(NPO等)と連携して保存し、後世に伝承する。</p> <p>なお、河川管理施設の操作については、操作の安全性を図るため適切な点検整備・操作訓練を実施する。また、操作の迅速化や安全性の向上及びコスト縮減のため、遠隔監視等ができるよう情報通信施設を備えた集中管理センターの整備を行う。</p> <p>① 老朽化対策の実施</p> <p>施設の信頼性の向上と長寿命化が図られるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する。内水対策の施設については、関係自治体等と連携し、順次、老朽水門等の改築を実施する。</p> <p>淀川大堰及び毛馬排水ポンプ場等関連施設</p> <p>瀬田川洗堰</p> <p>その他の排水ポンプ場、水門・閘門等河川管理施設</p> <p>② 歴史・文化的価値のある施設の保存</p> <p>過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。</p> <p>旧毛馬閘門及び毛馬洗堰、三栖閘門及び洗堰、旧瀬田川洗堰(南郷洗堰)、その他の歴史・文化的価値のある施設についても、関係機関と協議の上、保全対策等を検討する。(写真4.6.2-3.4)</p> <p>③ 観測施設</p> <p>日常の保守点検を実施し機能保全を図るとともに、異常値及び欠測が生じた場合は、速やかに原因を調査し復旧を行う。</p> <p>④ 河川浄化施設</p> | <p>④</p> <p>④内容にあったタイトルに変更</p> <p>③長寿命化容量は、ダム機能を経済的に維持するだけでなく、既設ダムの下流土砂環境の改善にも有効であることを明記</p> <p>①コスト等効率の良い方法で「安く」「早く」「高品質」を目指して欲しいとの意見</p> <p>①コストのかからない計画を立てること、高負担社会とならないように進めることとの意見</p> <p>等を踏まえて、ライフサイクルコストの縮減を念頭に機能保全を図ることを明記</p> <p>④</p> <p>②内水に対する意見をふまえて追記</p> <p>④</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|---|---|--|
| <p>水質を改善するために、礫と曝気による浄化を継続運用し、施設の点検及び保全整備を継続実施する。</p> <p>天野川浄化施設、天神川浄化施設、鳥羽浄化施設</p> <p>寝屋川揚水機場 大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川からの導水を継続運用し、施設の点検及び保全整備を継続実施する。</p> <p>⑤河川管理施設操作の確実性の向上</p> <p>○水門・排水機場等の河川管理施設を、光ファイバー網で結ぶことにより、操作に必要な河川情報の正確かつ迅速な伝達・共有化を実施する。</p> <p>○水門、排水ポンプ場等の操作について、遠隔操作等により河川管理施設等の管理の高度化を実施する一方、異常事態に備えたバックアップ体制を確保する。</p> <p>○水門・排水ポンプ場等の集中管理体制を上野遊水地及び淀川河川事務所管内において継続実施する。(写真4.6-5)</p> <p>(2)許可工作物(橋梁・水門等) 許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者を指導する。 堤防を横断する水門等は、堤防と同等の機能を有している必要があり、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が常に必要である。</p> <p>1)利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。 2)施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。 3)洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。</p> <p>(3)河川区域等の管理 1)河道内樹木の管理 河川管理上支障となる河道内樹木については、生物の生息・生育環境に配慮した上で、計画的に伐採を実施する。</p> <p>なお、実施にあたっては、住民・住民団体、学識者の意見も聴き、生物の生息・生育環境に配慮して、伐採の方法や時期等を決定する。</p> <p>2)河道内堆積土砂等の管理 河道内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな出水後に河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。実施にあたっては、住民・住民団体、学識者の意見も聴き、生物の生息・生育環境に配慮して実施する。</p> <p>淀川本川において、概ね枚方より下流のうち、航路を確保する必要のあるところについては浚渫を実施する。なおその際、砂利採取規制計画に定める範囲内において、砂利採取を認める。</p> <p>3)安全利用のための対策 安心して利用できる河川空間を目指すとともに、危険が内在する河川の自然をふまえた河川利用及び安全確保のあり方に関する情報提供と啓発を関係機関、住民・住民団体の協力を得【具体的対策】 ①河川敷へのアクセス改善(バリアフリー化等)を継続実施する。</p> | <p>水質を改善するために、流域対策の状況を勘案しながら、礫と曝気による浄化を継続運用し、施設の点検及び保全整備を継続して実施する。</p> <p>天野川浄化施設、天神川浄化施設、鳥羽浄化施設</p> <p>大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、流域対策の進捗や淀川本川の流況を勘案しながら、淀川からの導水を継続運用し、施設の点検及び保全整備を継続して実施する。 寝屋川浄化用水機場</p> <p>⑤ 操作の確実性の向上 情報通信技術を活用し、高度で確実かつコスト削減を図れる河川管理体制を確立する。 ・水門・排水ポンプ場等の河川管理施設を、光ファイバー網で結ぶことにより、操作に必要な河川情報の正確かつ迅速な伝達・共有化を実施する。 ・水門、排水ポンプ場等の操作について、遠隔監視等により管理の高度化を実施する一方、異常事態に備えたバックアップ体制を確保する。 ・水門・排水ポンプ場等の集中管理体制を上野遊水地及び淀川河川事務所管内において継続して実施する。(写真 4.6.2-5)</p> <p>4. 6. 3. 許可工作物(橋梁・水門等) 許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者を指導する。 堤防を横断する水門等は、堤防と同等の機能を有している必要があり、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が常に必要である。 1) 利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。 2) 施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。 3) 洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。</p> <p>4. 6. 4. 河川区域等の管理 1) 河道内樹木の管理 洪水の流下を阻害するなど河川管理上支障となる河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画(案)に基づき、計画的に伐採を実施する。</p> <p>なお、実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して、伐採の方法や時期等を決定する。</p> <p>2) 河道内堆積土砂等の管理 河道内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな洪水後に河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。 淀川本川において、概ね枚方より下流のうち、航路を確保する必要のあるところについては浚渫を実施する。なおその際、砂利採取規制計画に定める範囲内において、砂利採取を認める。</p> | <p>④</p> <p>②淀川から寝屋川に浄化用水が導入されているが、水質面や親水面から常時必要な量を導入できるようにしてほしいとの意見をふまえ追記</p> <p>④河川管理者の更なる検討を踏まえた変更(維持管理計画上の観点による修正) ①コスト等効率の良い方法で「安く」「早く」「高品質」を目指して欲しいとの意見 ①コストのかからない計画を立てること、高負担社会とならないように進めることとの意見 等を踏まえて、コスト削減の観点についても明記</p> <p>①樹木が生い茂っており景観上良くないとの意見 ①増水後に樹木に流木やゴミが引っ掛かり見苦しい景観を呈しているとの意見等の意見を踏まえ「地域の景観」にも配慮する旨を追記</p> <p>④</p> <p>④河川管理者の更なる検討を踏まえた変更(利用へ移動したため削除)</p> |

第4章 河川整備の方針と具体的な整備内容

| | |
|-------------|-------------------|
| 変更理由区分 | 黒色:原案と同じ |
| ①住民意見 | 赤色:戴いた意見をふまえた変更箇所 |
| ②市町村長意見 | 青色:表現の適正化等 |
| ③学識経験者意見 | |
| ④河川管理者による変更 | |

| 淀川水系河川整備計画原案 | 淀川水系河川整備計画(案) | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p>なお、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防天端のバイク止め等の構造・設置方法について検討する。</p> <p>②歩行者や自転車が堤防の天端や河川内を安全に連続して移動ができない区間では、縦断的に移動ができるようにする。</p> <p>③瀬田川においては、水辺に親しみ、河川利用拠点間を安全・快適に移動できる散策路整備を継続実施する。(名神高速道路瀬田川橋梁下流～瀬田川洗堰区間)(写真4.6-6)</p> <p>④水難事故防止のため、「水難事故防止協議会(仮称)」を設置し、河川利用者の代表者とともに、対策方法について検討する。</p> <p>⑤危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発を引き続き行う。</p> <p>4)河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。</p> <p>【具体的対策】</p> <p>①良好な河川環境を維持するため、住民団体及び地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。</p> <p>②管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。</p> <p>③不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組織を設置する。</p> <p>④住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置、マスメディアの活用により、住民に啓発を行う。(写真4.6-7)</p> <p>5)河川環境の保全のための指導 河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用者に対して指導を行う。</p> <p>6)テロに対する河川管理施設等における管理体制の強化 関係機関と連携し、平常時から危機管理対策を講じるものとし、情報連絡体制の確立など事前の措置及び河川区域の巡視点検を継続実施する。</p> <p>7)その他 猪名川総合開発事業(余野川ダム)において既に整備した施設や取得済みの事業用地は有効利用を図りつつ適正に管理する。</p> <p>4.7 関連施策 4.7.1 淀川河川公園 本整備計画との整合を図りつつ、「淀川河川公園基本計画改定委員会」の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき公園整備等を実施する。</p> <p>改定に際しては、以下の項目方針をふまえて検討する。</p> <p>1)公園区域やゾーニングの見直し 2)自然環境の保全と再生・復元 3)歴史と文化を取り入れた公園計画 4)淀川にふさわしい利用ができる公園計画 5)まちと淀川をつなぐ河畔区域を含めた公園計画 6)利用者の視点に立ったユニバーサルデザインの導入 7)環境教育・研究の拠点としての既存施設活用 なお、高規格堤防整備や堤防補強対策の実施と連携した河川敷における公園の一体的整備についても検討する。</p> | <p>3) 河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。</p> <p>① 良好な河川環境を維持するため、住民団体及び地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。</p> <p>② 管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。</p> <p>③ 不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組織を設置する。</p> <p>④ 住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置、マスメディアの活用により、住民に啓発を行う。(写真 4.6.4-1)</p> <p>4) 河川環境の保全のための指導等 河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用者に対して指導を行う。また、野犬対策については川沿いの自治体と連携し捕獲に協力する。</p> <p>5) テロに対する河川管理施設等における管理体制の強化 関係機関と連携し、平常時から危機管理対策を講じるものとし、情報連絡体制の確立など事前の措置及び河川区域の巡視点検を継続して実施する。</p> <p>6) その他 猪名川総合開発事業(余野川ダム)において既に整備した施設や取得済みの事業用地は有効利用を図りつつ適正に管理する。</p> <p>4.7. 関連施策 4.7.1. 淀川河川公園 「淀川河川公園基本計画改定委員会」の議論を経て策定された「淀川河川公園基本計画」に基づき公園整備等を実施する。</p> <p>これからの淀川河川公園は、「河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にする」という認識のもとで、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを以下の基本方針により実施する。</p> <p>(1) 整備方針</p> <p>1) 淀川の自然環境が縦断及び横断的に連続するようゾーニング計画を新たに定める</p> <p>2) 淀川の自然環境の保全・再生を図る</p> <p>3) 淀川らしい利用ができるようにする</p> <p>① 淀川の自然環境と利用との調和を図る</p> <p>② 淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる</p> <p>③ 淀川全体をつなぐ・まちと淀川をつなぐ</p> <p>④ 淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる</p> <p>4) 淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす</p> <p>(2) 管理運営方針</p> <p>1) 淀川の自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行う</p> <p>2) 安全、快適に利用できるようにする</p> <p>3) 淀川にふれ、学ぶための機会を増やす</p> <p>4) 多様な主体の参加と連携を図る</p> | <p>④4.5.2.河川敷(4)から移行</p> <p>④淀川河川公園基本計画の検討に伴い変更</p> |